

子どもゆめ基金[®]

2027年度募集案内

子どもの体験活動・読書活動等への
助成を行っています



未来を担う子どもたちに
大きな夢を

イラスト/西村キヌ

一次
募集

2026年

10月1日(土) 10時～12月2日(土) 17時締切

二次
募集

2027年

5月6日(土) 10時～6月23日(土) 17時締切

※初めて申請される場合は、申請の前にID申請が必要となります。 ※上記募集日程は「体験・読書活動」の募集日程となります。その他コースについては、募集案内をご確認ください。

国立青少年教育振興機構は、子どもたちの成長に必要な体験活動や読書活動を推進するため、「体験の風をおこそう」運動や「早寝早起朝ごはん」国民運動にも取り組んでいます。

〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町3-1 E-mail: yume@niye.go.jp

National Institution For Youth Education
国立青少年教育振興機構

子どもゆめ基金



「体験の風をおこそう」運動

かわいい子には体験を!

—子どもの頃の体験は人生の基盤—

運動の詳細や各種資料等はこちらから→



全国の体験活動・プログラム
イベントをさがそう

体験活動情報サイト



目次

「子どもゆめ基金」が変わります	1
子どものために大人ができることは	2
2027年度助成に係る主な変更点	4
子どもゆめ基金新制度等のご案内	5
助成金の交付状況	6
申請から支払いまでの流れ	7
体験活動の指導者に求められる安全管理	8

第1章 体験・読書活動コース

－募集要項について－

1. 助成の対象となる活動	10
2. 助成の対象となる団体	11
3. 助成の対象とならない活動	12
4. 助成の対象とならない団体	12
5. 審査の視点と不採択となった活動の具体例	13
5-1. 審査の視点	13
5-2. オンラインによる活動の視点	13
5-3. 不採択になった具体例	14
6. 助成の対象となる経費	16
7. 活動計画上の留意事項	16
8. 助成金の額、規模、申請件数	16
9. 申請期間及び方法	18
10. 助成交付の条件	18
11. 決定通知等	20
12. その他	20
13. 子どもゆめ基金からのお知らせ	21
14. 経済的に困難な状況にある子どもの体験活動や読書活動への助成	22
14-1. 助成の対象となる活動	22
14-2. 助成の対象となる団体	22
14-3. 助成の対象となる経費	23
14-4. 助成金の額や申請期間等	23
15. 少額助成枠	24

募集チラシ等の作成に関する留意点	26
------------------	----

－経費の取扱いについて－

経費の取扱いについて	31
1. 謝金について（銀行振込）	32
2. 旅費について（個人への旅費支給は銀行振込）	34
3. 雑役務費について	35
4. その他の経費について	36

－助成金申請書入力方法－

申請書入力の流れ	40
----------	----

－Q & A－

1. 助成金の申請・交付等に関すること	61
(1) 助成の対象活動について	61
(2) 助成金の申請について	67
(3) 助成金の交付について	70
(4) その他	71
2. 経費の取扱い等に関すること	72
(1) 収入について	72
(2) 支出について	73
3. 交付決定後の手続きに関すること	80
4. 実績報告や支払いに関すること	82

第2章 社会的課題対応コース

概要	84
----	----

第3章 地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動推進コース

概要	86
----	----

第4章 教材開発・普及活動コース

概要	88
----	----

－助成金を受ける心構え－

	92
--	----

－資料－

○子どもゆめ基金助成金交付要綱	97
○子どもゆめ基金助成金子どもの体験活動・読書活動助成要領	105
○子どもゆめ基金助成金交付の基本方針	108

子どもの未来をひらく「子どもゆめ基金[®]」が変わります

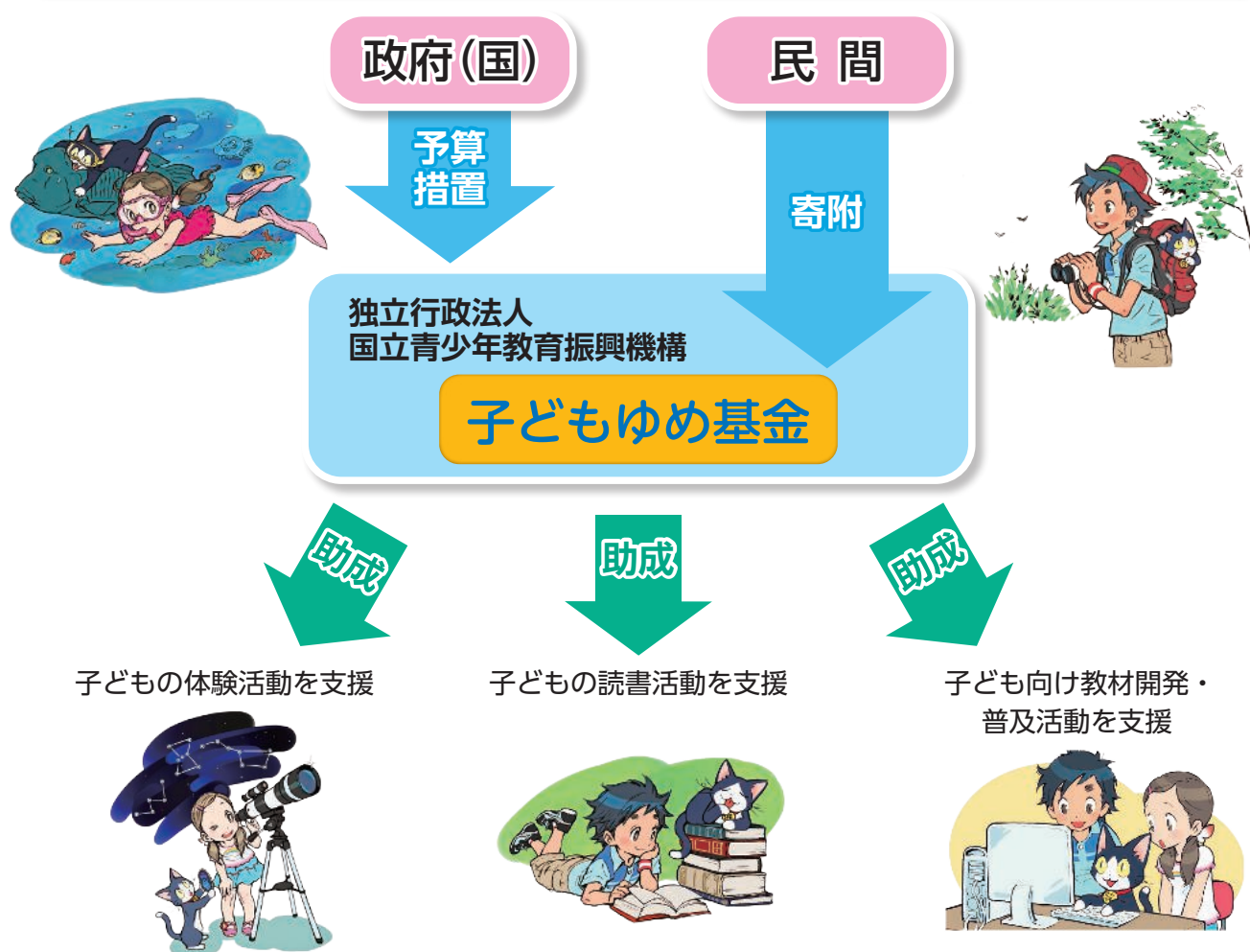
～すべての子どもたちに多様な体験活動を支援します～

子どもたちの「体験活動」を支えて25年――。

平成13年に創設された子どもゆめ基金は、全国各地で実施される体験活動・読書活動を支援してきました。これまで、いわゆる草の根団体の活動を中心に約8万件、約1,400万人の子どもたちに体験の機会を届けてきました。

昨今、少子化の進行やデジタル化の進展、コロナ禍以降の子どもの体験機会の減少、さらには経済状況による体験格差の拡大など、子どもを取り巻く社会環境、また、様々な助成団体からの声にも対応できるよう、令和9年度から「子どもゆめ基金」の改善・充実を図ります。

子どもゆめ基金は、子どもの体験活動・読書活動等を応援することを目的に、国や民間からの寄附金などを財源とし、子どもの健全育成の支援をする基金です。



「子どもゆめ基金」は、衆議院・参議院の超党派の国会議員により構成される「子どもの未来を考える議員連盟」が子どもの未来のために有意義な基金の創設を発意し、平成13年4月に創設されたものです。

この基金は、未来を担う夢を持った子どもの健全育成を推進するため、自然に触れ親しむ活動、科学実験等の科学体験活動、異年齢間の交流を促進する活動、絵本の読み聞かせ会等の読書活動といった地域の草の根団体が実施する様々な体験活動や特色ある新たな取り組み、体験活動等の裾野を広げるような活動を中心に、様々な体験活動や読書活動等への支援を行っています。

子どものために大人ができることは…

「多様な体験を土台とした子どもの成長を支える環境づくり」です

Q1 そもそも体験するってどういうこと？

何かしらの活動や行為を能動的または受動的に行い、それを通じて得られる感情や気づき、学びを含んだ一連の流れを表しています。

「子どもの成長を支える20の体験」（令和6年3月発行）より



Q2 青少年にとって体験や読書がなぜ重要なのか？

----- 国立青少年教育振興機構がこれまでに実施した調査の結果から分かること -----

体験について

自然体験や生活体験、文化芸術体験が豊富な子ども、お手伝いを多く行っている子どもは、自己肯定感が高く、自立的行動習慣や探究力が身に付いている傾向にあります（下図は自然体験と自立的行動習慣の関係を示す図です）。

■…高 ■…中 ■…低

図1 自然体験と自律性の関係（小4～小6、中2、高2）

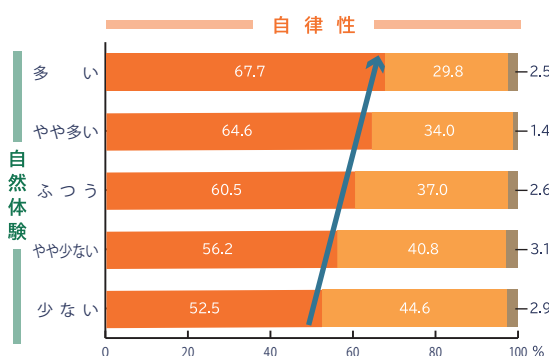


図2 自然体験と積極性の関係（小4～小6、中2、高2）

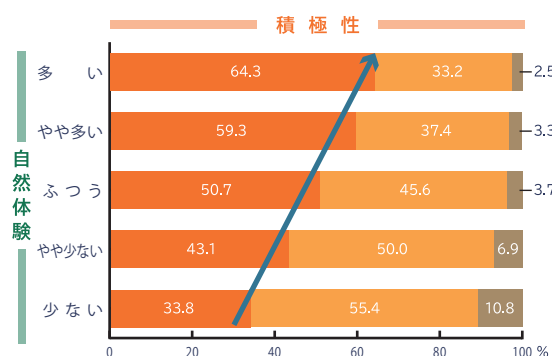
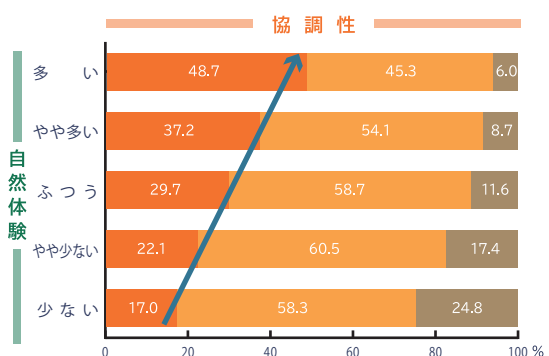


図3 自然体験と協調性の関係（小4～小6、中2、高2）



自立的行動習慣に関する指標

【自律性】

- 人の話をきちんと聞く
- ルールを守って行動する
- 周りの人に迷惑をかけずに行動する
- 自分でできることは自分でやる

【積極性】

- 困った時でも前向きに取り組む
- 自分の思ったことをはっきりと言う
- 人から言われなくても、自分から進んでやる
- 先のことを考えて、自分の計画を立てる

【協調性】

- 困っている人がいたときに手助けをする
- 友達が悪いことをしていたら、やめさせる
- 相手の立場になって考える
- 誰とでも協力してグループ活動をする

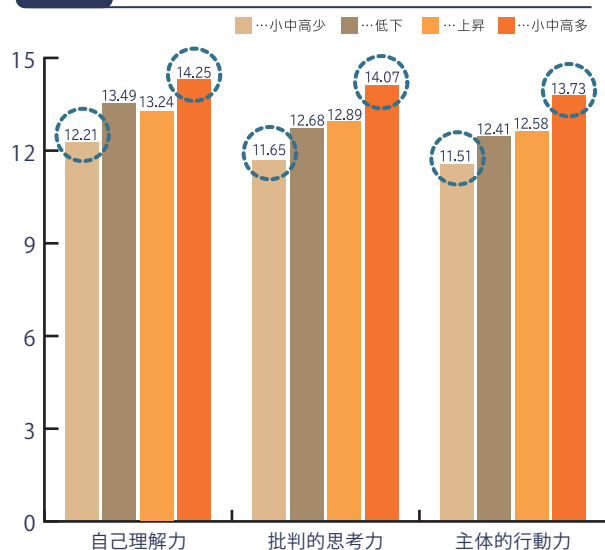
「青少年の体験活動等に関する意識調査」（令和元年度調査）報告書（令和3年3月発行）、
「青少年の体験活動等に関する意識調査」（令和4年度調査）報告書（令和6年3月発行）より

「自然体験」と同様に「生活体験」、「文化芸術体験」「お手伝い」も同様の結果が出ています。詳しくはHPより報告書をご覧ください。

読書について

平成30年の調査では、平成25年に比べて本（紙媒体）を読まない人が増えています。読書をしている人は、していない人よりも意識・能力（非認知能力）が高い傾向にあります。

図4 子どもの頃の読書量と意識・能力の関係



小中高少 …小中高を通して読書量が少ない。
 低下 …小中高で読書量が低下している。
 上昇 …小中高で緩やかに読書量が上昇している。
 小中高多 …小中高を通して読書量が多い。

※数字は意識・非認知能力合計得点の平均値を示す。

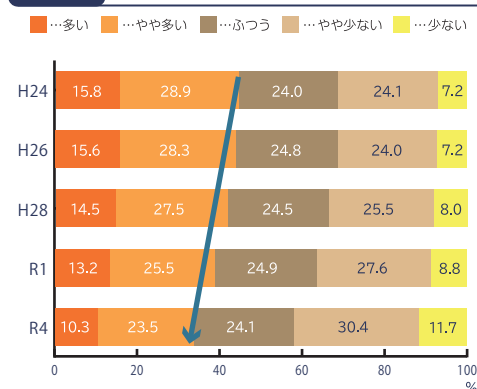
自己理解力：「今の自分が好きだ」「自分には自分らしさがある」など自己肯定感を包含
 批判的思考力：「ものごとを順序立てて考えることが得意だ」など、客観的、多面的、論理的に考える力、自分あるいは他者の意見をまとめる力、コミュニケーション力を包含
 主体的行動力：「わからないことはそのままにしないで調べる」など何事にも進んで取り組む姿勢や意欲

「子どもの頃の読書活動の効果に関する調査研究」報告書（令和3年3月発行）より

Q3 青少年の置かれている現状はどうなっているの？

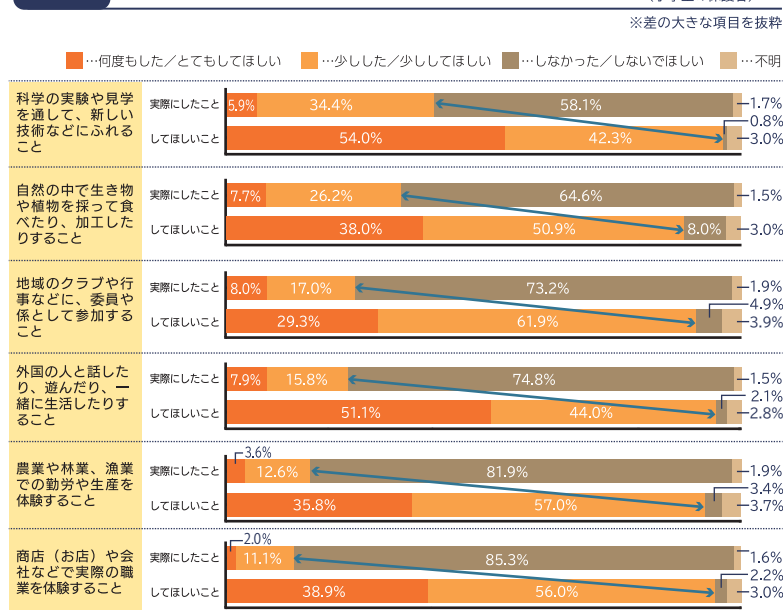
体験活動は減少傾向にあり、青少年やその保護者が希望しているほどの体験活動はできていません。

図5 自然体験の経年変化（小4～小6、中2、高2）



「青少年の体験活動等に関する意識調査」（令和4年度調査）報告書（令和6年3月発行）より

図6 1年間の学校外での体験活動（実際にしたこと、してほしいこと）（小学生の保護者）



青少年教育研究センターについて

青少年教育研究センターでは、他にも「体験活動でどんなことが起こりやすいの？」「体験を通して大人はどう関わればいいの？」「いつどんな体験をさせればいいの？」といった皆さんがイベントを企画・運営する際に出てくる疑問に対する答えづくり参考に情報を発信しています。是非ご活用ください。

ホームページ



Facebook



YouTubeチャンネル



2027年度 助成に係る主な変更点

2027年度助成に係る変更点を次のとおりまとめました。申請時の参考にしてください。

【制度】

- (1) **助成区分の変更 ※体験・読書活動コース**（詳細は p.24～25参照）
申請区分に新たに「少額助成枠」を設け、子どもゆめ基金へ申請いただける選択肢が広がりました。
なお、既存の申請については「一般助成枠」という区分での申請扱いとなります。
- (2) **新しい分野の設置 ※体験・読書活動コース**（詳細は p.10～11参照）
新たに「文化芸術体験活動」、「スポーツ体験活動」を加え9分野となりました。

【運用】

- (3) **新規システムの導入 ※全コース**（申請書の入力方法の詳細は p.40～を参照）
2027年度助成から新システムを使用いただき、申請していただきます。
- (4) **新規団体の定義変更による制限緩和 ※全コース**（詳細は p.16参照）
子どもゆめ基金へ申請いただく新規団体の定義を「子どもゆめ基金に採択実績のない団体」へ変更します。
- (5) **申請時の活動規模と上限額の変更 ※体験・読書活動コース**（詳細は p.16～17参照）
活動規模について、「市区町村規模」、「都道府県規模」、「全国規模」を廃止し、募集延べ人数毎に上限額を設定しました。
- (6) **公募条件（チラシ配布）の緩和 ※体験・読書活動コース**（詳細は p.26参照）
これまではチラシを作成いただき、子どもゆめ基金で承認を得たチラシを配布することを公募の条件としていました。今年度からチラシ作成・承認は必須となりますが、配布については任意とします。

【経費】

- (7) **地域ブロックから旅費の上限額の設定に変更**（詳細は p.34～35参照）
これまで遠方に赴く活動、遠方から指導者・協力者を招く活動の場合、地方ブロックにて制限を設けていました。今年度から地方ブロックを廃止し、旅費の上限額（活動または下見1回あたり1人2万円）の設定に変更することで、これまで以上に広範な活動や指導者に対応できるようになりました。
- (8) **指導・協力謝金上限額の増額**（詳細は p.32～33参照）
謝金の上限について、指導者・協力者1人1日当たり（2時間以上）は1万2千円まで、2時間未満は6千円までとします。
- (9) **借用謝金の改定**（詳細は p.32～33参照）
限度額を土地・田畑の借用謝金1人1か月当たり1万2千円までに増額し、物品の借用謝金を廃止します。
- (10) **作成謝金の改定**（詳細は p.32～33参照）
限度額を1人助成活動1申請当たり1万2千円までに増額します。また、助成対象となる作成物をチラシ・ポスター及び活動当日に必要なサンプルや材料作成に限定します。
- (11) **附帯事務費の対象範囲について**（詳細は p.31参照）
活動を実施するために必要な事務用品・文具用品等の購入について附帯事務費の対象とします。

子どもゆめ基金新制度等のご案内

未来を生き抜く力は、体験から育つ。

社会的課題対応コース（新設）

※概要は P.84 を参照

本コースは、当機構が開発した教育プログラムを活用し、子どもたちが体験活動や読書活動を通じて、探究力・創造性、多様な他者と協働する力を育むことを目的として実施する活動及びその成果を普及するための資料作成に取り組む活動を助成します。

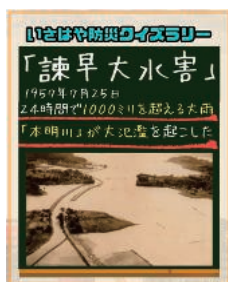
なお、当機構が伴走しながら 2 年間にわたり支援します。

【例】リアル体験におけるデジタル技術を活用した深い学びにつながる教育プログラム等の開発・普及「AR（Augmented Reality）技術の活用による探究型教育プログラム」

※専用のアプリを開発し iPad を使用して活動します。

【防災・減災教育】

地域における過去の災害から教訓や対応を学び、グループ活動による相互の気づきとふりかえりにより探究を深めます。



クイズラリーを通して、過去の災害の画像をみたりすることで探究を促進。

【環境教育】

森林をめぐるながら森の生態を学び、教科学習による知識と身体から感性への働きかけを通して学びが促されます。



クイズラリーを通して、夜の動物の映像を見たりすることにより、学びを促進。

地域のつながりが、体験をひろげる。

地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動推進コース（新設）

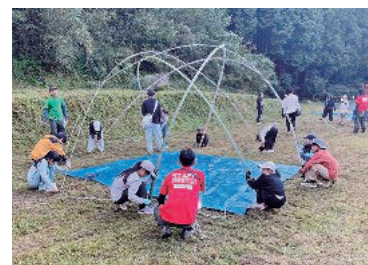
※概要は P.86 を参照

本コースは、子どもたちの体験活動等の重要性を普及・啓発することを目的として、地域が一体となって体験活動を推進する気運を高める取り組みを実施するとともに、子どもたちに自然体験や生活体験など直接体験する場や機会を提供する活動を助成します。

【例】 地域で活動する団体や保護者の皆さま等に、体験活動の重要性を広く普及・啓発できます。



向上心や困難に立ち向かう心を伸ばし、自律的に成長する基礎を養う体験を提供することができます。



デジタル教材が、体験を深める。

教材開発・普及活動コース（変更）

※概要は P.88 を参照

本コースは、子どもの体験活動や読書活動を支援・補完することを目的に、インターネットを通じて子どもや指導者に提供できる教材（Webブラウザ上で使用するものや、スマートフォン等のアプリなど）を開発し普及する活動を助成します。

主な変更点は以下の 2 点です。

- ・助成対象期間を「1 年間」から「2 年間」に変更（1 年目を開発期間、2 年目を普及期間として助成。）
- ・企画書による一次審査を撤廃し、申請書及びプレゼンテーションによる審査に変更。

【例】



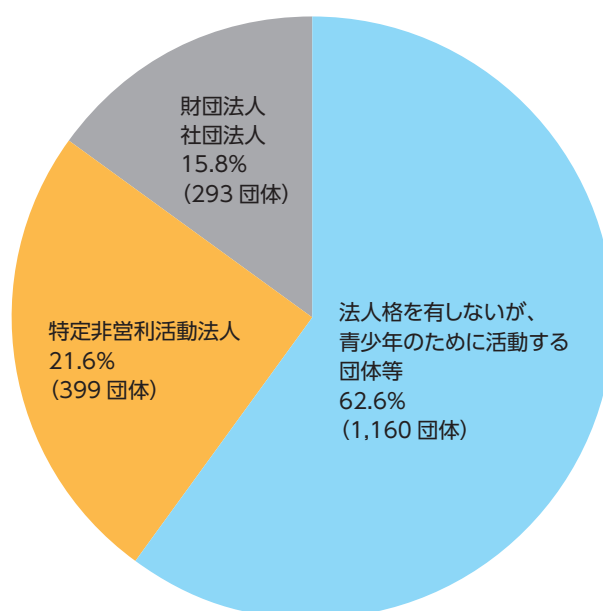
団体名 一般社団法人 未来キッズコンテンツ総合研究所
教材名 AI マスターへの道：君の心のエンジンに火をつける

本教材は、初めて AI に触れる中高生が、安全かつ主体的に活用できる力を身に付けることを目的としています。内容は「解説教材」「インタラクティブ教材」「指導者向け資料」の 3 つで構成されています。「解説教材」では、アメリカの AI4K12 を参考に「AI の考え方」を学べます。「インタラクティブ教材」では、外部の生成 AI サービスを使ったゲーム型学習を通して、プロンプトデザインや AI のカスタマイズ、さらに AI のリスクや国際動向を体験的に学びます。「指導者向け資料」には、指導案やワークシート、実践ビデオを用意し、専門知識がなくても活動を実施できるよう支援しています。

2026年度 助成金の交付(申請・採択)状況[一次募集のみ]

活動区分	申請件数	採択件数	採択率
子どもの体験活動	3,307	2,712	82.0%
子どもの読書活動	313	258	82.4%
教材開発・普及活動	22	6	27.3%
合 計	3,642	2,976	81.7%

団体種別申請状況



申請から支払いまでの流れ

申請方法は、**電子申請のみ**です。

電子申請システムをご利用いただくにあたり、以下のブラウザを推奨いたします。

ブラウザ：Microsoft Edge, Google Chrome, Safari

OS：Windows 11, Mac OS

スマートフォン、タブレットも使用できます。

ID 申請

- ・電子申請システムを初めて利用する場合は、事前に ID の申請・発行手続きが必要です。子どもゆめ基金ホームページから電子申請システムに入り、ID 申請を行ってください。

申請

- ・申請した ID でログインしてください。
- ・反社会的勢力排除に関する誓約書に同意してください。
- ・必要事項を入力し申請してください。

審査

- ・審査委員会による審査を行い、採否を決定します。

交付決定

- ・採否結果を確認するための URL をメールにてお知らせします。交付決定通知書または不採択通知書は、電子申請システムにて確認・ダウンロードして保管してください。
- ・「子どもゆめ基金 2027年度助成金交付の手引き」を子どもゆめ基金 HP からダウンロードしてください（2027年3月末に子どもゆめ基金 HP に掲載予定）。

申請額に対して交付決定額が減額となっている場合や交付条件が附されている場合がありますので、交付決定通知書の内容及び、査定項目についてよくご確認ください。

電子申請システムへの提出

- ・募集チラシ等の広報物を事前（訂正ができる段階）に電子申請システムより提出してください。承認後「体験活動情報サイト」に掲載します。（P.21「子どもゆめ基金からのお知らせ」参照）
- 承認がない場合、助成金を交付しないことがあります。**

活動の実施

- ・活動を実施する際は、「子どもゆめ基金 2027年度助成金交付の手引き」に従い、実施にあたっての留意事項をよくご確認ください。
- ・実施前や実施中に日程の変更や中止をした場合や助成金の概算払いが必要な場合は所定の手続きを行ってください。

実績報告書

電子申請システムで「実績報告書」の入力と必須提出書類の添付・登録をしてください。実績報告書は、**活動が終了した日から30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに提出してください。**

額の確定

- ・実績報告書の内容を確認し、最終的な助成金額が確定しましたら、メールにてお知らせします。確定通知書は、電子申請システムにてダウンロードしてください。

助成金の支払い

- ・確定の通知後、2～4週間程度で助成金をお支払いします。
- ・助成活動にかかる書類（データ含む）は、**2033年3月31日**まで保管してください。

体験活動の指導者に求められる安全管理

1 指導者に求められる「安全配慮義務」とは

体験活動は、ふだんの生活とは異なる場所や環境で行われることが多く、思いがけない事故やケガ、急な体調不良が起こることがあります。

体験活動の指導者は、活動を支えたり教えたりするだけでなく、参加者が安全・安心に参加できる環境づくりに配慮する必要があります。

これを「安全配慮義務」といい、指導者に求められる大切な責任の一つです。

2 「安全配慮義務」を果たすために

「安全配慮義務」を果たすためには、以下の対応等が必要です。

【活動前】起こりうる事故等を想定し、予防や対応方法を準備してください。

【活動中】常に事故等につながる危険の把握に努めてください。

危険を確認した場合、スタッフ同士で対応等を共有してください。

必要に応じて、参加者に安全指導をしてください。

万が一、活動中に事故等が起きた場合には、主催団体の安全配慮が十分であったか、必要な措置を適切に講じていたかが問われることがあります。

また、助成活動に関して助成活動団体の不正、怠慢、その他不適当な行為が認められた場合、当該活動の助成を取り消すことがあります。（参考）子どもゆめ基金助成金交付要綱

3 助成活動の日程変更・中止について

助成活動は日程変更が可能です。

豪雨や猛暑等の気象状況等により安全・安心な活動を確保できない場合は、無理に実施することなく日程変更を検討ください。

活動の日程を変更または中止をされる場合は、事前に事務局までご相談ください。

4 参考資料

子どもゆめ基金では、安全・安心な助成活動を実施するために参考となる情報をホームページに記載しております。

熱中症や熊等の野生生物に関する参考資料も掲載しておりますので、活動の企画・準備・下見、スタッフミーティング等にご活用ください。

（参考）「安全・安心な助成活動の実施について」

https://yumekikin.niye.go.jp/jyosei_katsudo/jisshi.html

第1章 体験・読書活動コース

ー募集要項についてー

○募集要項について

1. 助成の対象となる活動
2. 助成の対象となる団体
3. 助成の対象とならない活動
4. 助成の対象とならない団体
5. 審査の視点と不採択となった活動の具体例
 - 5-1. 審査の視点
 - 5-2. オンラインによる活動の視点
 - 5-3. 不採択になった具体例
6. 助成の対象となる経費
7. 活動計画上の留意事項
8. 助成の額、規模、申請件数
9. 申請期間及び方法
10. 助成交付の条件
11. 決定通知等
12. その他
13. 子どもゆめ基金からのお知らせ
14. 経済的に困難な状況にある子どもの体験活動や読書活動への助成
 - 14-1. 助成の対象となる活動
 - 14-2. 助成の対象となる団体
 - 14-3. 助成の対象となる経費
 - 14-4. 助成金の額や申請期間等
15. 少額助成枠

○募集チラシ等の作成に関する留意点

2027年度 子どもゆめ基金助成金 募集要項

1

助成の対象となる活動

青少年教育の振興及び健全な青少年の育成を図ることを目的に、青少年のうち概ね18歳以下の者（以下、「子ども」）の自然体験活動、社会奉仕体験活動、その他の体験活動及び読書体験活動に対して助成を行います。

●助成を行う対象期間：2027年4月1日（二次募集は10月1日）以降に開始し、2028年3月31日までに終了する活動

●助成の対象となる活動：活動分野は9分野、活動種類は4種類とします。

!

ご注意くださいポイント

・「分野ごとの趣旨」を参考に、活動の「目的・ねらい」に沿った活動の分野を選択し申請してください。

活動の分野			体 験								
			【分野1】 自然体験活動	【分野2】 科学体験活動	【分野3】 交流を目的とする活動	【分野4】 社会奉仕体験活動					
分野の趣旨			子どもたちが自然に触れ親しむ体験を通じて、自然への理解や興味関心を深めるとともに、自立心、やり抜く力等を育むこと	子どもたちが理科や科学に触れ親しむ体験を通じて、科学等への理解や興味関心を深めるとともに、科学的に考えて、学ぶ力や探究する力、やり抜く力等を育むこと	子どもたちが異年齢・異世代や地域間の意図的・計画的な交流等を通じて、互いの理解を深めるとともに、協調性、コミュニケーション等を育むこと	子どもたちが社会や地域に積極的に関わる体験を通じて、思いやりの心や豊かな人間性・社会性を育むとともに、公共心、協調性等を育むこと					
活動の種類	子どもを対象とする活動	【種類①】 子どもを対象とする活動	活動内容の具体例	・豊かな自然や農山漁村での自然とのふれあい、登山、ハイキング、キャンプ、野外炊事、郷土食作り ・森林等での野鳥の保護活動、環境教育活動 ・身近な公園や川等の自然を生かした探究活動、フィールドワーク、工作活動 ・地域の特色を生かした生態観察、放流 など	・科学実験・観察実習教室 ・ものづくり体験を活用した自然科学のワークショップ ・天文や化石の観察などを通じた自然科学のワークショップ ・AI やプログラミングを活用したゲームづくりやロボット操作を行う科学的な活動 など ※	・老人会や一人暮らしのお年寄りのお年寄りを招いてのレクリエーション等の交流体験会 ・大人たちとの学び合いの交流 ・地域に在住する外国の方々を招いて生活や文化を紹介し合うなどの異文化国際交流 ・農山漁村部と都市部など特色が異なる地域との交流 ・通学合宿やプレーパークなど集団活動を通じた意図的な子ども同士の交流 など	・子どもたちの興味や学習成果、得意な技術を活用した奉仕活動 ・老人ホーム等福祉施設を訪問し、話し相手や手伝い、清掃を行う活動 ・地域の魅力を生かした地域活性化や地域おこし、安心安全な地域づくりにつながる活動 ・地域や駅前、公園、河川や海岸等の清掃、空き缶回収 ・地域での花作りや環境美化 など				
		【種類②】 経済的に困難な状況にある子どもを対象とする活動 ↓ 詳細はP.22～23をご確認ください。									
	子どもを対象とする活動を支援する活動	【種類③】 フォーラム等普及活動						・体験活動や読書活動の振興方策等を研究協議するフォーラム ・体験活動や読書活動の普及啓発を図る講演会 など			
		【種類④】 指導者養成						・体験活動や読書活動の指導者・ボランティアとして活動する方を養成する研修会 ・すでに指導者やボランティアとして活動している方のスキルアップを図る研修会 など			

2

助成の対象となる団体

次に該当する団体で、**当該団体が自ら主催**し、子どもの健全な育成を目的に**子どもの体験活動や読書活動の振興に取り組む団体**が助成の対象となります。

1. 公益社団法人、公益財団法人又は一般社団法人、一般財団法人
2. 特定非営利活動法人
3. 上記1. 2. 以外の法人格を有する団体（次に掲げる団体を除く）
 - ① 国又は地方公共団体
 - ② 法律により直接に設立された法人
 - ③ 特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人
4. 法人格を有しないが、活動を実施するための体制が整っていると認められる団体

- ・ 防災教育やSDGsの推進等の体験活動は、各分野の趣旨を参考に申請してください。
- ・ 「**助成の対象とならない活動**」について記載がありますので、詳細はP.12をご確認ください。

※ 2027年度より追加・変更

活 動				読 書 活 動
【分野5】 職場体験活動	【分野6】※ 文化芸術体験活動	【分野7】※ スポーツ体験活動	【分野8】 総合・その他の体験活動	【分野9】 読書活動
子どもたちが職業を体験することを通じて、働く意義や目的を探究すること、望ましい勤労観・職業観を育むとともに、自立心、コミュニケーション力等を育むこと	子どもたちが文化芸術に触れ親しむ体験を通じて、文化芸術への理解や興味関心を深めるとともに、自己理解、自己肯定感、表現する力等を育むこと	子どもたちがスポーツに親しむ体験活動を通じて、心身を健全に発達させるとともに、スポーツへの理解や興味関心を深めるとともに、やり抜く力、協調性、健康への意識等を育むこと	子どもたちが意図的・計画的に組み合わせた総合的な体験活動を通じて、総合的な力を育むこと	子どもたちが本に親しむ活動を通じて、読書への興味関心を深めるとともに、自主的に読書活動に取り組む意欲等を育むこと
・ 地域の事業所や商店などでの職業体験 ・ 将来の進路について考えるインターンシップ ・ 地域の農林水産業を生かした農作物の栽培・収穫、製造業を生かした加工品の製造、サービス業を生かした接客等を体験する活動 など ※	・ 初めて体験する茶道、華道等の生活文化、伝統芸能、大衆芸能等を通じて、日本の伝統文化への理解や興味関心を深める活動 ・ 演劇（現代劇、ミュージカル等）、舞踊（バレエ、ダンス等）、音楽（演奏、合唱等）を通じて、舞台の面白さに触れ親しむ活動 ・ 絵画、和紙作り・染物・竹細工・陶芸等の伝統工芸、太鼓、子守唄、郷土料理、手芸等、多様な文化芸術を体験できる活動 ・ メディアアート・アニメ・マンガ・映像作品・ポピュラーミュージック等「コンテンツ」に慣れ親しんだり制作する等の表現活動 など	・ 未経験者向けの野球、サッカー、ラグビー、卓球等の各種スポーツの体験を行う活動 ・ ボッチャやモルック等、ユニバーサルスポーツの体験を行う活動 ・ スポーツフェスティバルや親子運動会等の活動 など	・ 体験活動を推進する複数の分野を意図的・計画的に組み合わせた総合的な活動 ・ 基本的な生活習慣の確立を目指し複数の分野を意図的・計画的に組み合わせた総合的な活動 ※ ・ その他の体験活動	・ 発達段階に合わせた読み聞かせ会、読書会、おはなし会、ブックトーク、ストーリーテリング（例：乳幼児向けのおはなし会と保護者への家庭読書支援を組み合わせた活動、中高生のための本を使って調べる活動、小学校高学年による本の紹介活動 など） ・ ワークショップ等多様な工夫を通じて本に親しみ楽しむ活動 ・ 家庭読書の普及・啓発活動 ・ 地域の図書館等社会教育施設や書店、読書推進人材などと連携したワークショップ など ※

※フォーラムとは、あるテーマをもとに基調講演や公開討論などのプログラムを実施する活動のことです。

※申請書には、指導者養成事業の全体像がわかるようなカリキュラム表（P.56）を入力してください。

また、実績報告書には受講者名簿を必ず添付するとともに、受講者が実際に指導者として活動した指導実績の把握、保管に努めてください。

3 助成の対象とならない活動

- (1) 当該活動の実施により生じる収益等（寄附金・募金等を含む）を当該活動以外に充当（他団体に寄附する、団体の収益とする等）する活動
- (2) 物品販売（フリーマーケット、模擬店、バザー等）を行う活動（助成団体以外が販売する場合も含む）
- (3) 下部組織を有する団体等が専ら下部組織に対する財政支援を目的とする活動
- (4) 他の団体への助成活動（例えば、他の団体に助成金を支給する活動や、他の団体が主催する活動へ講師を派遣する出前講座等）
- (5) 宗教的または政治的宣伝意図を有する活動
- (6) 公序良俗に反する活動
- (7) 国または地方公共団体等（国立機関、特殊法人、独立行政法人、公立機関、地方公共団体が設置する公民館、図書館、青少年教育施設等を含む）が実施する活動
- (8) 国または地方公共団体等（国立機関、特殊法人、独立行政法人、公立機関、地方公共団体が設置する公民館、図書館、青少年教育施設等を含む）との共催で実施する活動
- (9) 活動の全部または大部分を他の団体等に請負わせて実施する活動
- (10) 他の機関・団体等から委託（指定管理等）を受けて行う活動
- (11) 施設整備または備品購入を目的とする活動
- (12) 団体構成員を対象にして実施する活動
- (13) 学校の授業や行事の一環として行う活動
- (14) 舞台芸術や音楽の鑑賞等のみを目的とする活動
- (15) 乳幼児の保護者への支援を主な目的とする活動
- (16) 会員募集を目的とした活動
- (17) 国または国が出資した基金等に補助金や助成金等の交付申請を行う活動
（例えば、芸術文化振興基金、スポーツ振興基金助成金、スポーツ振興くじ助成金、社会福祉振興助成事業、地域と学校の連携・協働体制構築事業、部活動の地域展開等推進事業）
- (18) 申請 1 件当たりの交付申請額が 2 万円に満たない活動

4 助成の対象とならない団体

1. 国または地方公共団体等（国立機関、特殊法人、独立行政法人、公立機関等を含む）
2. 地方公共団体が設置する公民館、図書館、青少年教育施設等公立施設
3. 団体構成員が 3 名に満たない団体
4. 未成年（18歳未満）が団体の代表者となっている団体
5. 暴力団等反社会的勢力に関与している団体

5 審査の視点と不採択となった活動の具体例

5-1. 審査の視点

過去の子どもゆめ基金審査委員会及び各活動分野の専門委員会においては、以下の視点や安全性、及び参加者に与える効果の視点から審査が行われています。申請する際の参考としてください。

- ・活動目的・内容の的確性
- ・活動の発展性
- ・活動の実現性
- ・募集人数
- ・費用対効果
- ・活動内容と指導者の人数
- ・子どもゆめ基金助成の趣旨との適合性

5-2. オンラインによる活動の視点

子どもゆめ基金では、対面による体験活動、読書活動の実施を前提に助成を行っていますが、オンラインによる活動についても以下のような視点で審査が行われています。

上記5-1に基づき審査をした上で、オンラインを利用した活動については、以下の条件を満たしていることを確認しています。

- ・実際に集合して行う活動と同程度の目的やねらいを達成できること
- ・テレビ会議システム等で双方向につながっていること
- ・実技を伴う活動は安全に行えるよう配慮すること

なお、オンラインによる子どもを対象とした自然体験活動、読書活動は原則として認めていません。

5-3. 不採択になった具体例

【共通】

- ・これまでの実績報告を踏まえ活動内容や経費の使途が不適格であると認められた活動
- ・遠方へ行く必要性が認められない活動
- ・講師を遠方から招く必要性が認められない活動
- ・幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園等の教育課程及び保育時間内で実施する活動
- ・部活動の延長または一部として実施する活動
- ・バスツアーのような活動
- ・外部のパッケージツアーに参加するだけの活動
- ・助成団体以外が主催する事業に参加するだけの活動
- ・活動プログラムの大半が施設見学が中心の活動
- ・複数の申請で活動日や場所、指導者が重複している活動
- ・同一の内容が年間を通して繰り返し実施される活動
- ・子どもを対象とする活動で、主眼がスタッフに置かれている活動
- ・親子参加型の活動で、主眼が親に置かれている活動
- ・指導者養成の活動で、教員の資質向上が目的になっている活動
- ・コンテストやスポーツ大会等の競技会のような活動
- ・目的やプログラム内容の記載が少なく、どのような活動であるかが読み取れない
- ・目的やプログラム内容が、申請された分野の趣旨と乖離している
- ・目的を達成するための意図的・計画的なプログラム内容が記載されていない
- ・目的やプログラム内容の記載が過去の文言をそのまま使用しており、現状と乖離している
- ・募集人数に対して材料や会場等に係る経費が高く、費用対効果が低い
- ・学校の生徒募集や団体の会員募集、団体 PR が主な目的と読み取れる
- ・技術習得・研修・物販等が主な目的と読み取れる
- ・募集対象が特定の団体の所属者に限定され、公募型の活動とは言い難い
- ・募集条件に一定の経験や活動で使用する楽器の所有等があり、参加者が限定的である
- ・「子どもを対象とする活動」の募集対象が大学生のみとなっている

分野1【自然】

- ・自然体験活動がない
- ・子どもを対象としている活動でスキー、カヌー、ヨット、乗馬、ライフセービング等の技術の習得が目的となっている活動
- ・釣り大会やマウンテンバイク競技会等の自然の中で実施される競技会のような活動
- ・屋内でのカヌーやウォールクライミング等の活動
- ・モーターボートやスノーモービルを体験するだけの活動
- ・全体の活動時間の内、農業体験が占める割合が高い活動 ※農業体験は分野5【職場体験】になります。
- ・講師による講演をあらかじめ録画し、それらを視聴するのみの活動
- ・講師が録画した動画を視聴し、実技もテレビ会議システムを使用や、各自がそれぞれの場所で実践を行う活動

分野2【科学】

- ・科学体験活動がない
- ・ロボットコンテスト等の競技会のような活動
- ・プログラミングを体験するだけの活動
- ・活動内容が科学的なエビデンスに基づいていない活動
- ・事前に実験工作キットを送付し、録画した実験についての説明動画を視聴してもらいながら、各参加者がそれぞれ科学実験を行う活動
- ・あらかじめ作成した講演の動画を配信し、視聴してもらう活動
- ・科学や理科工作についての指導者養成で、科学や理科工作についてあらかじめ作成した動画を視聴してもらい、理科工作の作り方指導についての実践は各自行う活動
- ・募集対象年齢の幅が広く、発達段階に応じた適切な活動が設定されていない

分野3【交流】

- ・交流を目的としていない活動
- ・参加者同士の交流機会がない活動
- ・サッカー、スキー、カヌー、ヨット、乗馬、陶芸、楽器等の技術の習得が目的となっている活動
- ・盆踊り大会や地域のお祭り等に参加するだけの活動
(子どもたちが内容を企画し、その過程が明確なものは可)
- ・手紙のやりとり(文通)だけの活動
- ・指導者があらかじめ録画した動画を視聴し、集団遊び等をオンライン上で行う活動
- ・演劇や音楽、合唱等を録画し動画配信をする活動
- ・参加者があらかじめ録画した動画を見せ合うだけの活動
- ・交流体験活動のフォーラムで、発表や報告、講演内容をあらかじめ録画したものを配信する活動
- ・交流体験活動の指導者養成で講座について、あらかじめ録画した動画を視聴してもらい、実技についてはテレビ会議システム等で双方向につながりオンラインで行う活動

分野4・5・8【社会奉仕・職場体験・総合・その他】

- ・社会奉仕体験活動がない
- ・職場体験活動がない
- ・専門的職業訓練のみの活動
- ・VR(バーチャル・リアリティ)、ゲーム等で疑似体験するだけの活動
- ・地域おこしの活動において、指導者が課題を参加者に送り、提出してもらった成果を団体HP等で掲載をして発表をするのみの活動
- ・子どもたちが自分で街づくりや地域おこしに取り組んだ成果についての発表、自分たちが習得した技術(演劇や音楽、合唱等)を録画し動画配信をする活動
- ・社会で働く人たちの動画を作成し配信する活動
- ・合唱や伝統芸能(能や歌舞伎)について、練習内容は指導者からメール等で送り、指導者作成の動画等を視聴して各自練習し、発表のみテレビ会議システムを使用してつながりオンライン上で行う活動
- ・植物を植えて育てる活動で、あらかじめ花の種等を参加者に送り、動画で植え方を視聴して家で花を植えてもらう活動
- ・ボランティア活動や地域活性化の講演、発表、活動報告をあらかじめ録画し配信する活動
- ・ボランティア育成のための指導者養成で講座についてはあらかじめ録画した動画を視聴してもらい、実技についてもテレビ会議システムで双方向につながりオンラインで行う活動
- ・映画やコンサートの鑑賞のみで体験の要素がない活動

分野9【読書】

- ・読書活動がない
- ・読書感想文コンクール
- ・研修視察
- ・蔵書収集が主な目的の活動
- ・文化伝承の手段として本を使用しない語り(昔話、民話)のみを行う活動
- ・原画や本の展示のみを行う活動
- ・フォーラムを開催するにあたり、あらかじめ作成した講演の動画を配信し視聴してもらう活動
- ・読み聞かせの指導者養成で、本の選び方等の講座についてはあらかじめ録画した動画を視聴してもらい、読み聞かせを実際に行うカリキュラムについてはボランティア先を紹介し、各自実践してもらう活動

6 助成の対象となる経費

助成金の交付の対象となる経費は、活動を実施するために真に必要な経費（謝金、旅費、雑役務費、その他経費）とします（「経費の取扱いについて」P.31～37参照）。

費用対効果の観点から、必要最小限の費用をもって最大限の成果・効果が得られるように努めてください。

7 活動計画上の留意事項

- (1) 申請1件における活動回数の上限について

申請1件における活動回数の上限は年間12回となります。二次募集で申請する際は活動期間が半年間となるため、6回を限度とします。

なお、ここでの1回とは参加者が集合してから解散するまでの活動の流れとします。

- (2) 助成活動の実施にあたっては、旅行業法等に抵触することがないように留意するとともに、必要に応じて適切な措置を行うようにご注意ください。
- (3) 活動の内容によっては、参加者に傷害保険への加入を義務づける等の対策を講じてください。
- (4) 上記事項の他、P.18～20の助成の交付の条件も参照してください。

8 助成の額、規模、申請件数

- (1) 申請1件当たりの助成金の限度額は、2万円以上、限度額までとします。募集時期によって限度額が異なるため右表にて確認ください。

助成金額は、子どもゆめ基金審査委員会において活動内容等を審査し、予算の範囲内で決定するため、必ずしも申請額満額を助成できるとは限りません。

- (2) 採択実績のない新規団体が一般助成枠で申請し採択された場合、原則として助成金の限度額は右表の2分の1とします。（※1）
- (3) 活動規模は一次募集及び二次募集ともにすべての規模で申請が可能です。
- (4) 活動規模は活動を行う中での募集延人数（募集人数×活動日数）に合わせて申請をしてください。

例：1泊2日のキャンプを60名で募集し、1回開催する場合。

募集人数＝1日当たり60名

延人数＝60名×2日＝120名

- (5) 申請件数の上限は募集時期によって異なり、〈一般助成枠〉と〈少額助成枠〉を合わせて一次募集時は10件、二次募集時は5件までとなります。（※2）
- (6) 採択された場合には、その後の実績報告書作成等に附随する事務費として、一般助成枠では実績報告時に確定額の5%（20万円以下は一律1万円）、少額助成枠では20%（5万円以下は一律1万円）を乗じた額を計上することができます。（P.31参照）

●注意点

継続年数や規模にかかわらず、同じ活動を行う場合は毎年活動内容の見直しを行ってください。

<一般助成枠>

一次募集			
活動規模	限度額 (※ 1)	対象となる活動の種類	申請件数 (※ 2)
601人以上	600万円	①・② ③・④ の活動	10件まで
600人以下 301人以上	400万円		
300人以下 101人以上	200万円		
100人以下 原則10人以上	100万円		

二次募集			
活動規模	限度額 (※ 1)	対象となる活動の種類	申請件数 (※ 2)
301人以上	300万円	①・② の活動	5件まで
300人以下 101人以上	200万円		
100人以下 原則10人以上	100万円	①・② ③・④ の活動 (※ 3)	

③・④の活動については、活動規模が101人以上の場合も申請できますが、限度額は100万円です。
(※ 3)

<少額助成枠>

一次・二次募集			
活動規模	限度額	対象となる活動の種類	申請件数 (※ 2)
原則10人以上	20万円	①・③・④ の活動	一次募集 10件まで
			二次募集 5件まで

◎これまでは、参加者の募集範囲に応じて活動規模を区分していましたが、2027年度からは参加者の募集延人数により区分するように変更となっています。

●対象となる活動の種類については、以下及びP.10を参照ください。

- ・①子どもを対象とする活動
- ・②経済的に困難な状況にある子どもを対象とする活動
- ・③フォーラム等普及活動
- ・④指導者養成

9 申請期間及び方法

(1) 申請期間

2027年度助成活動の募集は、一次募集及び二次募集に分けて実施し、それぞれの対象となる活動期間、申請期間は以下のとおりです。

募集	活動期間	申請期間
一次募集	2027年4月1日から 2028年3月31日まで	2026年10月1日(木)10時から 12月2日(水) 17時まで
二次募集	2027年10月1日から 2028年3月31日まで	2027年5月6日(木)10時から 6月23日(水) 17時まで

※一次募集で申請・採択された団体も、二次募集に申請することが可能です。

※一次募集では4月1日～3月31日まで実施する活動が申請可能ですが、**二次募集では10月1日以降に開始する活動しか申請できません。**

(2) 申請方法

電子申請システムを利用した申請のみ受付となります。

子どもゆめ基金ホームページ (<https://yumekikin.niye.go.jp>) よりログインしてください。

電子申請締切日の17:00以降の申請は一切受け付けません。余裕をもって申請してください。

<初めて電子申請システムをご利用される方>

- ・初めて電子申請システムをご利用される場合は、事前にIDの申請・発行手続きが必要となります。
- ・IDの登録は電子申請システムからお手続きください。
- ・IDの登録後、団体情報の登録が必要となります。団体情報の登録後、子どもゆめ基金から承認がおりてから申請が可能となります。

10 助成交付の条件

助成金交付決定通知書には、助成金の交付の条件として以下が附されています。これらの条件を満たしていない場合、助成金を交付しないことがありますので、申請される際の参考としてください。

●活動内容に関すること

- (1) 交付要綱及び子どもゆめ基金助成金子どもの体験活動・読書活動助成要領を遵守すること。
- (2) 助成活動団体が公立施設の指定管理者の場合、当該公立施設の主催とならないこと。
- (3) 国又は地方公共団体等助成対象とならない団体と共催しないこと。

- (4) 競技会やコンテスト等が主な目的とならないこと。
- (5) 蔵書が主な目的とならないこと。(読書活動のみ)
- (6) 助成活動団体以外が主催する事業に参加するだけの活動は実施しないこと。
- (7) 指導者養成の活動で資格取得が可能な場合、資格取得を必須として活動を実施しないこと。
- (8) 図書館司書の資格を習得するための活動は実施しないこと。(読書活動のみ)
- (9) 団体構成員が指導・運営に関わることなく、外部指導者（講師）のみにより実施するような活動を行わないこと。
- (10) フリーマーケット、バザー、本の販売等の物品販売（助成団体以外が販売する場合も含む）を行う活動は実施しないこと。
- (11) 屋内のみで行われるカヌーやクライミング等の活動はしないこと。(体験活動のみ)
- (12) モーターボートやスノーモービル等を体験するだけの活動は実施しないこと。(体験活動のみ)

●参加者及びその募集に関すること

- (1) 募集方法は公募とし、各回の参加者数が10人を下回らないよう広く参加者を募集すること。
- (2) 会員にならなければ参加できないような募集を行わないこと。また、会員と非会員で参加費の金額に差を設けないこと。
- (3) 子どもを対象とする体験活動で大人の参加者が子どもより多くなならないよう努めること。

●経費に関すること

- (1) 活動の実施にあたっては、必要最小限の費用をもって効果を得ることができるよう努めること。
- (2) 「(当該年度の) 子どもゆめ基金助成金交付の手引き」で示した「経費の取扱いについて」を遵守すること。
- (3) 収支計画表の積算内訳に記載した経費の種類、単価、数量については、大幅な変更が生じないように努めること。なお、大幅な変更が報告された場合には、助成対象とならない場合がある。
- (4) 活動の全部又は大部分を助成活動団体以外に請け負わせた場合は、交付を行わない場合がある。
- (5) 活動に係る収入があった場合は、収入の部に全額計上すること。
- (6) 指導及び運営委託に関する雑役務費を増額する場合には、助成対象とならない場合がある。

●その他の条件

- (1) 助成活動の実施に関する一切の責任については、助成活動団体が負うこと。
- (2) 参加者募集のためのチラシ・ポスター、活動のしおりや活動報告書等を作成する際には、子どもゆめ基金助成金による活動である旨を表示すること。
- (3) 活動の実施にあたっては、安全対策に配慮すること。特に、川や海等の水辺の活動を実施する場合には、参加者にPFD（Personal Floating Device 通称：ライフジャケット）を着用させるなど、適切な安全対策を講じて活動に取り組むこと。(体験活動のみ)
- (4) 活動中に食品を扱う場合、衛生管理に十分配慮して実施すること。また、必要に応じて保健所の指導を受けること。
- (5) 交付の条件を満たすことが難しい場合などは、子どもゆめ基金と協議すること。

- (6) 助成活動団体の名称、代表者の変更をする時は、ただちに報告すること。なお、代表者は成人（18歳以上）であること。
- (7) 人形劇、パネルシアター等の手法を用いて読書活動を実施する場合には、子どもが読み聞かせや本の紹介などを通じて本に接する機会を設けるなど、「子どもの読書活動の振興を図る活動」であることを意識して活動に取り組むこと。（読書活動のみ）

※上記の他、活動ごとに個別に交付の条件を附す場合がありますので、交付が決定した場合、交付決定通知書に記載された「**個別に附す条件**」をご確認ください（P.70 Q1-43）。

11 決定通知等

申請された活動の審査結果については、2027年4月上旬（二次募集は2027年9月上旬）を目途に通知します。不採択となった場合も同様です。

なお、採択された活動については、子どもゆめ基金のホームページにて、団体名と活動名、交付決定額を公表します。

12 その他

- (1) 募集については、2027年度予算の成立を前提に行うものであり、予算の成立状況によっては実施方法や助成金の額、スケジュール等を変更する場合があります。
- (2) 申請書及び添付資料に記載された個人情報とは、「国立青少年教育振興機構が保有する個人情報の適切な管理に関する規程」に基づき、国立青少年教育振興機構業務及び子どもゆめ基金助成業務以外の目的には使用しません。
- (3) 助成活動は、2028年3月31日までを活動期間としていますが、2028年3月31日以前に開始し、2028年4月7日までの期間に終了する活動であれば申請することができます。

13 子どもゆめ基金からのお知らせ

(1) 他団体の活動事例の紹介

子どもゆめ基金では、助成団体の事業運営を支援するために、団体の持つノウハウや助成団体が知りたい取組や工夫等をホームページに記載しております。子どもゆめ基金ホームページにある「助成団体に聞いてみた！」をぜひご覧ください。



「助成団体に聞いてみた！」特設ホームページ
<https://yumekikin.niye.go.jp/sharing/index.html>

カテゴリーごとに助成団体の取組事例を掲載中



(2) 体験活動情報サイト

本サイトでは全国の企業・団体等が提供する体験活動プログラムを掲載しています。掲載している体験活動プログラムは、実施したい地域・時期・テーマ・対象等別に検索することが可能です。

2027 年度から承認されたチラシは本サイトに掲載されます。



14 経済的に困難な状況にある子どもの体験活動や読書活動への助成

民間団体が、経済的に困難な状況にある子どもの健やかな育成を目的として体験活動や読書活動を行う場合、通常は対象外とされている参加者の交通費・宿泊費や飲食代等（自己負担経費）について、特に助成の対象とすることで、子どもの参加に係る負担を軽減します。

14－１．助成の対象となる活動

次の①または②に該当し、2027年4月1日から2028年3月31日までの間に行われるP.10～11の【種類2】に掲げる活動に対する助成を行います。

- ① 民間の児童養護施設、母子生活支援施設、一般財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会及びこれに加盟する母子父子福祉団体が経済的に困難な状況にある子どもを対象として行う体験活動や読書活動
- ② 上記①以外の民間の機関・団体が、経済的に困難な状況にある子どもの健やかな育成を目的として、児童養護施設や母子生活支援施設、地方公共団体等と協力して参加者の募集や活動の運営等を行う体験活動や読書活動

なお、上記②に該当する場合は、次の2点について、電子申請システムの活動計画概要から入力してください。（P.43参照）

- 貴団体が協力を得る団体の名称、団体概要、担当部署及び連絡先
- 貴団体が協力を得る具体的な内容

14－２．助成の対象となる団体

次に該当する団体で、当該団体が自ら主催し、経済的に困難な状況にある子どもの健やかな育成を目的として、子どもを対象とした体験活動や読書活動に取り組む団体が助成の対象となります。

- (1) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人
- (2) 特定非営利活動法人
- (3) (1)及び(2)以外の法人格を有する団体（次に掲げる団体を除く。）
 - ① 国または地方公共団体
 - ② 法律により直接に設立された法人
 - ③ 特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人
- (4) 法人格を有しないが、活動を実施するための体制が整っていると認められる団体

14-3. 助成の対象となる経費

助成金の交付の対象となる経費は、活動を実施するために真に必要な経費（謝金、旅費、雑役務費、その他経費）とします（「経費の取扱いについて」P.31～37参照）。

通常は参加者の「交通費」「宿泊費」「飲食代」「入場料・体験料」「保険料」については「B. 助成対象外経費」としてありますが、子どもの参加に係る負担を軽減するため、「A. 助成対象経費」として取り扱うこととします。

これらの特に助成の対象となる経費（下記※参照）は、申請書の収支計画表において「経済的に困難な状況にある子どもを対象とする活動において特に助成の対象となる経費」の欄に計上してください。

ただし、各経費の上限額は「経費の取扱いについて」に準じるとともに、この欄に計上できる金額の合計は、参加者の実人数に活動日数と7千円を掛けた金額を上限とします。

※経済的に困難な状況にある子どもを対象とする体験活動や読書活動への助成において、助成の対象となる経費

○旅費のうち、参加者の交通費・宿泊費

○その他の経費のうち、

・会場の借上げ代で参加者の寝食にかかる経費

・参加者の傷害保険及び賠償責任保険料

・参加者の活動プログラム中の飲食代、炊事材料代

※参加者以外のスタッフ（指導者、協力者等）分が含まれる場合、代金を人数で按分し、スタッフ分はB. 助成対象外経費としてください。

・参加者の宿泊施設使用料、入場料及び体験料

・（バス借上げ代が20万円を超える場合のみ）移動用のバス借上げ代のうち、20万円を超え30万円までの経費

*バス借上げ代は、通常の助成とおり「借料損料」として計上

※主催団体（例えば児童養護施設）の職員は、参加者ではなく団体構成員として整理してください。

14-4. 助成金の額や申請期間等

助成金の額、規模、申請期間、申請方法、助成の交付の条件、決定通知等、その他の要領については通常の助成金の募集要項と同じです（P.16～20参照）。ただし、参加者募集については公募の必要はありません。また、本取組に関する「Q&A（P.65）」も参考にしてください。

15 少額助成枠 ◎ 2027 年度より増設

少額助成枠は、助成金の申請から支払いまでの手続きを簡素化し、助成金交付に係る団体の事務負担を軽減することを目的としています。初めて子どもゆめ基金に申請する団体は少額助成枠を活用することをおすすめします。

15－ 1． 助成の対象となる活動

2027年4月1日から2028年3月31日までの間に行われる P. 10～11の【種類①】子どもを対象とする活動、【種類③】フォーラム等普及活動、【種類④】指導者養成に掲げる活動に対する助成を行います。

※【種類②】経済的に困難な状況にある子どもを対象とする活動の場合は、少額助成枠に申請できませんので一般助成枠に申請ください。

15－ 2． 助成の対象となる経費、申請額、申請件数

(1) 経費

助成金の交付の対象となる経費は、活動を実施するために真に必要な経費であり、「謝金（活動当日の指導や協力に関するもの）」「旅費」「雑役務費（プログラムの指導料、振込手数料）」「借料損料（会場借料、会場までの移動に伴うバス等の借料）」となります。（「経費の取扱いについて」 P. 31～37参照）。

少額助成枠の附帯事務費について

少額助成枠は一般助成枠と比べて附帯事務費の割合を高く設定しています。（P. 31参照）

	少額助成枠	一般助成枠
附帯事務費	確定金額に20%を乗じた額 ※確定金額が5万円以下は一律1万円	確定金額に5%を乗じた額 ※確定金額が20万円以下は一律1万円

※1円未満は切捨てとします。

(2) 申請額

1 活動の申請額は2万円から20万円までとします。

※新規団体であっても限度額は20万円までです。

(3) 申請件数

少額助成枠と一般助成枠の併用が可能です。

※申請件数は一般助成枠と少額助成枠をあわせて数えます。

一次募集：一般助成枠、少額助成枠あわせて10件まで申請できます。

二次募集：一般助成枠、少額助成枠あわせて5件まで申請できます。

15－3．助成金の対象となる団体や申請期間等

助成金の対象となる団体、申請期間、申請方法、助成の交付の条件、決定通知等、その他の要領については一般助成枠の募集要項と同じです（P.17～20参照）。

15－4．少額助成枠のメリット

- ・対象となる経費を重点化していることから、一般助成枠に比べ早く確定・支払されます。

※助成対象外経費は合計額のみ報告し個別の経費の報告は不要。

- ・領収書提出に関する手続きを簡素化できます。

※助成の対象となる経費を「謝金（活動当日の指導や協力に関するもの）」「旅費」「雑役務費（プログラムの指導料、振込手数料）」「借料損料（会場借料、会場までの移動に伴うバス等の借料）」に限定しており、助成対象外経費の領収書の提出は不要。ただし5年間の保存は必要。

募集チラシ等の作成に関する留意点

- 参加者募集のため広報物を作成する際は、下記のチェックポイントを参考に作成してください。記載事項に不備があったり、記載内容の大半が助成活動に直接関係のない事項（助成活動以外の活動の募集や事業報告等）であったりした場合には、その印刷代や送料はB.助成対象外経費となることがありますのでご注意ください。
- 募集チラシ等の広報物を事前（活動開始または募集締切の1か月前のいずれか早い日）に電子申請システムへ提出いただき、承認を得てください。提出がない場合、助成金を交付しないことがあります。なお、配布は任意となります。
詳しい掲載手順は、採択された団体へお知らせします。
- 承認されたチラシは「体験活動情報サイト」に掲載されます。
- 交付決定前にチラシを作成・配付する場合は、必ず「子どもゆめ基金助成活動」申請中と記載し、電子申請システムに提出をしていただき、承認を得てください。
- 商標法、著作権法等により保護されている知的財産にあたっては、その使用に留意するとともに、必要に応じて適切な措置を行うようにご注意ください。例えば、オリンピックの大会名称等の各種用語も知的財産であり保護の対象となるため、自由に使用することはできません。
具体例）オリンピック、オリンピック等

< 広報物作成時のチェックポイント >

記載事項	留意点
① 主催団体名	助成団体名としてください。
② 活動名	助成活動名としてください。
③ 活動日	明記してください。
④ 活動場所	所在が明らかになるよう、名称及び住所等を明記してください。
⑤ 主な活動内容	明記してください（時間含む）。雨天時に活動が変わる場合その旨明記してください。
⑥ 指導者名	可能な限り、指導者名を記載してください（指導者が未定の場合は、指導団体名でも可）。
⑦ 募集対象・人数	明記してください。なお、各回の募集人数は原則10名以上としてください。
⑧ 参加費	明記してください（無料含む）。キャンセル発生時の参加費の取扱いも可能な限り明記してください。
⑨ 申込先・問合せ先・申込方法	明記してください。申込先・問合せ先は、原則、助成団体としてください。助成団体名ではなく個人名を記載する場合は、団体構成員の方としてください。
⑩ 共催・後援団体名	共催団体や後援団体がある場合は記載してください。 なお、国または地方公共団体等と共催で実施する活動は、助成金の交付対象となりませんのでご注意ください。
⑪ 子どもゆめ基金助成活動表示バナー	子どもゆめ基金の助成活動である旨を示す下記バナーを必ずチラシ下部に挿入してください。バナーは、子どもゆめ基金 HP からダウンロードできます。（https://yumekikin.niye.go.jp/download/index.html） ・A4 サイズ縦型：横幅いっぱいの大きさとバナーを配置ください。 ・A4 サイズ横型、ポスター等：バナーの縦・横の比率を変えず、縦 3.5cm 以上となるように配置ください。 ・A4 より小さいサイズ：横幅いっぱいの大きさとバナーを配置し、必要に応じて子どもゆめ基金まで相談ください。 ※バナーは A4 サイズ縦型のチラシを想定したものとなっておりますが、横型や A4 サイズ以外のチラシを作成される場合も上記ルールを遵守ください。 本活動は、「子どもゆめ基金」の助成活動です。国立青少年教育振興機構は、子どもたちの成長に必要な体験活動や読書活動を推進するため、「体験の風をおこそう」運動や「早寝早起き朝ごはん」国民運動にも取り組んでいます。 本活動では、子どもゆめ基金への報告のために写真撮影を行います。   「体験の風をおこそう」運動 かわいい子には体験を！ — 子どもの心の体験は人生の宝 — 運動の詳細や各種資料等はこちらから →  全国の体験活動・プログラムイベントをさがそう 体験活動情報サイト 

＜チラシの作成例＞

交付決定前にチラシを作成する場合は必ず、
「子どもゆめ基金助成活動」
申請中と記載してください。



National Institution For Youth Education
独立行政法人 国立青少年教育振興機構

「子どもゆめ基金助成活動」申請中

募集チラシ

自然の中で思いっきり楽しもう！

②

Go!Go! デイキャンプ

大自然を満喫できるキャンプ場で新しい発見をし、
友達との交流を通して夏の思い出をつくろう！！



第1回目

第2回目

③ 活動日

〇〇年〇月〇日（土）

〇〇年〇月〇日（日）

④ 活動場所

〇〇自然の家 キャンプ場（〇〇川）
〇〇市▲▲12-3

〇〇自然の家 キャンプ場（▲▲の森）
〇〇市▲▲12-3

⑤ 主な
活動内容

リバートレッキング
「川の生きものにふれてみよう」

09：00 〇〇自然の家キャンプ場集合
09：30 リバートレッキング
14：30 現地解散

課題解決オリエンテーリング
“くもの巣ゲーム”

「みんなで協力して、くもの巣を抜け出そう！」

09：00 〇〇自然の家キャンプ場集合
09：30 オリエンテーリング
14：30 現地解散

⑥ 指導者紹介

代々木 三郎（□□県△△協会指導員）
参宮 橋子（●●県■協）

⑦

募集対象 小学校5～6年生

募集人数 各回60名

⑧

参加費 1,000円（保険代含む）

⑨

申し込み先 /
問合せ先

特定非営利活動法人 代々木の森クラブ
東京都▲▲区◆◆5-1
TEL：03-0001-0001
MAIL：yume-kikin@jyosei.co.jp

申し込み方法

メールにてお申込みください

①

【主催】特定非営利活動法人 代々木の森クラブ

⑩

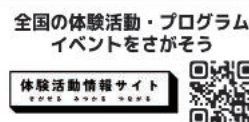
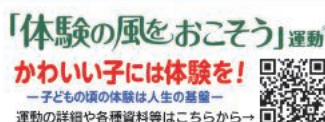
【後援】▲▲区教育委員会

【共催】NPO 法人神宮倶楽部

本活動は、「子どもゆめ基金」の助成活動です。国立青少年教育振興機構は、子どもたちの成長に必要な体験活動や読書活動を推進するため、「体験の風をおこそう」運動や「早寝早起き朝ごはん」国民運動にも取り組んでいます。

本活動では、子どもゆめ基金への報告のために写真撮影を行います。

⑪



－経費の取扱いについて－

○経費の取扱いについて

1. 謝金について
2. 旅費について
3. 雑役務費について
4. その他の経費について

経費の取扱いについて

助成活動に係る支出は、【謝金】【旅費】【雑役務費】【その他の経費】という4つの経費項目に分けられます。さらに、経費項目ごとに、助成の対象となるもの・ならないものという経費区分（下記参照）と、助成対象上限額が設けられています。

ここでは、経費項目ごとの経費の取扱いをご紹介しますので、活動中の経費執行に際し、必ずご確認ください。より多くの活動を採択できるように、実態に沿った経費を計上してください。過度な積算が認められる場合には、一定の査定を行う場合があります。

- ① 交付決定時に未申請の経費は、実績報告時に計上されても認められない可能性があります。
- ② 活動に係る経費について、経費項目に関わらず必ず積算根拠を明確に記載して申請してください。（入力例は p.50）
- ③ 謝金（指導・協力謝金）と雑役務費（プログラム指導料）、借用謝金及び作成謝金については交付決定時の金額が上限となり、他の経費から謝金に経費を流用することはできません。交付決定された謝金総額を上回る金額を支払った場合、超過分はB. 助成対象外経費となりますのでご注意ください。
- ④ 謝金・個人に支払う旅費については、すべて銀行振込で行ってください。銀行振込以外での支払いは計上できない経費となります。その他経費の支払いも、可能な限り銀行振込で行ってください。
- ⑤ 申請時の収支計画表の積算内訳に記載した経費の種類、単価、数量については、大幅な変更が生じないよう努めてください。万が一大幅な変更が報告された場合は、B. 助成対象外経費となります。
- ⑥ 各経費項目におけるキャンセル料（取消料）は荒天や自然災害、感染症流行によるキャンセルの場合に限り、A. 助成対象経費とします。（団体の自己都合によるキャンセル料はB. 助成対象外経費となります。）
- ⑦ 原則、2027年4月1日から（二次募集は交付決定日から）助成活動の終了する日までに支払いの事実が発生したもので、かつ実績報告書の提出期限または2028年3月31日のいずれか早い日までに支払ったものが対象となります。
- ⑧ 次頁以降に掲げる経費のほかに、子どもゆめ基金審査委員会において審議し判断した経費で、国立青少年教育振興機構理事長が認めた経費は、B. 助成対象外経費または計上できない経費となります。

< 経費区分 >

A	助成対象経費	助成活動に係る経費のうち、助成の対象となる経費
B	助成対象外経費	助成活動に係る経費のうち、助成対象とならない経費
	計上できない経費	・ 団体運営のための経費 事務所開設費、事務所等の賃貸料、募集に関わらないホームページ作成費、光熱費、ランニングコスト、研修等資質向上等の活動に直接関係ない経費等 ・ 領収書やレシート等、支払いを証明する書類が存在しない支出 自動販売機で購入、期限内支払いであっても領収書・振込明細等が提出期限までに手元がない場合 ・ 不備のある領収書等経費に関する書類 ・ 銀行振込をしなかった個人への謝金・旅費 ・ 実績報告書提出期限以降に支払ったもの ・ 金券・商品券・図書カード及びポイントによる支出 （支出の一部の場合はその相当分を除き、経費取扱いに則り区分） ・ 活動で使用しなかった消耗品等の余り分 ・ 助成金の申請や実績報告等に伴う事務作業に対する謝金
	附帯事務費	・ フォトボードの印刷費やフォトボードを入れる額やファイルの購入費 ・ 子どもゆめ基金への申請資料、実績報告書、助成金交付の手引きの印刷費 ・ 参加者や子どもゆめ基金への電話連絡等に係る通信費等に充当できる経費 ・ 活動を実施するために必要な事務用品・文具用品等の購入費

謝金とは、講演の講師や活動に携わる指導者・スタッフに対し指導や協力に対する謝意を表すために支払う経費のことです。謝金の前払いは行わないようにしてください。

参加者が10名を下回った場合、また申請時の募集人数に対し参加者が6割を切った場合は、実績報告書提出時に経費を査定します。

指導を委託し、その対価として先方からの請求に基づいて支払う場合は、謝金ではなく雑役務費となります。雑役務費については、P.35を参照してください。

- 1 所得税の源泉徴収を行った場合は、実績報告時に源泉徴収税の納付を証明する書類を添付してください。
- 2 指導者は可能な限り団体所在の各地域に在住の指導者を活用するとともに、**特定の方に偏って多額の謝金を支払うことがないよう留意してください。**
- 3 国立青少年教育振興機構職員への謝金支払いは計上できません。

A	活動当日の指導や協力に関するもの	
	★①特別指導謝金	著名な講師による講義・講演に対する謝金 ※活動の種類が「フォーラム等普及活動」で、かつ1回50名以上を募集する活動に限る ※団体構成員は適用不可
	★②指導・協力謝金	上記①以外に対する謝金
	上記以外	
	③借用謝金	活動を実施する上で不可欠な土地、田畑を個人から借りた際の謝金 ※ただし物品は、活動当日に借用する場合のみとし、市販されていないものや市販されているものよりも安価に借用できるものに限る
B	④作成謝金	チラシ・ポスター及び活動当日に必要なサンプルや材料作成に限る
	・前払いをした謝金 ・カメラマンや記録者等、活動の記録に携わるスタッフに対する謝金 ・事前の打合せや下見、その他の準備等に対する謝金 ・菓子折等物品による謝礼 ・団体構成員及び共催団体の構成員のうち、当該団体から給与・手当等支給を受けている者に対する謝金 →活動前の準備期間等に借用した借用謝金 ・車を貸出した個人への借用謝金 ・物品を貸出した個人への借用謝金 ・参加者に対する謝金 ・小中学生に対する謝金 ・図書カード等、金券による謝礼	

< 謝金の助成対象限度額一覧 >

謝金の助成対象限度額は以下のとおりです。（ここでの1人とは指導者・協力者を指します。）ただし、ここに示した内容は、あくまでも助成対象の上限額であり、指導内容や時間等に応じて減額する等、活動の実態に応じて適正な額を設定してください。

なお、上限額を上回る場合、その超過分はB．助成対象外経費となります。

A	★①特別指導謝金	1人1回当たり 10万円 まで、 かつ助成活動1申請あたり 10万円 まで ※複数人を招聘する場合でも、 助成活動1申請当たりの上限 額は10万円となります。	単価設定の根拠となる理由書を作成してください（必須）。 申請時の指導者・講師のプロフィール 及び単価設定の根拠となる理由書に は、講演の依頼内容や予定時間のほか、 講師のプロフィール（活動歴、最近の 講演・講師歴、主な著書、その他受賞 歴等）を必ず記載してください。 同日に、同一人物に対して、②と併 用はできません。
	★②指導・協力謝金	1人1日当たり 1万2千円 まで (指導・協力時間が2時間未満 の場合は 6千円 まで) ※複数助成活動を行っていた場 合でも、上限額は1日当たり 1万2千円 または 6千円 まで となります。	実働時間とは、参加者の受付開始から プログラム終了までを指し、事前 準備や片付け時間は含まれません。 同日に、同一人物に対して、①と併 用はできません。
	③借用謝金		
	活動当日に 借用する場合	1人1ヶ月当たり 1万2千円 まで	「活動当日」とは、参加者が活動を行 う日を指します。 (P.69 Q1－42 参照)
	活動前の準備期間等に 借用する場合	1人助成活動1申請当たり 1万2千円 まで	
	④作成謝金	1人助成活動1申請当たり 1万2千円 まで	日付のみや色合いの変更のみ等、軽 微な修正に対する作成謝金は認めら れない場合がありますのでご注意く ださい。

水色で表記している部分は2027年度助成より変更しました。

★は少額助成枠で助成金の交付の対象となる経費です。

2

旅費について（個人への旅費支給は銀行振込）

旅費とは、団体構成員や指導者等が活動当日や下見の際に活動場所までに要する交通費及び宿泊費のことです。移動に要した交通費や宿泊費を支払った場合は、旅程や金額の内訳がわかるよう電子申請システムの実績報告の「旅費支給内訳簿」に入力してください。

- 原則として、自宅と活動場所までの往復にかかる経費を助成対象とします。自宅以外を発着する場合は、自宅と活動場所までの往復に係る経費（往復割引があれば適用）を超えない範囲内で助成対象とすることができます。
- 下見にかかる旅費は、助成活動場所1箇所につき1回かつ3人分までを助成対象とします。これを超える分については、B. 助成対象外経費となります。
- 航空機を利用する場合は、領収書及び航空券の搭乗証明書や保安検査証の写しを宿泊費を支出する場合は、宿泊先から発行される領収書の写しを実績報告書に添付してください。添付がない場合はB. 助成対象外経費となります。
- 旅行会社に代行して切符や宿泊等の手配をした場合、旅行会社が発行した領収書等及び手配明細がわかるものを実績報告書に添付してください。

A ★	公共交通機関		グリーン料金、割増航空賃、スーパーシート料金、国内旅行傷害保険料等については、B. 助成対象外経費となります。
	自家用車	活動または下見1回当たり 1人（台）2万円 または実費のどちらか低い方まで ※燃料費は1台1km当たり25円まで	上限超過分はB. 助成対象外経費となります。 ・燃料費は、走行距離に応じた額を助成対象（上限超過分はB. 助成対象外経費）とします。 ただし、この燃料費をガソリン代（実費）で支払った場合は、そのガソリン代（実費）または走行距離に応じた額のいずれか低い額を助成対象の上限とします。 ・レンタカーのガソリン代は実費のみとします。 ・有料道路でETCを利用した場合は、利用証明書（ホームページ等から入手可）やカード会社の請求明細等、内訳のわかるものを添付してください。
	宿泊費	1人1泊当たり1万円 または実費のどちらか低い方まで	素泊まり分の経費のみ助成対象となります。上限超過分はB. 助成対象外経費となります。宿泊費を1泊2食付き等の金額で支出した場合、飲食代はB. 助成対象外経費となります。宿泊に伴う電話料金やクリーニング代等も同様です。
	駐車料金		指導者、団体構成員の移動に係るもの
B	・参加者の旅費		
	・海外渡航費		日本から海外に行く場合の渡航費や、海外から講師を招聘する場合の渡航費は助成の対象となりませんが、現地や国内での交通費・宿泊費は限度額の範囲内で助成対象となります。
	・キャンセル料		荒天や自然災害、感染症流行によるキャンセル料は、A. 助成対象経費となります。
	・下見にかかる旅費で、1箇所につき1回かつ3人分を超えるもの ・助成活動以外の用務に係る旅費 ・下見以外の事前準備等に係る旅費（事前打合せ、チラシ配布、物品購入等） ・グリーン料金、割増航空賃、スーパーシート料金、国内旅行傷害保険料等		
	・タクシー代		公共交通機関が整っていない場合等には、A. 助成対象経費として認める場合があります。
	・飲食代や旅費、日当等、実費交通費以外の旅費 ・団体または共催団体に対する支出 ・団体構成員の勤務先及び所属団体への支出		
	・団体構成員及び共催団体の構成員のうち、当該団体から通勤手当等の支給を受けている者に対する旅費		通勤区間外である場合はA. 助成対象経費となります。
その他	・パック料金		通常の航空券代や宿泊費（限度額1万円）の合計金額よりも安価であれば、A. 助成対象経費として認められます。ただし、飲食代はB. 助成対象外経費となります。

水色で表記している部分は2027年度助成より変更しました。

★は少額助成枠で助成金の交付の対象となる経費です。

雑役務費とは、助成団体が助成活動に係る業務の一部を、法人格を持つ団体（法人番号を持つ団体等）（※個人事業主を除く）に委託し、その対価として先方からの請求に基づいて支払う経費のことです。実績報告時には領収書等に加え、支出の内訳が確認できる書類（請求書等）が必要になります。

なお、先方の請求に基づいて支払うのではなく、あくまでも謝礼として支払う場合は、雑役務費ではなく謝金（P.32～33 参照）となります。

個人事業主への支払いは **B. 助成対象外経費** となりますのでご注意ください。

A	★プログラムの指導料（講師派遣料）	人件費及び旅費は、謝金と旅費の限度額が適用され、その超過分は B. 助成対象外経費 となります。
	・指導者や協力者のプログラム体験料	参加者分は B. 助成対象外経費 となります。
	・広告掲載料（フリーペーパー、新聞掲載等、WEB）	・助成活動1件当たり、一律5万円までとし、超過分は B. 助成対象外経費 となります。 ・自団体のホームページへの掲載料やSNSを活用した広告費は、 B. 助成対象外経費 となります。
	・舞台設営や機材設置に係る費用 ・会場警備費 等	
	・ピアノの調律費	団体所有のピアノの場合は、 B. 助成対象外経費 となります。
	・著作権使用料	
	★銀行振込手数料 ・支払手数料 ・役務手配時に発生する手数料 （団体対応が困難な役務に係る経費に限る）	・助成対象外経費を振込む（支払う）場合の振込手数料（支払手数料）は B. 助成対象外経費 になります。 なお、助成対象経費と同時に振込む場合の振込・支払手数料はA. 助成対象経費となります。 ・役務手配時に発生する手数料は過度な計上（概ね対象となる役務の1割を超えるもの）がある場合には実績報告書確認時に査定する場合があります。
B	・傷害保険料、賠償責任保険料 等	請求書に保険料が合わせて記載されていた場合は、その金額を B. 助成対象外経費 とします。
	・自団体または共催団体に対する支出 ・自団体または共催団体の構成員に対する支出	
	・ 団体構成員（家族を含む） の勤務先及び所属団体への支出	
	・団体の代表者が所属する別団体の構成員に対する支出	
	・団体の親団体、子団体、グループ企業等関連団体（団体構成員が役員等を兼務している団体や資本関係のある団体）への支出及びこれらの団体に所属するものへの支出	
	・新聞折り込み料、ポスティング料	
	・施設・物品等の破損における修理代	

★は少額助成枠で助成金の交付の対象となる経費です。

4 その他の経費について

(印刷製本費・通信運搬費・借料損料・消耗品費 等)

消耗品は、物品の性質上、使用するに従い消費され、その性質が長期使用に適さないものをいいます。ただし、購入単価が1万円(税込)を超えるものは助成の対象となりません。

なお、1万円以下の物品であっても団体が他の活動でも使えるような物を過剰に購入することのないよう、助成活動に真に必要な物品を適正な数量・単価で購入するようにしてください。

また、参加者が持参できるものは、各自で持参してもらうように手配してください。

- 1 個人・任意団体・個人事業主への支出はB. 助成対象外経費となりますのでご注意ください。ただし、消耗品費については、屋号のある個人事業主からの購入に限りA. 助成対象経費となります。
- 2 自団体、共催団体、団体構成員(家族を含む)の勤務先及び所属団体、団体のグループ企業等関連団体(団体構成員が役員等を兼務している団体や資本関係のある団体)への支出はB. 助成対象外経費となります。
- 3 フリマアプリ・オークションによる購入に対する支出はB. 助成対象外経費となります。
- 4 活動終了後に支払った場合は、納品書等により納品日或使用日を確認しますので、実績報告書に添付してください。
- 5 事前・事後の打合せや反省会等に係る経費及び活動報告書に係る経費はB. 助成対象外経費となります。
- 6 補充を目的とした物品の購入費はB. 助成対象外経費となります。(切手・レターパックを含む)

A	印刷製本費	チラシやポスター、活動資料等の印刷費、複写費、製本費 ※業者に外注する場合は、印刷部数のわかる書類(請求書、納品書等)を提出してください。
	通信運搬費	郵便料、切手、はがき、運送代(宅配便代等) 活動終了後に切手やレターパックを購入し補充した場合は、郵券使用簿を作成してください。 ※宅配便により送付する場合には、個人名ではなく団体名で発送及び受取りを行ってください。 ※対象外経費の物品送料はB. 助成対象外経費になります。(助成対象経費と同時に送付する場合は、A. 助成対象経費となります)
	借料損料	活動に必要な車両・船舶等の借料損料(★)、活動に必要な物品の借料損料 助成活動で使用したことが明確なWi-Fi機器レンタル代 ※使用した日付、日数や単価等の内訳がわかるものを実績報告書に添付してください。 ※プログラムの一環などの理由でバスや船舶等を貸し切った場合は、助成活動1件につき20万円が上限となり、超過分はB. 助成対象外経費となります。 ※支払先からの請求に基づいて支払うのではなく、謝礼として支払う場合は謝金に該当します。
		国立及び公立の青少年教育施設の宿泊やシーツ代を伴う場合の施設使用料(指導者・スタッフ・参加者分) ※青少年教育施設について 青少年のために団体宿泊訓練又は各種の研修を行い、あわせてその施設を青少年の利用に供する目的で、地方公共団体又は独立行政法人が設置した社会教育施設を指します。 会場借料(★)、施設使用料・入場料、駐車料金(参加者の輸送に係るもの) ※支払先からの請求に基づいて支払う場合のみ助成の対象となります。個人への物品借用の謝礼はB. 助成対象外経費となります。 借用衣服等のクリーニング代
		荒天や自然災害、感染症流行によるキャンセル料
	消耗品費	活動に真に必要な消耗品(チラシや活動資料等作成のためのコピー用紙・インク代、教材費・材料費) ※B. 助成対象外経費に記載されている物品等を除く 活動プログラム中の熱中症対策としての飲料購入費 ・経口補水液(ゼリー状のもの可)、スポーツドリンク、お茶、水、氷の5点に限る。 熱中症対策の飲料は日帰りは1日2本(500ml程度)／人、宿泊は1日3本(500ml程度)／人までとします。 ※参加者分を含む熱中症対策としての飲料購入費はA. 助成対象経費ですが、指導者・スタッフ分のみ場合はB. 助成対象外経費としてください。

★は少額助成枠で助成金の交付の対象となる経費です。

B	印刷製本費	・写真現像代等記録関係の経費 ※活動に直接必要と認められた場合は、A. 助成対象経費となります。 ・看板、横断幕、のぼり旗
	通信運搬費	・郵便料、切手、はがき、運送代（宅配便代等）のうち、助成活動に直接関係ないもの（事後のアンケートや記念写真、共催・後援・協力申請、依頼状、礼状等）にかかる送料 ・個人に送るチラシ・案内のDM等の郵送料
	借料損料	・プログラムの一環などの理由でバスや船舶等を貸し切った場合の借料損料のうち、上限額20万円を超過する金額 ・参加者分の会場借料、施設使用料・入場料・リフト代、駐車料金 ※利用者1人当たりの料金が設定されている参加者分の施設利用料・入場料等（国立及び公立の青少年教育施設の宿泊を伴う場合の施設使用料（シーツ代も含む）は除く） ※1室（面・棟）当たりの料金が設定されている会場借料のうち、コテージやテントサイト等宿泊にかかるものは利用人数で按分してください。 ・借料物品の破損による修理代
	消耗品費	○飲食関連用品 （飲食代、炊事材料代、野菜等食物の種や苗、熱中症対策としての塩分チャージタブレット等） ○医療・感染症対策関連 （内服薬、日焼け止め、PCR・抗原検査料（検査キット含む）、消毒液、マスク、体温計等） ○電化製品（通電により使用するもの） （PC 機器及び周辺機器、オーディオ機器、冷暖房機器、プリンター、カメラ、記録用メディア、電球等） ○金券・記念品・表彰関連用品 （金券、図書カード、記念品代、表彰に係る経費等） ○家具・収納用品 （机、椅子、収納棚、収納ケース、コンテナ、台車等） ○衣類・防寒・雪上活動用品 （帽子、長ぐつ、くつ、ゴーグル、手袋、ウェア、ゼッケン等） ○書籍・資料関連用品 （指導者や協力者の資質向上を目的とした書籍、蔵書目的の書籍等） ○アウトドア用品 （テント、タープ、寝袋を含む寝具類、コンロ、クーラーボックス、ジャグ、ヘッドライト、釣り竿等） ○娯楽・ゲーム関連用品 （テレビゲーム、ボードゲーム、カードゲーム（トランプ、かるた、百人一首等）、マイコンボード（micro:bit 等）、花火等） ○その他の活動関連費 （生花代（講演会の演台装飾）、稚魚、団体所有物の修理代等） ※上記以外の物品においても実績報告書確認時、使用用途等により B. 助成対象外経費となる場合があります。 ※活動の中で参加者が持ち帰る物品に係る材料、部品等に関しては参加費を徴収するなど、受益者負担で検討してください。

水色で表記している部分は2027年度助成より変更しました。

一助成金申請書入力方法一

申請書入力の流れ

申請書の入力を始める前に ※システム画面は現在開発中であり、実際の画面と異なる場合があります。

ここでは助成金申請書を入力していただくにあたり、気を付けていただきたい入力要領を項目ごとにまとめました。電子申請システムの操作方法については、電子申請画面右側にある「操作マニュアル」をご参照ください。

1. 電子申請用のIDを申請する(初めて子どもゆめ基金に申請する場合のみ)



子どもゆめ基金に初めて申請をする団体、または電子申請システムを利用したことがない団体は、上記からIDの申請を行ってください。

※ ID 申請の際は入力漏れがないよう、全ての項目を入力してください。

2. 反社会的勢力排除に関する誓約書を提出する

申請書を作成するためには、反社会的勢力排除に関する誓約書に同意する必要があります。

次の①～④の作業を行うことにより、自動的に日付、団体名、代表者名が入った誓約書が子どもゆめ基金に提出されます。



①

反社会的勢力排除に関する誓約書をクリック

別タブで「反社会的勢力排除に関する誓約書」が開く
→ 内容を確認した上で、このタブのみを閉じる。
※電子申請システムのタブを閉じないでください。

独立行政法人国立青少年教育振興機構理事長 殿

反社会的勢力排除に関する誓約書

当団体は、令和9年度子どもゆめ基金助成金を申請するに当たり、下記の事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約内容に反した場合、助成金の返還や助成対象団体からの除外を含むいかなる処分を講じられても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 当団体は、自ら（主要な出資者、役員、及びそれに準ずる者を含む）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団又は第2条第6号に規定する暴力団員、準構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力団員の関係者、その他公益に反する行為をなす者（以下「暴力団員等」という。）でないこと、並びに、過去5年間もそうでなかったことに加え、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当せず、暴力団員等を利用しないことを誓約する。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 当団体は、自ら又は第三者を利用して下記に該当する行為を行わないことを誓約する。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

③

「反社会的勢力排除に関する誓約書について同意し、交付申請と合わせて子どもゆめ基金に提出する。」のチェックボックスをクリックし、チェックを入れる

④

「申請書を作成する（体験・読書活動）」ボタンを押下
→ 申請書の作成を開始

電子申請
電子申請システムへようこそ

代々木森のクラブ

代表者 渋谷 太郎 団体構成員 代々木 三郎 団体構成員 新宿 二郎 団体構成員 参宮 橋子

各種メニュー

団体情報修正 > **申請書を作成する >** 振込口座登録・変更 >

当団体は、子どもゆめ基金助成金交付要綱に定める「助成金の交付の対象としない団体」に該当しないことを誓約します。

☒ 反社会的勢力排除に関する誓約書について同意し、交付申請と合わせて子どもゆめ基金に提出する。

※誓約書の内容を確認するとチェックを入れることができます。

申請書入力時に気を付けたいポイント

申請は参加者の募集ごとに作成して下さい。異なる参加者に同じ目的やねらいのプログラムを複数回実施する場合は、1つの活動として申請してください。

活動計画概要



ステップ 1 / 8

子どもゆめ基金助成金交付要綱を遵守した上で、助成金申請書を作成します。

活動名

活動名（ふりがな）*

さとやまでしぜんたいけん

12 / 255

活動名*

里山で自然体験！

8 / 80

活動の分野

活動の分野*

自然体験活動

活動の種類

活動の種類*

子どもを対象とする活動

資格取得*

☐ 可能（資格名: ） ☐ 任意 ☐ 必須

0 / 1000

☒ 不可能

参加者を募集する範囲*

- ☐ 24都道府県以上で募集(全国規模)
☐ 全国規模以外で、都道府県下全域または、都道府県を越えて募集(都道府県規模)
☒ 上記以外で、市区町村単位または、複数の市区町村にて募集(市区町村規模)

募集地域

募集地域*

神奈川県横浜市

7 / 1000

募集対象*

☐ 未就学児（ ～ 歳） ☒ 小学生（ 3 ～ 6 年生） ☐ 中学生 ☐ 高校生

☐ 大学生等 ☐ 一般成人 ☐ 保護者 ☐ その他（ ）

0 / 1000

【活動計画概要】

項 目	入 力 要 領	備 考
①活動名	募集要項・チラシ等、広報に使用する際の活動名を入力してください。 特定のグループのメンバーを対象とした活動であると誤解を招くような活動名とならないよう注意してください。 ※入力時に文字数制限があります。	
②活動の分野	合致するものをプルダウンから選択してください。	
③活動の種類	合致するものをプルダウンから選択してください。 活動に参加することで資格の取得が「可能」である場合は、取得条件は「任意」を選択してください。 「必須」を選択する場合、助成対象となりません。 「指導者養成」を選択した場合は、全体がわかるような「カリキュラム表」をステップ6で作成してください。（詳細はP. 56－57） 経済的に困難な状況にある子どもの健やかな育成を目的とした活動を行う場合は、「経済的に困難な状況にある子どもを対象とする活動」を選択してください。	P. 65 Q1－24
④参加者を募集する範囲	参加者の募集範囲に合致するものを1つだけ選択してください。	P. 64 Q1－21
⑤募集対象	参加者（スタッフを除く）として募集する対象をすべて選択し、「未就学児」・「小学生」を選択した場合は、年齢・学年も必ず入力してください。	

P22 14-1 ②に該当する場合

経済的に困難な状況にある子どもの体験活動への助成において協力先がある場合、こちらに入力してください。

団体名称

〇〇自立援助ホーム

9 / 255

団体概要

生活困窮世帯の子どもへの学習・生活支援、海外ルーツの子どもへの学習支援等

36 / 3000

担当部署

〇〇自立援助センター

10 / 3000

連絡先

045123456

9 / 3000

協力を得る具体的な内容

自立援助ホームに住んでいる子どもたちへのイベントの案内・補助...etc

36 / 3000

次に2点を入力してください。

- ・貴団体が協力を得る
団体名称、団体概要、担当部署及び連絡先
- ・協力を得る具体的な内容

募集方法 *

- ⑥
- ☒ チラシ（配布先: ） ☒ ポスター（掲示先: ）
10 / 1000 7 / 1000
- ☐ 広報誌（名称: ） ☐ その他（ ）
0 / 1000 0 / 1000

共催 *

☐ あり

共催先

⑦

0 / 1000

☒ なし

参加者の安全対策健康管理等

傷害保険への加入 *

☒ する

☐ しない（理由: ）
0 / 1000

安全対策 *

⑧

指導者・スタッフと下見・事前打合せを行い、活動場所の危険箇所や注意事項をマニュアルとしてまとめ共有する。沢登り、川遊びでは、指導者・スタッフが活動当日の沢、川の状態を確認する。また、参加者に注意事項を説明し、ライフジャケットを着用してもらい、危険箇所を中心にスタッフを配置する。

139 / 150

健康管理 *

事前に参加者のアレルギー、既往症、障害等の有無を健康調査票にて把握する。また、熱中症対策として、こまめな水分補給を参加者に促す。受付時、活動日の朝は、体温チェックを行う。急な体調不良に備え、活動場所近辺の救急病院の住所、連絡先を指導者・スタッフ間で共有する。参加者の保護者の連絡先も事前把握する。

148 / 150

 一時保存

[ホームに戻る](#)

[次へ >](#)

申請書作成の際は、定期的に一時保存をしてください。

【活動計画概要】

項 目	入 力 要 領	備 考
⑥募集方法	該当する方法の□にチェックし、() 内も必ず入力してください（複数選択可）。 項目にある募集方法以外の場合は、「その他」を選択し、募集方法を入力してください。	
⑦共催	活動を実施する際に、共催する団体等があれば、団体名を入力してください（予定がない場合は、「なし」を選択）。	P. 63 Q1-13 Q1-14
⑧参加者の 安全対策・ 健康管理等	傷害保険に加入しない場合は、その理由を入力してください。 ※活動の内容によっては、参加者に傷害保険への加入を義務づける等の対策を講じてください。 活動の実施にあたり、参加者に対する安全対策及び健康管理をどのように計画しているのかを具体的に してください。 ・安全対策 特に、野外活動を実施する場合には各プログラム（沢登り、川（海）遊び、ハイキング、釣り、カヤック、登山、スキー、山での活動等）にどのような安全対策を講じるのか具体的に してください。 ・健康管理 活動を実施するに当たり、参加者の具体的な健康管理について してください。	

指導者・協力者



ステップ 2 / 8

⑨

指導者・協力者1

削除

ふりがな(姓) *

よこはま

4 / 255

ふりがな(名) *

しろろ

3 / 255

姓 *

横浜

2 / 80

名 *

四郎

2 / 40

自宅住所

郵便番号 *

2740073

7 / 7

検索

都道府県 *

千葉県

市区町村 *

船橋市

3 / 40

番地以下の住所 *

田喜野井1-1-1

9 / 255

勤務先/所属先 *

所属先: 船橋スポーツ協会

保有資格: NEALインストラクター、キャンプインストラクター

43 / 1000

+ 指導者・協力者を追加する

注: 入力された個人情報は、「(独) 国立青少年教育振興機関が保有する個人情報の適切な管理に関する規程」に基づき、子どもゆめ基金助成業務以外の目的には使用しません。

【⑨指導者・協力者】

- ・ここでは、団体情報で登録されている 団体構成員以外が本活動に係る場合、外部の指導員を登録してください。
- ・団体構成員が指導者・協力者として プログラムに係る場合、団体情報の団体構成員情報に登録が必要です。
- ・本画面から登録した指導者・協力者は【プログラム内容画面】の「当日に係る指導者・協力者（スタッフ）」に指定いただけます。
- ・指導者が決まっていない場合は、姓・名欄は「未定」と入力してください。

- ・勤務先その他、保有している資格を入力してください。
 - ・野外活動を実施する場合には、活動に係る資格を持っていることが望ましいです。
- [指導者資格の例]
NEAL インストラクター (P.112参照)
キャンプインストラクター
RAC インストラクター等

一時保存

ホームに戻る

< 前へ

次へ >

プログラム内容



ステップ 3 / 8

この活動を計画した目的やねらい *

都会では体験できない里山ならではの活動を行います。異年齢の子どもたちがグループになり、子ども同士が力を合わせる活動を行うことで、思いやりの気持ちや協調性を養い、責任感と自己肯定感を高めます。また、里山での生物に触れることで、環境学習につなげるとともに、自然への興味・関心を養います。さらに、子どもたちが協力して1つの目標を達成することで達成感を得るとともに、豊かな自然と触れることで自然への理解を深めることを目指します。

210 / 250

具体的なプログラムと主なポイント

プログラム名1 *

野外炊飯

4 / 255

登録されている活動プログラム：第1回

主なポイント *

フォローをする、子どもたちで協力し合うことにより、思いやりの気持ちや協調性を養います。年長者はリーダーの役割を担うことで、責任感と自己肯定感を高め、年少者は年長者の行動を見てその場で必要な行動を学び、自己の役割に気づきます。

112 / 150

プログラム名2

里山のお宝発見

7 / 255

登録されている活動プログラム：第1回

主なポイント *

植物の専門家の指導の下、里山ならではの植物・昆虫・野鳥を観察します。里山を歩きながら、発見した植物・昆虫・野鳥の生態や生育環境を調べることで、環境学習につなげます。植物・昆虫に触れることで、自然を身近に感じてもらい、自然への興味・関心を養います。

123 / 150

プログラム名3

みんなで沢登り

7 / 255

登録されている活動プログラム：第1回

主なポイント *

沢登りでは、異年齢の子どもたちでグループを作り、協力しながら安全なルートに登ります。協力しながら岩場や滝を上り目標地点まで到達することで、達成感を得ます。また、豊かな自然と触れることもできるため、自然への理解を深めることができます。

116 / 150

活動プログラム一覧

開催順	開催期間	活動場所	状態
第1回	2027/08/01~2027/08/02	国立諫早青少年自然の家	登録済

+ プログラムを追加

+ プログラムを追加

【⑩この活動を計画した目的やねらい】

この項目は、**審査において重要な視点**となります。**参加者に「何を伝えたいのか、または感じさせたいのか」「どんな力を身に付けてほしいか」**等、活動を計画した意図や活動の分野に合わせた「ねらい」を**180字以上**にまとめてください。

【⑪プログラム名と主なポイント】

この項目は、**審査において重要な視点**となります。⑩で設定した活動の目的やねらいを達成するための具体的なプログラムを3つまで入力が可能です。
また、プログラム名と主なポイントを通じて参加者に気付いて欲しいことや理解を深めて欲しいこと等を入力してください。

【⑫活動プログラム一覧】

活動1回毎にプログラムを追加（作成）してください。同様のプログラムを複数回実施する場合も1回毎に追加（作成）してください。
この項目は活動1回当たりの開催期間、活動場所、プログラム内容等を詳細に入力してください。（p.48活動プログラム画面）
また、参加者に対する事前・事後指導等を予定している場合も、入力してください。

活動場所

都道府県 *

長崎県

活動場所名 *

国立諫早青少年自然の家

11 / 1000

+追加

概要

募集人数(子ども) *

50 名

2 / 6

募集人数(大人) *

0 名

1 / 6

参加費 *

☒ 有料

6500 円

4 / 18

☐ 無料

日帰り/宿泊(宿泊数) *

☐ 日帰り☒ 宿泊

1 泊 2 日

1 / 2

1 / 2

プログラム内容

日付 *

2027/08/01

内容 *

09:00~09:30

〇〇駅前広場集合、受付

09:30~10:30 自己紹介・アイスブレイク、交流ゲーム

→異年齢の子供たちとコミュニケーションがとりやすいよう内容を工夫する

10:30~13:30 【★野外炊飯、片付け(3時間)】

①作り方と材料の配布(20分)

②調理(2時間)

③食事、片付け(40分)

→グループ内で役割分担を決めて各自が協力して取り組めるようスタッフは声掛け・指導をする

13:30~16:00 【★里山のお宝発見(2時間30分)】

事前説明 (30分)

里山のお宝発見 (2時間)

→複数のグループに分かれながら、その地域ならではの植物や昆虫、野鳥を観察する。発見したものはしおりに記録してもらい、振り返りの際に発表してもらう

※途中、休憩を入れつつ活動を行う

16:00~17:00 本日の振り返り

→楽しかったことや感動したことを共有し、自然を身近に感じてもらえるような時間にする

17:00~18:00 夕食、片付け

18:00~19:00 自由時間

19:00~ 入浴、消灯

20:30~21:00 消灯

480 / 1000

日付 *

2027/08/02

内容 *

06:00~09:00 起床、身支度、朝食、片付け

09:00~12:00 【★みんなで沢登り (3時間)】

事前説明・準備 (40分)

沢登り (1時間50分)

→安全対策、熱中症に気を付けながら、普段の生活では味わえない自然体験をしてもらい、理解を深める

着替え (30分)

12:00~13:00 昼食

13:00~14:30 出発、バス移動、車中にて振り返り

14:30 〇〇駅前広場解散

204 / 1000

+追加

⑭プログラム内容欄について、単にタイムスケジュールを記載するだけでなく、活動の目的・流れ・支援方法・安全面への配慮・工夫点等を入力することで活動内容を視覚化し、見通しが持ちやすくなるような計画を立ててください。

～入力例～

- ・個々の特性やペースに合わせて支援方法を調整する。
- ・成功体験を積み重ねられるよう段階的に課題を設定する。

⑮

当日活動に関わる指導者

+ 団体構成員名簿からコピー

+ 指導者・協力者名簿からコピー

指導者名	所属先	指導するプログラム*
渋谷 太郎	代々木森のクラブ	里山のお宝発見 7 / 255
参宮 橋子	代々木森のクラブ	野外炊飯 4 / 255
横浜 四郎	船橋スポーツ協会	みんなで沢登り 7 / 255

計 3 名
うち、団体構成員 2 名

当日活動に関わる協力者(スタッフ)

+ 団体構成員名簿からコピー

+ 指導者・協力者名簿からコピー

協力者名	所属先	外部協力者/団体構成員
代々木 三郎	代々木森のクラブ	団体構成員

計 1 名
うち、団体構成員 1 名

※保存後に一時保存ボタンを押下すると、収支計画画面に遷移できません。保存ボタンを必ず押下してください。

【プログラム内容】

項 目	入 力 要 領	
⑬募集人数・参加費	参加人数は子どもと大人の人数をそれぞれ入力してください。 複数回実施する場合も、1回の活動で募集する人数を入力してください。 参加費は「有料」の場合は、1人当たりの参加費も必ず入力してください。	P. 64 Q 1-19 P. 72 Q 2-2
⑭プログラム内容	この項目は活動1回当たりの開催期間、活動場所、プログラム内容等を詳細に入力してください。(p.48活動プログラム画面) また、参加者に対する事前・事後指導等を予定している場合も、入力してください。 1日の開始・終了時間だけでなく、各プログラムの開始・終了時間を入力してください。 ※交流分野の場合は、(1)誰と誰の交流を目的とした活動なのか、(2)意図的な交流の仕組みを明確に入力してください。	
⑮当日活動に係る指導者・協力者	謝金の有無に関わらず、当日の活動に関わるすべての方を役割ごとに入力してください。 団体情報で登録いただいた団体構成員、またはステップ2の指導者・協力者で登録いただいた方を『団体構成員名簿からコピー』または『指導者・協力者名簿からコピー』から指定してください。	

収支計画



ステップ 4 / 8

※本画面は入力例のため、一部を表示しています。収支計画を入力する際は、活動に要する経費を項目毎に詳細に入力してください。

支出の部 464,700円

すべて開く

すべて閉じる

編集

助成対象経費A

347,200円

指導・協力者

20,000円

謝金：指導者（2時間以上）当日

10,000円 × 1人 × 2日 × 1回

20,000円

謝金

20,000円

○作成謝金 チラシ作成

10,000円 × 1人 × 1申請 × 1回

10,000円

○物品等借用（土地・田畑等）当日

10,000円 × 1人 × 1ヶ月

10,000円

旅費

47,500円

公共交通機関 当日

5,000円 × 2人 × 2回

20,000円

公共交通機関 下見

5,000円 × 1人 × 2回

10,000円

自家用車 当日

25円 × 150km × 1台 × 2回

7,500円

宿泊費(国内) 当日

10,000円 × 1人 × 1泊 × 1回

10,000円

雑役務費

1,500円

○その他 振込手数料

300円 × 1件 × 5人 × 1回

1,500円

借料損料

230,000円

バス等 バスレンタル

150,000円 × 1台 × 1日 × 1回

150,000円

その他 ライフジャケットレンタル(沢登り・川遊び用)

1,000円 × 50人 × 1日 × 1回

50,000円

その他 国立施設使用料(参加者宿泊分)

600円 × 50人 × 1日 × 1回

30,000円

消耗品費

28,200円

消耗品費 スポーツドリンク

120円 × 1本 × 75人 × 3回

27,000円

消耗品費 野外炊飯用スポンジ・洗剤

150円 × 2個 × 4班 × 1回

1,200円

助成対象外経費B

117,500円

助成対象外経費B

117,500円

保険料 参加者・スタッフ

300円 × 1件 × 75人 × 2回

45000円

炊事材料代 お米、野菜

500円 × 1食 × 75人 × 1回

37500円

交通費（参加者分）交通費

500円 × 50人 × 1日 × 1回

25000円

その他 謝金（事前打ち合わせ）

5,000円 × 2人 × 1日 × 1回

10000円

収入の部 464,700円

すべて開く

すべて閉じる

編集

子どもゆめ基金助成金交付申請額

114,000 円

参加費収入

300,000円

補助金・寄附金等

50,000円

自己資金

700 円

【収支計画】

項 目	入 力 要 領	備 考
①助成対象経費 A	助成対象経費とは、助成金の交付の対象となる経費のことです。 なお、助成対象経費として認められた経費であっても、「経費の取扱いについて」で示した限度額を上回る場合には、その限度額までを入力し、その差額は助成対象外経費 B に計上してください。 ★少額助成枠は指導・協力者、旅費、雑役務費、借料損料のみ入力が可能です。	P. 68 Q 1-37
①助成対象経費 A (経済的に困難な状況にある子どもを対象とする活動において特に助成の対象となる経費)	活動の種類で「経済的に困難な状況にある子どもを対象とする活動」を選択した場合は、支出の部を追加する際に、この経費を選択することができます。通常は助成対象外経費である参加者の交通費や宿泊費、飲食代等をこの欄に計上することができます。 この欄に計上できる金額の合計は、参加者の実人数に活動日数と7千円/日を掛けた金額を上限とします。	P. 22~23 P. 65 Q 1-28
②助成対象外経費 B	助成対象外経費とは、助成活動に係る経費ではあるが、助成の対象とはならない経費のことです。 「経費の取扱いについて」で示した限度額を上回る部分についても助成対象外経費 B に計上してください。 一般助成枠を選択した場合は、購入した項目毎に内訳を入力してください。 ★少額助成枠を選択した場合は、総額を入力してください。(内訳の入力は不要です。) 【例】 	P. 73 Q 2-5
③子どもゆめ基金助成金交付申請額	「助成対象経費 A」と「活動規模別限度額 (P. 16「8. 助成の額、規模、申請件数」参照)」のいずれか低い額を上限とし、円単位、千円未満は切り捨てで入力してください。 ※2万円に満たない場合は助成の対象になりません。	P. 68 Q 1-36
④参加費収入	参加費を設定する場合は、必ず積算内訳も入力してください。 ※参加者から徴収する金額のみを入力してください。スタッフ（指導者、協力者等）から参加費を徴収する場合は「自己資金」へ含めてください。	P. 72 Q 2-2
⑤補助金・寄附金等	地方公共団体等からの補助や他団体からの寄附等、子どもゆめ基金助成金以外からの支援を見込んでいる場合は、当該団体名・支援の種類（補助金、助成金、協賛金、広告料収入等）及びその金額をすべて入力してください。 ※地方公共団体等からの補助金が、団体の実施するいくつかの活動に対して交付される場合は、当該助成活動に係る相当額を補助金として計上してください。	P. 72 Q 2-3 Q 2-4

特別指導謝金（P.32 ～ P.33 参照）を支出する場合のみ入力

指導者・講師のプロフィール及び単価設定の根拠となる理由 ①

指導者・講師のプロフィール ①

・船橋六郎（ふなばし ろくろう）氏
・20〇〇年札幌市に生まれる。〇〇大学卒業後、××社に入社。また図書館・保育園・幼稚園の研修会など地域の後援会活動や大学、絵本研究会の講師を務め、退職後も続ける。20〇〇年、船橋に児童書専門店を立ち上げ、保育園で定期的に子どもたちに読み聞かせを開催している。

主な受賞・講演歴

19×× 『△△△△△△△△』 船橋幼稚園で講演を実施
19×× 『△△△△△△△△』 札幌保育園で子どもたちに読み聞かせを行う
20×× 『△△△△△△△△』 を執筆
20×× 日本児童文学賞 〇〇受賞 etc....

266 / 3000

指導者・講師の単価設定の根拠となる理由 ①

船橋六郎氏は、〇〇前社長として長年児童文学に携わった経験から、子どもが本にであうことの大切さについて、各地で積極的な講演活動をおこなっています。受賞歴、講演歴ともに多くの経歴があり、子どもたちの読書環境を整え、広める活動を支えていくためにも本講座を開催したいと考えています。etc....

144 / 3000

単価の設定の根拠となる理由書には、講演の依頼内容や予定時間の他、講師のプロフィール（活動歴、最近の講演・講師歴主な著書、その他受賞歴等）を必ず記載してください。

< 前へ 次へ >

団体概要



ステップ 5 / 8

※ 団体の種別～団体概要について、修正が必要な場合は、団体情報より修正してください。

団体の種別

特定非営利活動法人

団体URL

https://example.com

団体設立年月

2000年5月

団体の活動範囲

兵庫県全域

団体が管理・運営する施設

種別	施設名	設置者
指定管理	××スポーツセンター	
指定管理	△△スポーツセンター	
指定管理	〇〇自然の森	

団体設立の経緯・沿革

2000年5月設立
現在に至る

団体概要（目的）

子どものスポーツ自然活動を行う。スポーツは球技がメイン。自然活動は山・川・海での体験活動をしています。

団体概要（構成）

10名で活動中。
外部からの一時的な支援等あり。

この項目の修正はできません。
修正が必要な場合は、
団体情報より修正を行ってください。
(詳細は p.54)

①

団体の財政状況 ①

項目	2026年度（見込み）	2025年度	2024年度
活動実績	夏休み自然体験活動IN代々木 14 / 100	夏休み自然体験活動IN妙高 13 / 100	夏休み自然体験活動IN大雪 13 / 100
総収入	2610000 円 7 / 12	2880000 円 7 / 12	580000 円 6 / 12
総支出	2610000 円 7 / 12	2880000 円 7 / 12	580000 円 6 / 12
当期損益	0 円 1 / 12	0 円 1 / 12	0 円 1 / 12
子どもゆめ基金助成金の交付実績	1750000 円 7 / 12	1850000 円 7 / 12	0 円 1 / 12
その他の補助金・助成金の交付実績	〇〇助成金・80000円(×区) 16 / 100	〇〇助成金・80000円(×区) 16 / 100	〇〇助成金・80000円(×区) 16 / 100

②

一時保存 ホームに戻る

< 前へ 次へ >

補助金・助成金名・金額（交付団体名）の順に入力してください。

【団体概要】

項 目	入 力 要 領
①活動実績	過去3か年の主な活動実績を、子どもゆめ基金助成活動に限らず入力してください。 子どもゆめ基金の助成活動だけではなく団体として他の活動をしている場合はその活動も入力してください。
②団体の財政状況	団体の財政状況を入力してください。子どもゆめ基金以外でも補助金や助成金の交付を受けた実績がある場合は、補助金・助成金名、金額（交付団体名）も入力してください。子どもゆめ基金の助成を受けて実施した活動がある場合は、必ず入力してください。

団体情報の修正を行う場合

団体情報の修正を行う場合は、ホーム画面の団体情報修正から内容の変更を申請してください。

電子申請

電子申請システムへようこそ

代々木森のクラブ

代表者 渋谷 太郎

団体構成員 代々木 三郎

団体構成員 新宿 二郎

他1名を表示

「団体情報修正」をクリック

各種メニュー

団体情報修正

申請書を作成する

振込口座登録・変更

当団体は、子どもゆめ基金助成金交付要綱に定める「助成金の交付の対象としない団体」に該当しないことを誓約します。

☐ 反社会的勢力排除に関する誓約書について同意し、交付申請と合わせて子どもゆめ基金に提出する。

※誓約書の内容を確認するとチェックを入れることができます。

活動ごとの手続き

2026年度

電子申請システムで入力した活動の一覧です。

将棋指導者育成プログラム

入力中

ホームに戻る

編集

変更申請

団体情報詳細

「編集」ボタンを押すと、団体情報編集画面に遷移します。

住所

郵便番号

1120001

都道府県

東京都

市区町村

文京区

番地以下の住所

白山11-21

団体概要

団体種別(法人格)

特定非営利活動法人

団体名(ふりがな)

よよぎもりのくらぶ

団体名

代々木森のクラブ

連絡先E-mail

yoyogi.mori@club.go.jp

54

団体概要

団体種別(法人格)

特定非営利活動法人

団体名(ふりがな)

よよぎもりのくらぶ

団体名

代々木森のクラブ

連絡先E-mail *

yoyogi.mori@club.go.jp

27 / 80

連絡先E-mail(再入力) *

yoyogi.mori@club.go.jp

27 / 80

団体URL

https://example.c

19 / 255

団体設立年月 *

西暦 2000 年 5 月

団体の活動範囲 *

兵庫県全域

5 / 5000

団体が管理・運営する施設(指定管理施設を含む)

所有	××野外センター	設置者(例:)	—
	10 / 255	0 / 255	
指定管理	△△区立自然の家	△△区	—
	10 / 255	0 / 255	
		設置者(例:)	—
	6 / 255	0 / 255	

+ 追加

団体設立の経緯・沿革 *

2000年5月設立
現在に至る

16 / 5000

団体の目的 *

子どものスポーツ自然活動を行う。スポーツは球技がメイン。自然活動は山・川・海での体験活動をしています。

51 / 5000

団体の構成 *

10名で活動中。
外部からの一時的な支援等あり。

25 / 5000

団体が普段、定期的に活動を行っている地域名を入力してください。

団体が管理・運営している施設名を入力してください。

管理・運営を行っている施設がある場合は、管理形態をプルダウンより選択してください。

公共施設の業務委託・指定管理を受けている場合は施設の設置者も入力してください。

カリキュラム表

※活動の種類が「指導者養成」の場合のみ入力

①

②

カリキュラム

活動計画概要 指導者・協力者 プログラム内容 収支計画 団体概要 **カリキュラム** 入力内容確認 完了

ステップ 6 / 8

養成対象者 * ①

大学生、PTA会員、学校教諭、野外活動に興味のある方

26 / 3000

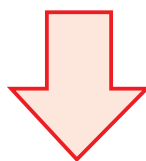
No.	項目	時間 (分)	題名	指導者名	ねらい	内容	
1	講義	90	青少年教育の理解	山田 太郎	青少年の現状と課題を理解する	各種デ...	 
2	講義実習	90	体験活動の指導法	田中 二郎	体験活動の基礎的な指導方法や目的に応じた指導方法を理解する	指導者...	 
3	演習	240	プログラムの企画・立案	鈴木 一郎	ねらいを意識した体験活動の企画・立案を行う	プログ...	 
4	実習	60	救急救命の技術	山田 太郎	救命救急救法の基本技術を理解する	体験活...	 

時間合計 8時間0分

入力した内容の修正を行いたい場合は鉛筆マークから内容の変更が可能です。

追加

最初に追加ボタンでカリキュラム入力画面を表示してください。



カリキュラムを編集

項目

実習

2 / 255

指導者名 *

山田太郎

題名 *

救急救命の技術

7 / 255

ねらい *

救命救急救法の基本技術を理解する

16 / 255

内容 *

体験活動における救命救急の基本を学ぶとともに、救命救急救法の実習を行う
etc....

42 / 3000

時間 (分) *

60

2 / 3

閉じる

続けて登録

登録

内容について指導者養成事業の全体が分かるように詳細に入力してください。

ボタンを押すと入力されたカリキュラムが登録され、もとのページに表示されます。

(入力例)
指導者養成カリキュラム表

活動の種類が
「指導者養成」
の場合のみ

申請方法

団体名	特定非営利活動法人 代々木の森クラブ		活動名	〇〇〇〇〇〇〇	
養成対象者	大学生、PTA会員、学校教諭、野外活動に関心のある人				
※この講座でどのような参加者を募集し養成するのか、養成する対象者を明記してください。					
項目	時間数	題名	講師名	ねらい	内容
講義	2時間	青少年教育の理解	〇〇大学 〇〇学部 教授 〇〇 〇〇氏	青少年の現状と課題を理解する	・各種データ等により、青少年の現状について学び、課題を把握する
講義	2時間	体験活動の理解	〇〇大学 〇〇学部 教授 〇〇 〇〇氏	体験活動の理念と意義を理解する	・体験活動の意義や、教育的効果について学ぶ ・体験活動事例、教育的効果の事例について学ぶ
講義 実習	5時間	体験活動の指導法	〇〇大学 〇〇学部 教授 〇〇 〇〇氏	体験活動の基礎的な指導方法や目的に応じた指導法を理解する	・指導者としての心構えについて理解を深めるとともに、参加者を理解する方法についても学ぶ ・目的に応じた指導法を学ぶ
講義 実習	5時間	体験活動の基礎技術	NPO法人〇〇代表 〇〇 〇〇氏	体験活動における基礎的な知識・技術を理解し、習得する	・指導者としての基礎的な心構えや活動プログラムの指導法を学ぶ ・実際に指導を体験する
講義	2時間	安全指導と安全管理	〇〇協会 理事 〇〇 〇〇氏	体験活動における安全指導の視点や安全計画の立案について理解する	・体験活動における基本的な安全管理と危機管理について学ぶ
実習	3時間	救急救命の技術	〇〇消防署 〇〇 〇〇氏	救命救急法の基本技術を理解する	・体験活動における救命救急の基本を学ぶとともに、救命救急法の実習を行う
演習	3時間	プログラムの企画・立案	〇〇大学 〇〇学部 教授 〇〇 〇〇氏	ねらいを意識した体験活動の企画・立案する	・プログラムの組み立てを理解するとともに実際にプログラムを考案する
講義 演習	2時間	プログラムの評価	〇〇大学 〇〇学部 教授 〇〇 〇〇氏	フィードバックをとおして、多角的な評価を受ける	・企画、立案したプログラムの発表とフィードバックを行い、意見交換を行う
合計 時間数:	24時間				

— Q & A —

1. 助成金の申請・交付等に関すること

(1) 助成の対象活動について

- 助成対象団体の条件等について
- 助成対象となる活動について
- 参加者について
- 経済的に困難な状況にある子どもを対象とする活動について
- 他団体の活動について

(2) 助成金の申請について

- 募集について
- 遠方に赴く活動、遠方から指導者・協力者を招く活動について
- 交付申請額について
- 助成金の使途について
- 申請後の活動の中止について
- 申請された活動の審査について

(3) 助成金の交付について

- 交付決定について

(4) その他

- 助成活動としての表示について
- 旅行業法について
- 著作権について

2. 経費の取扱い等に関すること

(1) 収入について

- 参加費について
- 補助金・寄附金等について

※Q Aの最新情報は子どもゆめ基金ホームページ (<https://yumekikin.niye.go.jp/qa/index.html>) に掲載されています。

(2) 支出について

- 支出全般について
- 謝金について
- 旅費について
- 雑役務費について
- その他経費(印刷製本費・通信運搬費・借料損料・消耗品費)について
- 打合せ等の会議に係る経費について
- 領収書等について

3. 交付決定後の手続きに関する事

- 団体情報の変更について
- 助成活動の変更及び廃止について
- 概算払いについて

4. 実績報告や支払いに関する事

- 助成活動実績報告書について
- 助成金の支払いについて

1. 助成金の申請・交付等に関すること

(1) 助成の対象活動について

○ 助成対象団体の条件等について

Q1-1 助成対象となる団体の条件とは、具体的にどのようなものでしょうか。

助成の対象となる団体は、下記の①または②であり、かつ日本国内に団体の事務局所在地を有することが条件となります。

①公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人または NPO 法人等の法人格を有する民間団体

②法人格を有しないが、青少年の健全育成のために活動する団体

Q1-2 法人格を有していない数人の小さなグループですが、助成の対象となりますか。

助成の対象となります。子どもゆめ基金は、青少年の健全育成のために地域で活動する草の根的な団体への活動支援を目的としています。なお、団体構成員が3名（家族を除く）に満たない団体は、助成金の交付対象とはなりませんのでご注意ください。

Q1-3 都道府県や市区町村教育委員会等の公的機関からの推薦がなければ、助成対象とならないのでしょうか。

当該機関からの推薦は、必要ありません。

Q1-4 大学生が中心となって活動を行っている団体ですが、助成の対象となりますか。

助成の対象となります。ただし、団体の構成員のうち、その代表者が成人（18歳以上）であることが条件となります。

Q1-5 地方公共団体職員が団体構成員になっても構わないでしょうか？

団体構成員に地方公共団体職員が含まれていても構いません。

Q1-6 団体に財源がありませんが、申請は可能でしょうか。

財源（自己資金）がなくとも、申請することは可能です。ただし、例えば参加者の旅費や飲食代等は助成の対象とならないため、自己資金がない場合は参加費や寄附金等の収入を確保する必要があります。また、審査の結果、必ずしも申請額満額を助成できるとは限りませんので、予めご了承ください。

後述の Q3-9-Q3-10 概算払いについて、Q4-5 助成金の支払いについても、ご確認ください。

○ 助成対象となる活動について

Q1-7 学校・幼稚園・保育園・幼保連携型認定こども園の授業や行事の一環として行う活動は、助成の対象となりますか。

助成の対象となりません。子どもゆめ基金は「社会教育」の分野で行う活動が対象となります。

Q1-8 助成活動の全部または大部分を、イベント会社等へ委託することは可能でしょうか。

助成の対象となる活動は、申請団体が自ら主催（活動の企画、活動の実施・運営及び経理処理等）する活動ですので、助成の対象となりません。

Q1-9 地方公共団体や行政機関等から委託を受けて実施する活動は助成の対象となりますか。

地方公共団体や行政機関に限らず、委託を受けて行う活動は、助成の対象となりません。

Q1-10 子どもゆめ基金以外の補助金又は助成金等を受けて実施する活動は、助成の対象となりますか。

国又は国が設置している基金等に助成金を申請する場合は、助成の対象となりませんが、それ以外の地方公共団体の補助金等であれば助成の対象となります。その場合は、収入として必ず計上の上、申請してください。なお、金額が決まっていない場合は、見込みの金額を計上するか、または実績報告時に報告するようにしてください。

Q1-11 当団体はNPO法人で、市が設置している青少年センターの指定管理者です。助成の対象となりますか。

指定管理者が自主的に委託業務の範囲外で、自己の責任と費用において実施する自主事業の活動は、助成の対象となります。

自団体が指定管理者となっている公共施設を活動で使用する場合は、子どもゆめ基金までご連絡ください。

Q1-12 市立図書館が主催する活動は、助成の対象となりますか。

市立図書館が主催する活動は、地方公共団体が主催する活動ですので、助成の対象となりません。

なお、市立図書館と読み聞かせのボランティア等が実行委員会を組織し活動を主催する場合は、助成の対象となります。

Q1-13 市立図書館を会場として、子どもたちに本の読み聞かせをする活動を計画しております。
市立図書館と共催で活動を行う場合でも、助成の対象となりますか。

団体が、地方公共団体や地方公共団体が管理運営する施設と共催する場合は、地方公共団体が共に主体となって主催する活動とみなされるため、助成の対象となりません。

Q1-14 教育委員会と共催して実施する場合または、後援を受けて実施する場合は、助成の対象となりますか。

教育委員会と共催する活動は、助成の対象となりません。後援を受けて活動することは、特に問題ありません。

Q1-15 外国籍の子どもたちが日本語を学ぶ活動で申請を検討しています。どのような活動が助成の対象となりますか。

外国籍の子どもたちが日本語を学ぶ活動は助成の対象になりません。語学習得に偏った活動ではなく、絵本や読み聞かせ等を通して日本語に親しむ活動や日本人の子どもたちとの交流を通して日本語に触れ親しむ活動等で検討してください。

Q1-16 助成活動の中で、物品や飲食物の販売を行うことはできますか。

助成活動の中での物品や飲食物等の販売は認めていません（助成団体以外が販売する場合も含む）。
具体例）フリーマーケット、模擬店、バザー、本、弁当の販売等

Q1-17 「スポーツ体験活動」分野で、助成の対象となる活動例を教えてください。

例えば、地域の少年野球チームが、県大会を前に選手及びコーチが2泊3日の合宿練習を行う計画等、特定のチームのメンバー（または会員）を対象とした活動や上位大会出場を目指した活動は技術習得を目的としているため、助成の対象となりません。例えば、ユニバーサルスポーツの体験・未経験者向けの体験等、子どもたちが活動を通じてスポーツへの理解や関心を深めることができるような活動となります。

Q1-18 普段、子どもたちに絵本の読み聞かせを行っている団体です。絵本に関係する人形劇や音楽等も取り入れた活動を計画しておりますが、「文化芸術活動」分野で、助成の対象となりますか。

人形劇や音楽等を鑑賞するだけの活動は、助成の対象となりません。

なお、子どもたちが絵本に関係する人形劇を演じたり、音楽を演奏したりする活動をする体験を取り入れた活動であれば助成の対象となります。その場合は、プログラム内容に、子どもたちが人形劇や音楽等で体験する内容及び予定をできるだけ詳細に入力してください。また、文化芸術体験活動に限らず、その他の体験活動においても、展示や映画の鑑賞等のみを目的とする活動は、助成の対象となりませんのでご注意ください。

○ 参加者について

Q1-19 助成活動の最低参加人数は決まっているのでしょうか。

最低何名といった基準はございません。各回の参加者数が10人を下回らないよう広く参加者を募集することを条件に附していますので、この「10人」が1つの目安となります。(P.19参照)

なお、各回の参加者数が10名を下回った場合は、指導・協力に係る経費を減額する場合があります。

Q1-20 障がいのある子どもたちを対象とした少人数の体験活動を計画しています。助成金を申請したいのですが、どの程度の人数の参加者を見込めば助成の対象となりますか。

Q1-19のとおり最低何名といった基準はございませんが、活動分野や募集範囲、具体的な活動内容によって異なるため、助成の対象として認められるかは個別に判断されますので子どもゆめ基金までご相談ください。

Q1-21 助成活動は公募であることが条件とありますが、過去の参加者に呼びかけたり、団体のホームページでの案内やSNS、口コミで参加者を募ったりするのは、公募となりますか。

それらの募集方法のみでは、参加者が特定の方に限定される可能性があるため、公募とは認められません。募集チラシやポスター等を作成し、広く参加者を募集してください。

Q1-22 参加人数が減った場合、助成金を減額されることはありますか。

荒天や自然災害等の特段の理由がない限り、当日の参加人数が交付申請時の募集人数に対し、6割に満たない場合は減額する場合があります。

○ 経済的に困難な状況にある子どもを対象とする活動について

Q1-23 「児童養護施設や母子生活支援施設、地方公共団体等と協力して行う」ことが条件となっている記述がありますが、それはなぜですか。

この助成の趣旨である「経済的に困難な状況にある子ども」を対象にしているか否かを確認するためです。

Q1-24 参加者は、児童養護施設の子どもを対象としていますが、それでも公募しなければなりませんか。

この助成については、趣旨を踏まえ、公募しなくて構いません。

Q1-25 参加者の自己負担経費を助成対象とする記述がありますが、参加者には経済的に困難な状況にある子ども以外を含めていいですか。

経済的に困難な状況にある子どもか否かを明らかにするのは難しいため、含めて構いません。

Q1-26 参加者の自己負担経費を助成対象とする記述がありますが、子どもに同行する保護者も参加者に含めていいですか。

この助成の趣旨を踏まえ、子どもに同行する保護者も参加者に含めて構いません。

Q1-27 参加者の自己負担経費を助成対象とする記述がありますが、主催団体（例えば児童養護施設）の職員も参加者に含めていいですか。

主催団体（例えば児童養護施設）の職員は、団体構成員としてください。当該団体から給与・手当等を受けていない場合は、謝金を支給することができます。

Q1-28 参加者の自己負担経費を助成対象とする記述がありますが、それらの経費の合計の上限額（参加者の実人数×活動日数×7千円）は、実績報告時に適用されますか。

この経費の合計の上限額（参加者の実人数×活動日数×7千円）は、実績報告時にも適用されます。

○ 他団体の活動について

Q1-29 他団体が行っている助成活動を参考にしたいのですが、紹介してもらえますか。

子どもゆめ基金のホームページや下記サイトで他団体の助成活動や取組の事例を紹介しています。

<参考事例のご紹介>

・「子どもゆめ基金ガイド」

子どもゆめ基金ホームページ (<https://yumekikin.niye.go.jp/download/archive.html>) からダウンロードが可能です。

・「助成団体に聞いてみた！」

子どもゆめ基金ホームページ (<https://yumekikin.niye.go.jp/sharing/index.html>) でご覧ください。

<他団体の活動について>

- ・体験活動情報サイト (<https://taiken.niye.go.jp>) で他団体の活動を検索することができます。活動の分野・種類等様々な検索方法で探すことが可能です。なお、子どもゆめ基金の説明会においても一部の会場で活動の事例発表を行っています。

(2) 助成金の申請について

○ 募集について

Q1-31 一次募集と二次募集の違いはありますか。

一次募集では、分野や規模を問わず、活動期間が原則4月1日から3月31日までの活動において10件まで申請が可能です。

二次募集では、分野や規模を問わず、申請が可能です。ただし、参加者募集の延べ人数が101名以上の活動は、「子どもを対象とする活動」に限ります。申請の上限は5件まで可能です。また、10月1日以降に実施する活動しか申請できません。なお、各規模における申請限度額についてはP.17にてご確認ください。

一次募集で申請・採択された団体も、二次募集に申請できます。

Q1-32 4月に参加者を募集し、毎月1回の年間12回、様々な自然体験活動を計画しています。活動ごとにプログラム内容を入力する必要がありますか。

参加者募集が1回（4月）で、その者が12回の活動に参加する場合でも、毎回プログラム内容が変わる活動であれば、プログラムごとに入力してください。

Q1-33 昨年、助成金の交付を受けましたが、続けて今年も申請できるのでしょうか。また、毎年継続して助成金を受けることは難しいのでしょうか。

過去に助成を受けたことがある団体も申請できます。ただし、同じ活動を実施する場合は継続年数や規模にかかわらず、毎年見直しを行ってください。

Q1-34 町内の小学校高学年を対象に、読み聞かせ会や読書会を年間10回計画しており、助成金の額は合計20万円を見込んでいますが申請できますか。

申請できます。読み聞かせ会及び読書会は、どちらも活動分野（読書活動）が同じで、かつ、活動目的が同じなため、読書活動への申請となります。また、活動規模は募集延人数に合わせて申請の上限額が異なります。なお、読書活動に限らず、体験活動においても、繰り返し同じ目的やねらいの活動を継続するものは、1年間の活動として1件にまとめて申請してください。

○ 交付申請額について

Q1-35 「助成金の額は、2万円以上」と書いてありますが、助成対象経費が2万円に満たない場合は、助成の対象とならないのでしょうか。

助成の対象となりません。申請1件あたりの交付申請額は2万円以上としてください。

Q1-36 「経費の取扱い」(P.31~37)にある上限額のとりの額で積算しなくてははいけないのでしょうか。

「経費の取扱い」では各経費の上限を示したものであり、限度額を下回る場合は、団体が予定している支出額で積算できます。ただし、限度額を上回る金額を支出する場合、その差額は助成対象となりませんので、限度額までを助成対象経費、限度額を上回る差額分を助成対象外経費として計上してください。消耗品費は購入単価が1万円(税込)を超えるものは助成対象外経費となります。詳細についてはそれぞれの経費について記載されたページをご確認ください。

○ 助成金の使途について

Q1-37 団体運営のために助成金を充てることはできますか。

子どもゆめ基金助成金は、申請された当該活動に対する助成ですので、団体運営等それ以外の活動に助成金を充てることはできません。

○ 申請後の活動の中止について

Q1-38 申請書を提出した後、交付決定される前に活動を中止することになってしまいました。どのような手続きが必要ですか。

中止が決定した時点で、子どもゆめ基金までご連絡ください。

○ 申請された活動の審査について

Q1-39 助成活動の採択は、どのような手続きで決まるのでしょうか。

外部有識者で構成される子どもゆめ基金審査委員会の審査を経て決定します。その結果については、採択した活動をホームページに掲載するとともに、不採択となった活動も含めて、すべての申請団体にお知らせします。

Q1-40 子どもゆめ基金審査委員会での審査方法は、どのようなになっているのでしょうか。

書面による審査を行っています。特に団体ごとのヒアリングを行うことはありませんので、活動についてアピールしたい事項は、申請書にポイントを絞って的確に入力することが重要です。

Q1-41 書面審査を行う審査委員会があるとのことですが、審査委員の名前は公表されているのでしょうか。

審査の公平性・公正性を確保する観点から在任中には公表していませんが、任期終了後、子どもゆめ基金ホームページで公表しています。

(3) 助成金の交付について

○ 交付決定について

Q1-42 活動が採択（交付決定）されれば自動的に助成金が振込まれるのでしょうか。採択後に何か手続きをしなければならないのでしょうか。

原則、活動終了後の実績報告に基づく精算払いです。実績報告によって助成金額を確定した後に、団体の指定口座に振込みます。

Q1-43 交付の条件とはどのようなものなのでしょうか。

交付の条件とは、助成金の交付の目的を達成するために必要があるときに附す条件です。この条件を満たしていない場合、助成金を交付しないことがあります。

特に、「個別に附す条件」として条件がある場合、交付決定通知書の最後に記載されていますので、ご注意ください。

Q1-44 交付申請額に対し、交付決定額が大幅に減額された場合、活動内容の変更はどの程度可能でしょうか。

活動の目的、規模及び分野の変更を伴わない場合は、活動内容の変更は可能です。例えば、支出面では、「謝金等の単位を見直す」「安価な会場へ変更する」等があります。収入面では、「参加費を増額する」「自己資金を増額する」等があります。ただし、オンラインへ変更する際は、計画変更の承認申請が必要となりますので、子どもゆめ基金までご連絡ください。

Q1-45 交付決定通知書に記載された交付決定額を満額支払ってもらえるのでしょうか。

交付決定額は、申請された当該活動に対して、最大限それだけの助成金を支出する予定があるという意味です。最終的な助成金額は、活動終了後の実績報告をもとに確定させるため、確定額が交付決定額を下回ることもあります。

Q1-46 助成活動終了後に、助成金が交付されないことはありますか。

交付決定された活動内容であり、かつ交付の条件を満たしていれば、基本的に交付されます。交付決定通知書に記載された内容をよく確認し、助成活動を行ってください。

なお、活動内容が申請されたものから大幅に変更されている場合は、助成活動として認められないことがありますので、計画を見直す場合は十分ご注意ください、子どもゆめ基金までご相談ください。

(4) その他

○ 助成活動としての表示について

Q1-47 申請中に、参加者募集用のチラシ、ポスター等広報物を作成して配布・掲示しました。その後採択されましたが、交付決定通知書を受ける前に作成したチラシやポスターの印刷費等の経費は認められますか。

2027年4月1日以降にお支払いの場合はお認めします。それ以前のお支払いの場合は計上できない経費となります。

交付決定を受けた活動については、交付決定前に配布したチラシ、ポスター等印刷物に「申請中」または「子どもゆめ基金助成活動申請中」と明記し、電子申請システムへ事前提出して承認を得てください。(P.26 「募集チラシ等の作成に関する留意点」参照)

○ 旅行業法について

Q1-48 旅行業法に抵触する可能性があるのは、どのような場合でしょうか。

旅行業法施行要領では、「法では旅行業務について、基本的旅行業務（運送又は宿泊についての業務）と付随的旅行業務（運送又は宿泊以外のサービスについての業務）とに区分し、後者は前者に付随して行う場合に限り旅行業務となるとしている。」と記載されています。

そのため、運送（バス手配）や宿泊先を手配する行為等がある場合は、旅行業法に抵触する可能性があるため、各都道府県の観光課にお問合せください。

なお、現地集合・現地解散で行い宿泊を伴わない日帰りの活動は、運送や宿泊先を手配する行為等がないため、旅行業務には該当しません。

○ 著作権について

Q1-49 音楽やイラストを利用するにあたり、著作権について注意すべき点を教えてください。

著作物を利用する場合には、以下の3点の確認が必要です。

- ・日本で保護されているものかどうか。
- ・保護期間内のものかどうか。
- ・自由に使える場合かどうか。

なお、公益社団法人著作権情報センターのホームページでは、著作物の分野ごとの「著作権関係団体・機関リスト」(<https://www.cric.or.jp/db/list/index.html>)が掲載されていますので、ご参考にしてください。ご不明な点は、各団体等にお問合せください。

2. 経費の取扱い等に関すること

(1) 収入について

○ 参加費について

Q2-1 活動にかかる支出額が計画よりも少なく済んだ場合、参加費の一部を参加者に払い戻すことはできますか。

助成活動の収支によらず、団体の自己資金から参加者に支払う場合は問題ありませんが、支出額が減額になると、助成金の額そのものが減額になる場合があります。

参加費を他の活動の経費として充てることはできません。個々のケースにより取扱いが異なりますので、子どもゆめ基金へご相談ください。

Q2-2 小学生と中学生で参加費に差を設けることは認められますか。

施設使用料や食事代等に差がある場合等、客観的に差を設けることが妥当であると考えられる場合は認められます。しかし、会員・非会員により差がある場合等は、公平性に欠けるため、助成金の交付対象となりません。

○ 補助金・寄附金等について

Q2-3 地方公共団体から補助金や助成金をもらえることになりました。助成活動の収入として計上できますか。

地方公共団体から補助金・助成金を受けて行う活動は、助成の対象となります。実績報告書と一緒に補助金・助成金等の交付決定書の写しを提出してください。

Q2-4 寄附金（補助金）収入が当初の見込みよりも減ってしまいました。減額分は団体で負担しなくてはならないのでしょうか。

寄附金や補助金等は、計画どおりの収入が得られない可能性があります。しかしながら、寄附金等の収入が減額になったとしても、助成金が交付決定額よりも増額されることはありません。このような場合には活動に要する経費（支出）を見直す、助成金以外の収入を増額させる、団体が負担すること等により収支を合わせてください。

(2) 支出について

○ 支出全般について

Q2-5 「助成対象外経費」とは何ですか。

助成活動に係る経費のうち、助成の対象とならない経費です。例えば、参加者の旅費や飲食代等が該当します。なお、この経費には、参加費、補助金等、寄附金、自己資金を充てることができます。

Q2-6 4月に活動を実施するため、前年度の3月以前に支出した経費がありますが、助成の対象となりますか。

助成の対象になりません。2027年4月1日以降（二次募集は交付決定日以降）に支出された経費に限られるため、計上できない経費となります。

ただし、会場借料等の予約手続きの関係上、前年度にその使用料の納付が必要な場合は、領収書等から使用日が確認できれば、この限りではありません。

Q2-7 3月末に活動を実施するため、4月以降に支出した経費がありますが、助成の対象となりますか。

以下の場合に限り、経費の支払日が4月であっても助成対象経費として計上できます。

- ・実績報告書の提出期限が4月10日である活動の個人に対する謝金・旅費については、本期限までの振込みのものを助成対象経費として計上できます。
- ・3月に支払った謝金の源泉徴収分について、4月10日までに納付した場合も、助成対象経費として計上できます。
- ・3月31日以前に活動を開始し、4月7日までの期間に継続して実施する活動※については、4月7日までに支払った経費も助成対象経費として計上できます。

なお、上記に該当する場合であっても、実績報告の提出期限は4月10日になりますので、提出期限を過ぎることのないよう、十分ご注意ください。

※キャンプ等の宿泊を伴う活動

※指導者養成等の宿泊は伴わないが、連続して実施する活動等

Q2-8 団体構成員が勤務する会社や所属する団体から、物品の購入やレンタルを行った場合、助成の対象になりますか。

助成の対象になりません。団体構成員（家族を含む）の勤務先や所属団体、関連団体への支出は、すべて助成対象外経費となります。

○ 謝金について

Q2-9 助成の対象となる謝金とは何でしょうか。

助成の対象となる謝金とは、活動実施に係る指導者等の個人に対し、金銭をもってその指導や協力に対する謝意を表すために支払う経費をいいます。なお、支払い方法は銀行振込に限ります。

Q2-10 借用謝金で「活動当日に借用する場合」とありますが、「活動当日」とは、どの範囲を指すのでしょうか。

参加者が活動を行う日のことです。例えば、2泊3日の自然体験キャンプを実施する場合、事前に団体構成員や指導者等スタッフのみで行う打合せや活動終了後の反省会は、該当しません。キャンプ後に参加者が集まる報告会等は、活動当日の範囲とみなすことができます。

Q2-11 謝礼を現金ではなく、菓子折り等を購入してお渡ししたいのですが、その場合も謝金の対象となりますか？

助成の対象となりません。謝金は金銭（銀行振込）で支払われたもの以外は認められません。菓子折りや物品を謝礼として渡す場合、その物品購入にかかった経費は助成対象外経費となります。

Q2-12 謝金の払込先を本人以外の口座にすることはできますか？

できません。本人名義の口座に限ります。ただし、どうしても別の口座となる場合は、その必要性がわかる書類を提出の上、判断いたします。なお、高校生等未成年への支払いの場合、保護者の口座へ振込みすることは可能です。

○ 旅費について

Q2-13 団体が自ら定めた旅費規程により旅費の支給ができますか。

団体が定めた旅費規程に基づき、旅費を支給することはできますが、「旅費について」で定めた旅費（上限額はP.34参照）を支給額が上回る場合は、その差額は助成対象外経費となります。また、旅費日当等の実費交通費以外の旅費も、助成対象外経費となります。

Q2-14 講師の宿泊費は、1泊2食付きの金額すべて助成の対象となりますか？

助成の対象となりません。素泊まり分の経費（上限額はP.34参照）のみ助成の対象となります。飲食代は助成対象外経費となります。

Q2-15 有料道路の利用料金は、旅費に計上するのでしょうか。

実績報告書の「旅費支給内訳簿」に入力の上、旅費に計上してください。

また、ETCの利用実績を確認するため、利用証明書（ホームページ等から入手可）やカード会社の請求明細等、内訳のわかるものを添付してください。

Q2-16 海外のある都市と相互交流活動を行う予定です。日本から海外に行く渡航費や海外での滞在費は助成の対象となります。

渡航費は助成の対象となりません。ただし、指導者・スタッフに対する経費については、国内で行われる活動と同様に、宿泊費（飲食代は含まず）や現地での交通費は助成の対象となります。

Q2-17 日本で行う活動に、海外から講師を招聘する予定ですが、渡航費や日本での滞在費は助成の対象となりますか。

原則として渡航費は助成の対象となりません。ただし、日本での滞在費については、国内の講師を招聘する場合と同様に、宿泊費（飲食代は含まず）や日本国内の交通費が助成の対象となります。

Q2-18 「旅費」について、銀行振込明細書・領収書以外に必要な提出書類はありますか。

旅費を支払った場合は、旅行日程や金額の内訳がわかるよう電子申請システムの実績報告より「旅費支給内訳簿」を入力してください。

なお、旅費支給内訳簿に記載されている距離数または交通費に関しては子どもゆめ基金の実績報告書担当者でも調べさせていただき、必要以上の距離数をご報告されている場合は指摘をさせていただきます。宿泊費については、宿泊先からの領収書（写し）を提出してください。

また、航空機を利用する場合は、領収書及び航空機の搭乗証明書や保安検査証の写しを添付してください。有料道路でETCを利用した場合は、利用証明書（ホームページ等から入手可）やカード会社の請求明細等の内訳のわかるものを添付してください。

○ 雑役務費について

Q2-19 「謝金」と「雑役務費」との違いは何でしょうか。

指導や協力に対し、自ら金銭をもって謝意を表す場合には「謝金」、先方の請求に基づいて支出する場合には「雑役務費」となります。

なお、「雑役務費」は請求に基づき支払う経費であるため、実績報告時には領収書等のほかに内訳のわかるもの（請求書等）が必要になります。

Q2-20 「プログラムの指導料（講師派遣料）」について、謝金と旅費の限度額が適用されるのはなぜでしょうか。

外部に指導を依頼する場合、謝金として指導者個々に支払う場合と、雑役務費としてまとめて団体に支払う場合とでは、同じ指導に関わらず、金額に大きな開きが生じるケースがあるためです。

○ その他経費（印刷製本費・通信運搬費・借料損料・消耗品費）について

Q2-21 助成活動への参加者を募集するチラシ・ポスターに、団体が独自に実施する活動の情報を掲載することは可能ですか。

掲載することは可能ですが、記載内容の大半が助成活動に直接関係のない事項（助成活動以外の活動の募集や事業報告等）の場合は、その印刷代や送料は助成対象外経費となる場合があります。

Q2-22 チラシやポスターを作成する際の注意点は何か。

助成の対象となる経費は、当該助成活動に直接必要な経費ですので、募集に係るチラシ等広報物の印刷代を対象経費に計上する場合は、次の点に十分ご注意ください。

① 必ず主催者（助成団体）名を明記してください。

また、申込み・問合せ先も主催者名としてください。

助成団体とは異なる団体が主催者であるかのような誤解を招く印刷物を作成した場合、当該助成活動にかかる経費とは認められません。

② 必ず「子どもゆめ基金助成活動表示バナー」をチラシ・ポスター下部に挿入してください。

③ 当該活動の指導者を可能な限り明記してください。

※ 団体の年間活動計画の広報や会員募集等を目的とした印刷物の経費は、計上できない経費となります。

詳細はP.26～27をご確認ください。

Q2-23 既に所有していた切手を助成活動で使用し、後日使用した分のみを買い戻しましたが、助成の対象となりますか。

2027年度から助成対象外経費となりました。助成活動に必要な郵券やレターパックは必要な分を都度購入してください。

Q2-24 参加者の宿泊を目的とした、施設の借上げ代は助成の対象となりますか。

助成の対象となりません。参加者の宿泊に係る経費は、受益者負担の考え方により、参加者自らが負担すべき経費となります。その施設の借り上げ代として宿泊施設使用料に一人当たりの単価設定がされていない場合であっても、施設の利用人数で按分し、参加者分は助成対象外経費としてください。

ただし、経済的に困難な状況にある子どもを対象とした体験活動や読書活動への助成は、この限りではありません。

なお、国立・公立の青少年教育施設の宿泊を伴う場合の施設使用料（シーツ代含む）については、施設使用料に一人当たりの単価が設定されている場合であっても、助成対象経費になります。

Q2-25 ‘プログラムの一環などの理由’があればバス代を助成対象経費とすることができるとされていますが、具体的なケースを教えてください。

公共交通機関が整っていない（少ない）、障害児を対象とした活動、バスの中でプログラムの一部を実施する（バスレク等）、プログラムを円滑に実施する為に活動場所から活動場所への移動に利用する等が該当します。

Q2-26 バスの借り上げ代の請求書が「有料道路使用料込み」となっていますが、この場合も20万円が上限なのでしょうか。

請求書の内訳が、有料道路使用料とバス借り上げ代で明確に分かる場合は、バス借り上げ代にのみ限度額20万円が適用となります。請求書で内訳が分からない場合は、その請求書の額で限度額20万円が適用となります。

なお、経済的に困難な状況にある子どもの体験活動や読書活動への助成は、助成活動1件あたり30万円までを上限として助成の対象とすることができます。

Q2-27 活動場所への移動手段としてタクシーやレンタカー、船舶等、バス以外の乗り物を借り上げる場合、バス同様に限度額20万円が適用されるのでしょうか。

活動場所への移動手段としてレンタカーや、船舶等を借り上げる場合にも、バス同様に適用となります。タクシー代は助成対象外ですが、公共交通機関が整っていない場合は、事前に子どもゆめ基金にご相談ください。

Q2-28 活動に必要な物品として計上できるものは、どのようなものがありますか。

例えば消耗品として、活動に真に必要な消耗品（チラシや活動資料等作成のためのコピー用紙・インク代、教材費・材料費）等がありますが、購入単価が1万円（税込）を超える物品は、その全額が助成対象外経費となります。

なお、1万円以下の物品であっても団体が他の活動でも使えるような物を過剰に購入することのないよう、助成活動に真に必要な物品を適正な数量・単価で購入するようにしてください。また、参加者が持参できるものは、各自で持参してもらうように手配してください。

Q2-29 読書活動で大型絵本が単価1万円を超えたため対象外経費となりました。1万円を超えた分は自己負担としますので、1万円まで助成していただけないでしょうか。

購入単価が1万円（税込）を超える物品の購入費は、その全額が助成対象外経費となります。

Q2-30 読書活動において、蔵書の充実を目的とした図書の購入費は助成の対象となっておりませんが、活動に使用する図書であれば助成の対象になりますか。

読み聞かせ等の活動に直接使用される図書については、助成の対象となります。

なお、その購入図書が活動内容からみても過剰な数量と判断された場合には、妥当と判断された数量分のみを助成対象経費とし、それ以外については、助成対象外経費とします。

Q2-31 感染症対策として消毒液を使用する予定ですが、感染症対策経費は助成の対象になりますか。

助成の対象となりません。新型コロナウイルス感染症の感染法上の分類が「5類感染症」に移行されたことに伴い、2026年度より助成対象外経費になりました。

Q2-32 個人への支出や個人からの購入が助成の対象外なのはなぜでしょうか。

個人から物品を購入する場合、**金額がその個人の言い値となり価格の正当性が分からなくなるためです。**

Q2-33 屋号のある個人事業主とは何ですか。

株式会社等の法人を設立せず、〇〇商店等の屋号を作り、税務署に開業届を提出して、自ら営業を行っている人のことです。

○ 打合せ等の会議に係る経費について

Q2-34 助成活動実施のための打合せ等の会議にかかる謝金や旅費、会議室の借料は、助成の対象となりますか？

助成対象外経費となります。

Q2-35 活動終了後に運営スタッフ等関係者で反省会を行った。経費は助成の対象となりますか？

助成の対象となりません。活動終了後の運営スタッフ等関係者のみで集まる反省会は活動期間に含まれないためです。

○ 領収書等について

Q2-36 領収書を受け取る際に、注意すべきことはありますか。

領収書は、団体が助成活動の実施に係る経費を、適切に執行したことを証明する重要な書類です。内容に不備があったり、(発行元以外により)加筆されたりした領収書の経費は助成対象外経費となります。

Q2-37 コンビニ等のレシートは領収書として認められますか。

お認めします。助成活動に係る事務の煩雑化を軽減させるため、できるだけレシートで提出してください。

Q2-38 クレジットカードで支払った場合はどのような書類が必要ですか。

自団体宛の領収書をもらうようにしてください。

Q2-39 インターネットで購入した場合、領収書の宛名が個人名で発行されてしまいますが、どうしたらよいでしょうか。

自団体名での発行が不可能であることが明らかな場合に限り、宛名にある個人名が、団体構成員であることが団体構成員名簿により判断できれば構いません。

Q2-40 宛名が「上様」となっている領収書は助成対象として認められますか。

認められません。宛名には必ず、自団体名を正確に記入してもらってください。

なお、有料道路のインターチェンジで受領する領収書等、宛名を記入してもらうことが難しい場合は、この限りではありません。

Q2-41 助成活動に必要な消耗品の購入を知人に依頼したところ、購入先から領収書をもらってくるのを忘れてしまったため、その知人に領収書を書いてもらいました。助成の対象になりますか？

知人の方が書いた領収書では、助成の対象となりません。物品購入等を依頼する際には、必ず購入先から領収書を受領してください。

Q2-42 電子マネーで謝金・旅費や物品購入の支払いをしてもよいですか。

謝金や旅費については、電子マネーでのお支払いは認められません。銀行振込でお支払いください。物品購入については、電子マネーでのお支払いをお認めします。

実績報告書の提出の際、店舗で購入した時に受け取るレシートの控えを提出してください。

3. 交付決定後の手続きに関すること

○ 団体情報の変更について

Q3-1 団体代表者が変更になりました。どのような手続きが必要になりますか。

【団体名、団体住所、代表者、連絡担当者】のいずれかが変更になった場合は、団体情報修正手続きを電子申請にて行ってください。法人格が変わった場合も同様です。

なお、団体名、代表者が変更になり、銀行口座や口座名が変更になる場合は、変更申請が必要になりますので、ご注意ください。

○ 助成活動の変更及び中止について

Q3-2 活動の実施にあたり、申請書の作成時に予定していた金額よりも多くの経費がかかることが判明しました。交付決定額よりも多い金額で変更申請ができますか。

交付決定額を超える金額はお支払いできません。交付決定額よりも多くかかる経費は、団体が負担するか、寄附金等の外部資金を集める等して確保してください。

ただし、交付決定額よりも少ない経費で実施できる場合は、実費に合わせて助成金の支払額も減額になりますのでご注意ください。

Q3-3 予定していた活動日や活動回数の変更を考えていますが、どのような手続きが必要になりますか。

まずは子どもゆめ基金までご連絡ください。その後に内容に合わせた手続きのご案内をいたします。

なお、助成活動の目的や規模、分野に変更が生じる場合や助成金額に変更が生じる場合は、計画変更承認申請により、計画変更の承認申請を行ってください。ただし、事前に助成金の額の変更が判明しない場合は、実績報告で額の変更を確認しますので、計画変更承認申請は不要です。

オンラインでの活動への変更の場合は、必ず計画変更の承認申請を行ってください。

Q3-4 「個別に附す条件」が附されていたり、申請額に対して決定額が減額された場合の手続きはどのようにすればよいですか。

「個別に附す条件」に、「～再提出すること。」と括られた条件を附された場合は、申請書を修正し再提出してください。

Q3-5 参加者を募集したところ、申込み人数が少なかったので活動の一部または全てを中止しようと思うのですが、どのような手続きを取ればよいでしょうか？

活動の一部を中止する場合：子どもゆめ基金に中止のご連絡をお願いします。活動最終回を中止する場合は、中止を決定してから30日以内にすべての支払いを済ませ実績報告書を提出してください。

活動のすべてを中止する場合：自己都合での活動中止にあたるため、電子申請システムから取下げの手続きをお願いします。もし年度内に日程を変更して活動が可能な場合は、子どもゆめ基金へ日程変更のご連絡をお願いします。

取下げ申請の場合は、募集に係る経費等の経費精算はできません。

Q3-6 屋外での体験活動を計画しています。天候の状況によっては、活動内容の一部変更または延期が予想されます。変更が決まった場合の必要な手続きはありますか。

荒天や自然災害等によって活動内容を一部変更する際は、当初のプログラムと同等の成果・効果が期待できる代替プログラムに変更してください。延期する場合は、変更後の活動日を事前に子どもゆめ基金へご連絡ください。

Q3-7 荒天や自然災害で活動ができなくなった場合はどういった手続きをとればよいでしょうか？

自然災害での中止（＝廃止）にあたりますので、中止が判明した時点で子どもゆめ基金へご連絡ください。お手続き方法についてご案内いたします。

自然災害で活動を中止の場合は、以下の経費の計上が認められます。

- ・募集に係る経費
- ・下見に係る旅費
- ・会場等のキャンセル料
- ・参加者への活動中止に係る連絡経費

Q3-8 講師への講演依頼が遅れたため、講師を招聘することができず、活動のすべてが実施できなくなりました。この場合、どのような手続きが必要でしょうか。また、参加者の募集等に要した経費は支払ってもらえますか。

この場合は団体の自己都合によるものであるため、交付申請の取下げに該当します。速やかに、電子申請システムにて交付申請の取下げの手続きをしてください。なお、助成活動の廃止には該当しないため、参加者の募集等に要した経費については、助成金を交付することはできません。

○ 概算払いについて

Q3-9 団体の自己資金が少ないため、活動経費の立替が困難です。助成金を活動終了前にいただくことはできますか。

交付決定額の6割を上限として、活動を実施するために最低限必要な金額の概算払い（申請承認から支払いまでに約1ヶ月かかります）ができます。ただし、活動終了後の実績報告を基に最終的な助成金額を確定させるため、概算払い額が確定額を超過した場合は、超過分を返納していただくことになりますのでご注意ください。

なお、助成に係る返還金が未返納の団体については、納付が完了するまで概算払いを受けることはできません。また、個別の交付の条件つきで採択されている場合、概算払いをお認めできないことがありますので、交付の条件をよくご確認ください。

Q3-10 概算払いを受けたことで生じた利息は、どのように処理すればいいですか。

子どもゆめ基金に提出する書類の印刷代や送料等、助成活動に附帯する事務処理経費の一部として使用してください。なお、収支簿に計上する必要はありません。

4. 実績報告や支払いに関すること

○ 助成活動実績報告書（以下、「実績報告書」という）について

Q4-1 「助成金額の確定」とはどういうことでしょうか。

実績報告書をもとに、助成の対象となる経費や収入等を確認し、最終的な助成金額を確定させることです。実績をもとに助成金額を算出するため、交付決定時よりも収入が増えた場合等は、助成金の確定額が決定額を下回ることがあります。

Q4-2 実績報告書は、助成活動が終了した日から30日以内に提出するとありますが、「助成活動が終了した日」とは具体的にどの時点を指しますか。

活動期間の終了日を指します。なお、活動期間とは、参加者が活動を行う日のことであり、活動の実施に係る事前準備やまとめ（評価）の期間は含みません。また、荒天や自然災害等の影響により、計画した活動を中止した場合は、中止の決定をした日が終了日となります。

Q4-3 電子申請システムで領収書等を実績報告書に添付することになっていますが、すぐに廃棄してしまってもよいのでしょうか。

助成活動に係る書類は5年間保管していただくこととなっていますので、廃棄しないでください。
なお、団体への立入りによる経理調査（交付要綱第24条）の際には、必ず確認します。

Q4-4 メールやFAXを利用して、実績報告書を提出することは可能ですか。

メールやFAXによる提出は認めていません。

また、これまでは領収書や活動写真等を郵送で提出いただいてましたが、2027年度より実績報告書の提出書類（指定様式や領収書、活動写真等）はシステムからの提出のみとなりました。提出書類の原本を郵送で提出いただいた場合は附帯事務費から返送費用額を差し引いて助成金を確定します。

詳しくは、2027年度助成金交付の手引きにてご確認ください。

○ 助成金の支払いについて

Q4-5 助成金額の確定通知を受け取りましたが、助成金はいつ支払われますか。

確定の通知後、約2～4週間程度でご指定の口座にお振込みします。振込日の連絡はいたしませんので、通帳記帳によりご確認ください。

子どもゆめ基金新制度のご案内

第2章 社会的課題対応コース

第3章 地域ぐるみで「体験の風を
おこそう」運動推進コース

第4章 教材開発・普及活動コース

社会的課題対応活動コースは、未来を担う子どもたちが、体験・読書活動を通じて、これからの時代を生き抜くために必要となる探究力、創造性や創発性につながる力、多様な他者との対話を通じた相互理解の力や協働する力を育むことを目的に実施する活動に対して助成を行います。

1 助成の対象となる活動

(1) 助成を行う対象期間

本助成活動は原則2年間で取り組みます。

2027年4月1日以降に開始し、2029年3月31日までに終了する活動が対象

※1年毎に実績報告書を提出し、確認後に助成金を交付します。

※1年目の活動期間は2027年4月1日～2028年3月31日です。

※2年目の活動への助成は、1年目の活動状況を踏まえて審査をした上で決定します。

(2) 助成の対象となる活動及び取組例

子どもをめぐる諸課題（探究力、創造・創発力の向上ウェルビーイングの向上、デジタル・グローバル社会への対応、不登校・ひきこもり・発達障害、居場所づくり、多文化共生・国際理解等）の解決を目的として、子どもたちが直接体験する場や機会を提供する活動。

なお、助成対象とする課題は、毎年度当機構が提示します。

【2027年度活動の取組事例】（予定）

①リアル体験におけるデジタル技術を活用した深い学びにつながる体験活動

AR（Augmented Reality）技術の活用によりリアル現実世界の風景にデジタル情報を重ね合わせ、実際は存在しないものを表示させたり、リアルタイムに様々な情報を得ることによって空間認識や、調べ学習・体験学習で学んだ内容を整理、発信したりすることが可能となる技術を活用することで、考えの深まりや表現の広がりにつながるような探究型の体験活動を実施する。

防災・減災教育、環境教育などの活動を想定しています。

②発達段階に応じた体系的な探究・探究的な学びにつながる体験活動

幼児から小学校低・中・高学年、中学生、高校生までの発達段階に応じた体系的な探究・探究的な学びを念頭に、他者との対話や協働を通じて課題を解決する等、豊かな人生や持続可能な社会の実現に向けて行動しようとする力を育む体験活動を実施する。

幼児段階から身体を通じて自然や地域社会の中で主体的に関わり、実生活・実社会とのつながりの中で子どもたちが質の高い探究的な学びとなる活動を想定しています。

(3) 活動1年目と2年目の取組

1年目は、当機構が開発した課題を解決するための教育プログラム等（開発した教材、指導案、手引き、運営マニュアル、ふりかえりシート及び評価ツール等）を活用し、申請団体の課題意識や地域の状況に対応できるようにカスタマイズし、2回以上の活動を実施します。

2年目は、1年目の実績を生かしてブラッシュアップした活動を3回以上実施するとともに、その事例をもとに他の子どももゆめ基金助成団体が活用できる普及資料を作成します。

なお、教育プログラム等の活用については当機構の職員等が伴走支援を行います。

2 助成の対象となる団体

次に該当する団体で、当該団体が自ら主催し、子どもの健全な育成を目的に子どもの体験活動や読書活動の振興に取り組む団体が助成の対象となります。

- (1) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人
- (2) 特定非営利活動法人
- (3) 上記(1)、(2)以外の法人格を有する団体（次に掲げる団体を除く）
 - ① 国または地方公共団体
 - ② 法律により直接に設立された法人
 - ③ 特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人

なお、これまでに子どもゆめ基金助成を受けて体験・読書活動を実施し助成金の交付を受けた実績のある団体が望ましい。

3 助成の対象となる経費、限度額、申請件数

(1) 経費

助成金の交付の対象となる経費は、活動を実施するために真に必要な経費〔謝金、旅費、雑役務費、その他経費（印刷製本費、通信運搬費、借料損料、消耗品費等）〕とします。

より多くの活動への助成を可能とする観点から、費用対効果を十分に踏まえ、必要最小限の経費により最大限の成果・効果が得られるよう努めること。

なお、消耗品の上限額は1万円（税込）ですが、当機構が提供する教育プログラム等を実施するために指定した物品等については、個別に上限額を設定します。

(2) 限度額

申請1件の限度額は1年目300万円、2年目300万円です。

また、採択された場合には普及用資料や実績報告書作成などに附帯する事務費として、実績報告時に確定額の10%を乗じた額を計上することが出来ます。

(3) 申請件数

一つの取組（課題及び活用する教育プログラム等）に申請できる件数は、1件までです。

異なる取組に複数申請することは可能です。

- (4) 助成金額は、子どもゆめ基金審査委員会において活動内容等を審査し、予算の範囲内で決定するため、必ずしも申請額満額を助成できるとは限りません。

4 活動の紹介

【例】リアル体験におけるデジタル技術を活用した深い学びにつながる教育プログラム等の開発・普及
「AR（Augmented Reality）技術の活用による探究型教育プログラム」

※専用のアプリを開発しiPadを使用して活動します。

【防災・減災教育】

地域における過去の災害から教訓や対応を学び、グループ活動による相互の気づきとふりかえりにより探究を深めます。



クイズラリーを通して、過去の災害の画像をみたりすることで探究を促進。

【環境教育】

森林をめぐるながら森の生態を学び、教科学習による知識と身体から感性への働きかけを通して学びが促されます。



クイズラリーを通して、夜の動物の映像を見たりすることにより、学びを促進。

5 募集案内・申請期間等

本コースの詳細については、2026年12月公開予定の募集案内をご確認ください。

なお、募集開始は2027年1月を予定しています。

募集案内の公開や募集開始については、子どもゆめ基金ホームページ（<https://yumekikin.niye.go.jp/>）にご案内します。

地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動推進コースは、青少年の体験活動等の重要性を普及・啓発することを目的として、地域が一体となって体験活動を推進する気運を高める取組を実施するとともに、子どもたちに自然体験や生活体験など直接体験する場や機会を提供する取組等に対して助成を行います。

※「体験の風をおこそう」運動については P.111 を参照してください。

1 助成の対象となる活動

2027年4月1日以降に開始し、2028年3月31日までに終了する活動が対象です。

【助成の対象となる取組例】

- ア) 「体験の風をおこそう」運動及び「早寝早起き朝ごはん」国民運動を普及・啓発する取組
- イ) 保護者や指導者等が子どもたちの体験活動の重要性についての理解を促進する取組
- ウ) 子どもたちが自然体験や生活体験など直接体験する場や機会を提供する取組
- エ) 子どもたちの基本的な生活習慣の確立を目指す取組
- オ) 実行委員会構成団体や連携団体、関係機関へ子どもゆめ基金チラシを配布する等の広報協力
- カ) 子どもゆめ基金助成活動募集説明会の開催 等

2 助成の対象となる団体

地方公共団体、公立青少年教育施設、学校、青少年団体、企業、民間教育機関・団体、NPO 法人等で構成する実行委員会、当該実行委員会が中心となり、子どもの健全な育成を目的に子どもの体験活動や読書活動の振興に取り組む団体が助成の対象となります。

「府県実行委員会」

府県や当該公立青少年教育施設を中心として、広域的に活動を行う実行委員会。

①の助成の対象となる取組例 ア)、イ)、及びウ) を2回以上、異なる市町村で実施することが必須となります。

「指定都市実行委員会」

指定都市や当該公立青少年教育施設を中心として、活動を行う実行委員会。

①の助成の対象となる取組例 ア)、イ)、ウ) を実施することが必須となります。

「市区町村実行委員会」

市区町村や当該公立青少年教育施設を中心として、活動を行う実行委員会。

①の助成の対象となる取組例 ア)、イ) を実施することが必須となります。

国立青少年教育施設がある都道府県は、府県実行委員会としては申請できません。

3 助成の対象となる経費、額、申請件数

(1) 経費

助成金の交付の対象となる経費は、活動を実施するために真に必要な経費〔謝金、旅費、雑役務費、その他経費（印刷製本費、通信運搬費、借料損料、消耗品費、保険料）〕とします。

(2) 限度額

申請の限度額は、「府県実行委員会」及び「指定都市実行委員会」は200万円、「市区町村実行委員会」は100万円です。

また、採択された場合にはその後の実績報告書作成等に附帯する事務費として、実績報告時に確定額の10%を乗じた額を計上することができます。

(3) 申請件数

申請件数は、1 実行委員会につき1 件となるため、複数の取組をまとめて申請してください。

(4) 助成金額は、子どもゆめ基金審査委員会において活動内容等を審査し、予算の範囲内で決定するため、必ずしも申請額満額を助成できるとは限りません。

4 活動の紹介

【取組事例1】

- ①実行委員会名 : 「徳島から体験の風をおこそう」運動推進実行委員会
 ②取組名 : 徳島おもてなし体験講座
 ～おもてなし外国語で交流しよう～
 ③実施日 : 韓国語会話オンライン 2025年7月19日～9月28日(日帰り、計4日)
 中国語会話オンライン 2025年7月13日～9月28日(日帰り、計4日)
 合同体験活動 2025年8月23日

本事業は県内の小中高生を対象に、訪日客に徳島の魅力を伝える「おもてなし」を通じた郷土の良さの再発見と国際的な視野を持つ人材の育成を目的としました。オンライン講座で韓国語・中国語の「おもてなし表現」を習得し、阿波和紙伝統産業会館での紙すき体験や美郷ほたる館での自然体験を行い、学んだ語学を活かして徳島の魅力を紹介しました。受講者の満足度は100%で、学んだことを将来に生かす意欲も見られました。校種を超えた交流の輪も広がり、おもてなしの心を育む貴重な機会となりました。



徳島の紹介をする様子

●その他の取組

体験の風をおこそう講演会「とくしま家庭教育のつどい」／高校生の読み聞かせボランティア養成講座
 ／子供の体験活動推進研修講座

【取組事例2】

- ①実行委員会名 : 大分県「体験の風をおこそう」実行委員会
 ②取組名 : 体験活動ミーティング IN 青少年の家
 (海フェス・森フェス)
 ③実施日 : 海フェス 2025年7月13日
 森フェス 2025年11月16日

本事業は県内の家族を対象に、県民の体験活動への気運を高めることを目的としました。

海フェスではSUP体験等の海洋アクティビティが好評を得た他、大学生が自然体験活動を支える立場を学ぶ機会となりました。

森フェスでは、ロープを使った木登り体験やスラックラインなど、普段経験できない活動は子どもたちに大変人気があり、保護者からも好評でした。また、外部機関や地域団体と連携し、多様で魅力的な体験活動を提供でき、体験活動推進に向けたネットワークづくりにもつながりました。

●その他の取組

(1)子どもの体験活動充実／(2)郷土の環境を活かした体験活動「香々地・九重自然学校」／(3)宇宙教育推進に向けた体験活動／(4)体験格差是正のための体験活動「かかぢ野外活動塾」／(5)体験活動推進に向けた啓発活動／(6)次世代の人材育成に向けた活動…… 計11取組



【初めてのSUP体験】

まずは座って始めよう！
 乗れるかな？ドキドキ！



【くぬぎの植樹体験】

大きな森になれ！

5 募集案内・申請期間等

本コースの詳細については、2026年12月公開予定の募集案内をご確認ください。

なお、募集開始は2027年1月を予定しております。

募集案内の公開や募集開始については、子どもゆめ基金ホームページ (<https://yumekikin.niye.go.jp/>) にご案内します。

2027年度 教材開発・普及活動コース概要

子どもの体験活動や読書活動を支援・補完することを目的に、インターネットを通じて提供することができる教材の開発・普及活動に対して助成します。

開発教材を効果的に普及し、より多くの団体・活動に利用していただくことを目的に、制度の変更及び申請事務の効率化を実施します。

●主な変更点

- ・助成対象期間を昨年度までの「1年間」から「2年間」に変更します。1年目を開発期間、2年目を普及期間として助成します。
 - ※1年ごとに実績報告書を提出し、確認後に助成金を交付します。
 - ※原則1年目は教材開発、2年目は教材普及に対して助成します。
- ・企画書による一次審査を撤廃し、申請書及びプレゼンテーションによる審査に変更します。

1 助成の対象となる活動

子どもの体験活動や読書活動を支援・補完することを目的に、インターネットを通じて提供することができる教材の開発・普及活動に対して助成します。

(1) 助成を行う対象期間

教材の開発：2027年4月1日から2028年3月31日まで。

教材の普及活動：教材の提供開始から2029年3月31日まで

(2) 助成の対象となる教材

インターネットを通じて学習する機会を、子どもまたはその指導者に提供するデジタルコンテンツのことであり、Webブラウザ上で使用するものや、スマートフォンやタブレット端末にダウンロードして使用するアプリなどを指します。

(3) 助成対象期間後の普及活動

開発した教材は、助成対象期間後、最低2年間は無償でインターネット提供し、継続して普及活動を行ってください。

2 助成の対象となる団体

次の(1)～(4)に該当する団体で、当該団体が自ら教材開発・普及活動を行い、子どもの健全な育成を目的に子どもの体験活動や読書活動の振興に取り組む団体が助成対象となります。

- (1) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人
- (2) 特定非営利法人
- (3) (1)及び(2)以外の法人格を有する団体（次の①～③に掲げる団体を除く）
 - ① 国又は地方公共団体
 - ② 法律により直接に設立された法人
 - ③ 特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人
- (4) 法人格を有しないが、活動を実施するための体制が整っていると認められる団体

3 助成の対象となる経費、限度額、申請件数

(1) 経費

助成金の交付の対象となる経費は、活動を実施するために真に必要な経費〔開発企画・事務費、システム設計費、制作費及びこれらの業務に係る直接人件費、委託費、普及事業費〕とします。

(2) 限度額

申請の限度額は1年目（開発）2年目（普及）の合計で1,000万円です。

また、採択された場合には、実績報告書作成などに附随する事務費として、実績報告時に確定額の5%を乗じた額を計上することができます。

(3) 申請件数

1団体につき1件（1教材）までです。

2027年度に採択された団体は、2028年度の申請はできません。

(4) 助成金額は、子どもゆめ基金審査委員会において内容等を審査し、予算の範囲内で決定するため、必ずしも申請額満額を助成できるとは限りません。

4 事例紹介

団体名 一般社団法人 未来キッズコンテンツ総合研究所
教材名 AI マスターへの道：君の心のエンジンに火をつける

開発年度 令和6年度

教材の種類 / 利用分野

子どもを対象とする教材 / 科学体験活動

教材の URL

<https://miraikidslab.org/AI-Master/index.html>

教材概要

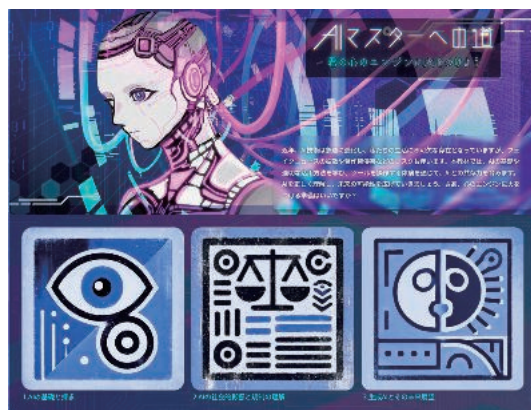
本教材は、初めて AI、とくに生成 AI に触れる中高生が、AI を安全かつ主体的に活用できる力を身につけることを目的とした学習教材です。内容は「解説教材」「インタラクティブ教材」「指導者向け資料」の3つで構成されています。解説教材では、アメリカの AI4K12を参考に、AI の基本概念を6つのコーナーで紹介し、特定サービスに依

存せず長く使える“AI の考え方”を学べます。インタラクティブ教材では、外部の生成 AI サービスを使ったゲーム型学習を通して、プロンプトデザインや AI のカスタマイズ、さらに AI のリスクや国際動向を体験的に学びます。指導者向けには、指導案やワークシート、実践ビデオを用意し、専門知識がなくても授業を実施できるよう支援しています。

上記以外の開発事例についても子どもゆめ基金ホームページに公開しています。

以下 URL からご確認ください。

https://yumekikin.niye.go.jp/jyousei_syoukai/kyouzai.html



5 募集案内・申請期間等

本コースの詳細については、2026年9月下旬公開予定の募集案内をご確認ください。

申請期間は2026年10月1日から12月2日までです。

募集案内の公開や募集開始については、子どもゆめ基金ホームページ（<https://yumekikin.niye.go.jp/>）にご案内します。

一助成金を受ける心構え一

助成金を受ける心構え

公的資金を使用している者として、倫理を自覚し、透明性のある活動運営と適切な会計処理を行うことが重要です。不正な受給や使用等の不正行為は青少年教育活動全体に対する信頼を損ねます。

1 適正な会計処理の徹底

- 会計処理は、日々、適切に行うこと。
- 支払いはできるだけ銀行振込とし、謝金・個人に支払う旅費は必ず銀行振込とすること。
- 会計処理は、担当者以外に複数人でチェックできる体制を整えて行うこと。
- 経理担当者とは別に監査担当者を設け、会計処理の監査体制を明確にすること。

【不正な会計処理等の例】

- ・ 水増しまたは架空の領収書を作成している。
- ・ 他の団体や会社の印を偽造し領収書を作成している。
- ・ 領収書の金額欄を空欄にして、記名のみを支払相手方に依頼し、後日、団体で金額を記入している。
- ・ 団体による領収書の但し書きへの加筆が行われている。

このような書類の偽造による不正受給は、詐欺罪（刑法第246条）にあたります。

2 関係書類等の管理保存

- 領収書、振込明細、レシート（以下、「領収書等」という。）は、助成活動に係る経費が適切に執行されたことを証明するために必要な書類である。活動終了後の実績報告や助成活動調査（監査）の際に確認するため、該当の領収書等は必ず保管すること。
- 領収書等だけでは経費の内容が確認できない場合、請求書、納品書等にて内容を確認するため、これらの書類も領収書等同様、必ず保管すること。
- 銀行振込による支払いの場合は、支払額が確認できる振込明細（利用明細票等）や通帳の写しと、その根拠となる請求書、納品書等の写しも提出が必要となる場合があるため、これらの書類も必ず保管すること。

- 領収書等の経費に関する書類は、支払日順に整理し、A4用紙タテの台紙に領収書等全体が見えるよう折りたたんだり重ねたりせずに貼付して保管すること。
- 保管期限は、助成活動の完了の日の属する年度の終了後5年間である。
- 助成活動完了後に代表者の交代・団体の解散をした場合は、必ず関係書類及びこれらに係る電子データ（以下「関係書類等」という。）を引き継ぐ・保管者を明確にする等、関係書類等の所在を明らかにすること。

3 助成活動調査

- 子どもゆめ基金では、その目的を達成するため、助成活動の実施状況や経理状況及び助成活動の関係書類等について、必要に応じて報告書等内容が明示されている書類や電子データ等の提出を求めるとともに、職員を直接事務所等に派遣する調査を行っている。
- 上記方法の他、調査票等による調査も行っている。この調査は個人や施設及び支払先といった関係機関へ直接郵送等にて行われる。
- 調査の結果、虚偽の報告が発覚する、領収書等の確認が取れない等の場合、助成金の返還を求めることがある。

【助成金を返還することとなった事例】

- ・ 対象外経費の領収書等が確認できなかったことにより、助成金の確定額が大幅減額となった。
- ・ 募集用チラシの大半が助成活動以外の活動であったことが発覚し、チラシの印刷費を計上できない経費として取扱ったことにより、助成金の確定額が大幅減額となった。
- ・ 他団体からの助成金等を収入に計上しなかったことにより、助成金の確定額が減額となった。
- ・ 団体から指導者又は協力者に銀行振込した謝金を、本人の同意なく団体の指定する口座に返金させた

4 不正受給・虚偽報告等への措置

- 虚偽の申請や報告による助成金の不正受給、申請書・実績報告書への虚偽の記載は絶対に許されない行為である。
- 子どもゆめ基金は、当該年度の助成金の返還を求めるだけでなく、過去に遡って調査を行い、不正受給や虚偽報告等があれば返還を求める。
- 不正等により助成金を返還する場合は、子どもゆめ基金助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第21条第1項に基づき、返還額の年10.95%で計算した加算金を上乗せして返還しなければならない。
- 当該不正等の内容に応じて、5年間を上限に助成対象団体から除外するとともに、除外期間が5年間となった団体の団体名、代表者名等を公表する。
(https://yumekikin.niye.go.jp/jyosei_katsudo/kokorogamae.html)
- このような不正があった場合、上記のような助成金の返還や、申請の制限だけでなく、法的措置をとる場合もある。

一 資 料 一

○子どもゆめ基金助成金交付要綱

○子どもゆめ基金助成金子どもの体験活動・読書活動
助成要領

○子どもゆめ基金助成金交付の基本方針

※資料の最新情報は子どもゆめ基金ホームページ（<https://yumekikin.niye.go.jp/about/gaiyou.html>）に掲載されていますので、申請の前にご確認ください。

子どもゆめ基金助成金交付要綱

平成13年4月11日
独立行政法人国立青少年教育振興機構規程第4-1号
平成13年11月12日
一部改正
平成14年6月12日
一部改正
平成18年4月1日
一部改正
平成19年3月22日
一部改正
平成21年2月27日
一部改正
平成24年8月28日
一部改正
令和2年3月30日
一部改正
令和2年7月31日
一部改正
令和3年4月1日
一部改正
令和4年4月1日
一部改正

(趣 旨)

第1条 この要綱は、独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「機構」という。）が機構業務方法書（平成18年4月1日文科科学省改正認可）第11条に基づき、子どもゆめ基金助成金（以下「助成金」という。）の交付に関して、必要な事項を定める。

(交付の目的)

第2条 助成金の交付の目的は、青少年のうちおおむね18歳以下の者（以下「子ども」という。）の自然体験活動の振興を図る活動等の民間の諸活動を支援し、子どもの健全な育成の一層の促進を図るものである。

(交付の対象及び助成金の額)

第3条 機構理事長（以下「理事長」という。）は、青少年教育に関する団体（以下「助成対象団体」という。）が行う次に掲げる活動（以下「助成活動」という。）を実施するために必要な経費のうち、助成金の対象として理事長が認める経費（以下「助成対象経費」という。）について、予算の範囲内で助成金を交付する。

- (1) 子どもの自然体験活動、社会奉仕体験活動その他の体験活動の振興を図る活動
- (2) 子どもを対象とする読書会の開催その他の子どもの読書活動の振興を図る活動
- (3) インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて提供することができる子ども向けの教材の開発・普及を図る活動

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する活動は助成金の交付の対象としない。
 - (1) 営利を目的とする活動
 - (2) 下部組織を有する団体の専ら下部組織に対する財政支援を目的とする活動
 - (3) 他の団体への助成活動
 - (4) 宗教的又は政治的宣伝意図を有する活動
 - (5) 民法（明治29年法律第89号）第90条に規定する公序良俗に反する活動
 - (6) その他理事長が別に定める活動
- 3 助成対象団体とは、次の各号に該当する団体で、当該団体が自ら主催し、前条の目的に沿った活動を行う団体をいう。
 - (1) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人
 - (2) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）により設立された法人
 - (3) 前二号以外の法人格を有する団体（次に掲げる団体を除く。）
 - イ 国又は地方公共団体
 - ロ 法律により直接に設立された法人
 - ハ 特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人
 - (4) その他法人格を有しないが、助成活動を実施するための体制を有すると理事長が認めた団体
- 4 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する団体は助成金の交付の対象としない。
 - (1) 団体構成員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴力団対策法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下、この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴力団対策法第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 団体構成員が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 団体構成員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (5) 団体構成員が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 5 助成対象経費及び助成金の額は、別に定める。
- 6 助成の対象となる助成活動の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの一会計年度とする。

（申請書）

第4条 助成金の交付の申請をしようとする助成対象団体は、活動に関する別に定める助成金申請書を理事長に提出するものとする。

- 2 前項の申請書の提出時期については、理事長が別に定める。

第5条 削除

第6条 削除

（交付決定及び通知）

第7条 理事長は、第4条第1項の申請書に基づいて、子どもゆめ基金審査委員会の審査を経て、助成金の対象となる助成活動及び交付する額（以下「交付決定額」という。）を決定し、その助成対象団体に対し、交付決定額を別に定める助成金交付決定通知書により通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けて当該助成活動を行う助成対象団体を助成活動団体という。(以下 同 じ。)
- 3 理事長は、第1項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、助成金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて助成金の交付の決定をすることができる。
- 4 前項の規定により助成金の交付の申請に係る事項につき修正を加えてその交付の決定をするに当たっては、その申請に係る当該助成活動の遂行を不当に困難とさせないものとする。

(交付の条件)

- 第8条 理事長は、助成金の交付の決定をする場合において、助成金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を附することができる。
- 2 助成金の交付の決定に附する条件は、公正なものとし、助成金の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に助成活動団体に対し干渉をするようなものであってはならない。

(交付申請の取下げ)

- 第9条 第7条第1項の規定による通知を受領した助成対象団体は、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、交付の決定の通知を受領した日から14日以内に別に定める助成金交付申請取下書により申請の取下げをすることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、助成対象団体の自己都合により取り下げる場合は、その原因となる事実が発生した後、速やかに行わなければならない。
 - 3 前2項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消等)

- 第10条 理事長は、助成金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができる。ただし、助成活動のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。
- 2 理事長が前項の規定により助成活動の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他助成金の交付の決定後生じた事情の変更により助成活動の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限る。
 - 3 理事長は、第1項の規定による助成金の交付の決定の取消しにより特別に必要となった事務又は活動に対しては、理事長が認めた場合に限り、助成金を交付するものとする。
 - 4 第7条第1項の規定は、第1項の行為をした場合について準用する。

(計画変更の承認)

- 第11条 助成活動団体が、助成活動の内容及び経費の変更(理事長が別に定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、あらかじめ助成金計画変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 理事長は、前項の規定による助成金計画変更承認申請書を受理した場合において、これを審査し、計画の変更を承認することに決定したときは、別に定める助成金計画変更承認通知書により、助成活動団体に通知するものとする。
 - 3 理事長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を附することができる。

（助成活動の廃止の承認）

第12条 助成活動団体は、助成活動を廃止しようとするときは、あらかじめ別に定める助成金計画廃止承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、前項の規定による助成金計画廃止承認申請書を受理した場合において、これを審査し、廃止を承認することに決定したときは、別に定める助成金計画廃止承認通知書により、助成活動団体に通知するものとする。

（助成金の使用制限）

第13条 助成活動団体は、助成金を助成活動に直接必要な経費にのみ使用しなければならない。

（助成活動の遂行等の命令）

第14条 理事長は、助成活動が助成金の交付の決定の内容又はこれに附した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その助成活動団体に対し、これらに従って当該助成活動を遂行すべきことを命ずることができる。

2 理事長は、助成活動団体が前項の命令に従わないときは、その助成活動団体に対し、当該助成活動の遂行の一時停止を命ずることができる。

（支払申請）

第15条 助成活動団体が、助成金の支払いを申請するときは、別に定める助成金支払申請書を理事長に提出しなければならない。

（状況報告）

第16条 助成活動団体は、助成活動の遂行及び収支状況について理事長の要求があったときは、すみやかにその状況を理事長に報告しなければならない。

（助成活動の遅延等）

第16条の2 助成活動団体は、助成活動が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合（理事長が別に定める軽微な変更を除く。）又は助成活動の遂行が困難となった場合においては、速やかに理事長に報告してその指示を受けなければならない。

（実績報告）

第17条 助成活動団体は、助成活動が完了したとき（第12条第2項の規定による助成活動の廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ。）は、その日から30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに別に定める助成活動実績報告書を理事長に提出しなければならない。

2 第3条第1項第3号の活動を行う助成活動団体に対する助成活動の完了の適用については、前項中「助成活動が完了したとき（第12条第2項の規定による助成活動の廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ。）」とあるのは「当該教材の開発が完了し、かつ普及活動を開始したとき（第12条第2項の規定による助成活動の廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ。）」とする。

3 第1項の提出期日について、理事長の別段の承認を受けたときは、理事長が別に定める期日によることができる。

（助成金の額の確定等）

第18条 理事長は、前条の報告を受けた場合においては、報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る助成活動の実施結果が助成金の交付の内容（第11条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに附した条件に適

合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、別に定める助成金額確定通知書により、当該助成活動団体に通知するものとする。

（助成金の交付決定の取消し）

第19条 理事長は、次の各号に該当する場合は、第7条第1項の規定による助成金の交付の決定（第11条第3項の規定による変更の交付の決定を含む。以下同じ。）の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）助成金の交付の申請、計画変更及び実績報告等の手続きについて虚偽の申告、不正の事実があった場合
- （2）助成活動団体が助成金を助成活動以外の用途に使用した場合
- （3）助成活動団体が助成活動に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- （4）助成活動の遂行が、助成金の交付の決定の内容又はこれに附した条件に違反していると認められる場合
- （5）交付の決定後生じた事情の変更等により、助成活動の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- （6）助成活動団体が、第24条に規定する調査等を正当な理由なく拒み、妨げ、忌避し、又は調査等に対し虚偽の回答をした場合
- （7）助成活動団体が、他の活動について助成金の交付の決定を取り消された場合。
- （8）その他この要綱及び機構が別に定めるところに違反したと認められる場合

2 前項の規定は、助成活動について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 理事長は、前2項の規定による取消しをした場合は、別に定める助成金交付決定取消通知書により、助成活動団体に通知するものとする。

（助成金の返還）

第20条 理事長は、前条第1項及び第2項の規定による助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めて、当該助成金の全部又は一部の返還を別に定める助成金返還命令書により、当該助成活動団体又はその代表者個人に命令するものとする。

2 第18条の規定による交付すべき助成金の額を確定した場合において、すでにその額をこえる助成金が交付されているときも同様とする。

3 前2項の助成金返還命令を当該助成団体宛に命令した場合であっても、当該助成活動団体が解散、若しくは活動を休止した場合は当該助成活動団体の代表者個人が前2項の責を負うものとする。

（加算金及び延滞金）

第21条 助成活動団体は、前条第1項の規定により助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した加算金を機構に納付しなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に該当するときは、その定めるところにより取り扱うものとする。

- （1）助成金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の適用は、返還を命ぜられた額に相当する助成金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額をこえるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする

(2) 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、助成活動団体の納付した金額が返還を命ぜられた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた助成金の額に充てられたものとする

3 助成活動団体は、助成金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、次の各号に定める延滞金を機構に納付しなければならない。

(1) 前条第1項の規定により助成金の返還を命ぜられたときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した金額

(2) 前条第2項の規定により助成金の返還を命ぜられたときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年5%の割合で計算した金額

また、返還を命ぜられた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする

4 理事長は、第1項及び前項の場合において、助成活動団体の申請により、やむを得ない事情があると認めたときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

5 当該助成活動団体が解散、若しくは活動を休止した場合は当該助成活動団体の代表者個人が第1項及び第3項の責を負うものとする。

(他の助成金の一時停止等)

第22条 理事長は、助成活動団体が助成金の返還を命ぜられ、当該助成金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、当該助成活動団体に対して、他の助成活動について交付すべき助成金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該助成金と未納付額とを相殺することができる。

(助成金の経理)

第23条 助成活動団体は、助成活動についての収支簿を備え、他の経理と区分して助成活動の収入額及び支出額を記載し、また、当該収入及び支出の内容を証する領収証書等関係書類を整理して、助成金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 助成活動団体は、前項の収支簿及び関係書類並びにこれらに係る電子データ等を助成活動の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

3 第3条第1項第3号の活動を行う助成活動団体に対する助成活動の完了の日については、前項中「助成活動の完了の日」とあるのは「当該教材の開発が完了し、かつ普及活動を開始した日」とする。

(調査等)

第24条 理事長は、助成金の交付の目的を達成するために必要と認めるときは、助成活動団体に対して報告をさせ、又は機構の職員にその事務所等に立ち入り、収支簿及び関係書類並びにこれらに係る電子データ等を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 理事長は、前項の規定による調査等により、当該助成活動が助成金の交付の決定の内容又はこれに附した条件に適合していないと認めるときは、助成活動団体に対し、これに適合させるための措置を指示することができる。

3 助成活動団体は、前項の規定による指示を受けたときは、これを誠実に遵守しなければならない。

(裁判管轄)

第24条の2 この要綱に関する訴えの管轄は、独立行政法人国立青少年教育振興機構本部の所在地を管轄区域とする東京地方裁判所とする。

(その他)

第25条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年4月11日から適用する。
- 2 第3条第5項の規定にかかわらず、平成13年度の助成の対象となる助成活動の期間は、平成13年4月11日から平成14年3月31日までとする。

附 則（平成13年11月12日一部改正）

- 1 この要綱は、平成13年11月12日から適用する。
- 2 改正後の要綱第16条の2、第17条第2項、第3項及び第23条第3項の規定は、平成13年度分の助成金から適用する。

附 則（平成14年6月12日一部改正）

- 1 この要綱は、平成14年6月12日から適用する。
- 2 改正後の要綱様式第5・10号は、平成14年度分の助成金から適用する。

附 則（平成18年4月1日一部改正）

この要綱は、平成18年度分の助成金から適用する。

附 則（平成19年3月22日一部改正）

この要綱は、平成19年3月22日から適用する。

附 則（平成21年2月27日一部改正）

この要綱は、平成21年2月27日から適用する。

附 則（平成24年8月28日一部改正）

この要綱は、平成25年度分の助成金から適用する。

附 則（令和2年3月30日一部改正）

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和2年7月31日一部改正）

この要綱は、令和2年8月1日から適用する。

附 則（令和3年4月1日一部改正）

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和4年4月1日一部改正）

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

子どもゆめ基金助成金子どもの体験活動・読書活動助成要領

平成13年4月11日
独立行政法人国立青少年教育振興機構規程第4-2号
平成13年11月12日
一部改正
平成14年8月9日
一部改正
平成15年8月27日
一部改正
平成16年5月25日
一部改正
平成17年4月13日
一部改正
平成17年9月1日
一部改正
平成18年4月1日
一部改正
平成19年8月7日
一部改正
平成21年9月8日
一部改正
平成22年8月30日
一部改正
平成23年8月30日
一部改正
平成24年12月26日
一部改正
令和3年4月1日
一部改正
令和4年6月30日
一部改正

1. 趣 旨

この要領は、子どもゆめ基金助成金交付要綱（平成18年4月1日独立行政法人国立青少年教育振興機構規程第4-1号、以下「交付要綱」という。）第3条第5項及び第25条の規定に基づき、子どもの体験活動及び読書活動の振興を図る活動に対する支援に関し、独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「機構」という。）が行う助成について、必要な事項を定める。

2. 助成対象活動

- (1) 助成活動は、交付要綱第3条第1項第1号及び第2号の規定に掲げる活動とし、特色ある新たな取組や子どもの体験活動の裾野を拡げる取組を中心に助成金の交付の対象とする。

なお、施設整備又は備品購入を目的とする活動、参加者の募集範囲が当該団体の構成員のみに限定される活動、学校教育として行う活動、舞台芸術や音楽の鑑賞等のみを目的とした活動については、助成金の交付の対象としない。

- (2) 前項の活動が、子どもゆめ基金審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、交付要綱第3条第2項に該当する活動と判断した場合は、助成金の交付の対象としない。

- (3) 交付要綱第3条第3項第3号イ（地方公共団体を除く。）、ロ及びハに規定する団体からの補助金等が交付される活動並びに国又は国が出資した基金等に対して補助金等の交付申請を行っている活動は、助成金の交付の対象としない。

3. 助成対象団体

- (1) 助成金の交付の対象となる団体は、交付要綱第3条第3項に該当し、かつ日本国内に所在地を有する団体とする。
- (2) 機構は、前項の規定にかかわらず、交付要綱第19条第1項第1号から4号、6号から8号の規定により助成金の交付取り消しを行ったときは、当該助成活動団体に対し当該認定の日から5年間を上限に助成金の対象団体から除外することができる。
- (3) 前項の規定により除外される期間が5年間となった団体は、団体名、代表者名等について公表するものとする。

4. 助成対象経費

助成金の交付の対象となる経費は、謝金、旅費、雑役務費及びその他経費とする。

5. 助成金の額

- (1) 助成金の額は、助成対象経費合計額又は助成金の額の限度額のうちいずれか低い金額を上限とし、委員会の議を経て決定する。
- (2) 1活動あたりの助成金の額は、2万円以上限度額までとする。
- (3) 助成金の額の限度額については別表1のとおりとする。ただし、活動実績のない新規団体への助成については、原則として上限額の2分の1とする。

6. その他

- (1) 交付要綱第11条第1項に基づき理事長が定める軽微な変更は、別表2のとおりとする。
- (2) この要領に定めるもののほか助成金の交付に関し必要な事項、及びこの要領により難い場合は、理事長が定める。

附 則

この要領は、平成13年4月11日から適用する。

附 則（平成13年11月12日一部改正）

この要領は、平成14年度分の助成金から適用する。

附 則（平成14年8月9日一部改正）

この要領は、平成15年度分の助成金から適用する。

附 則（平成15年8月27日一部改正）

この要領は、平成16年度分の助成金から適用する。

附 則（平成16年5月25日一部改正）

この要領は、平成16年6月1日から適用する。

附 則（平成17年4月13日一部改正）

この要領は、平成17年度分の助成金から適用する。

附 則（平成17年9月1日一部改正）

この要領は、平成18年度分の助成金から適用する。

附 則（平成18年4月1日一部改正）

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年8月7日一部改正）

この要領は、平成20年度分の助成金から適用する。

附 則（平成21年9月8日一部改正）

この要領は、平成22年度分の助成金から適用する。

附 則（平成22年8月30日一部改正）

この要領は、平成23年度分の助成金から適用する。

附 則（平成23年8月30日一部改正）

この要領は、平成24年度分の助成金から適用する。

附 則（平成24年12月26日一部改正）

この要領は、平成24年12月26日から適用する。

附 則（令和3年4月1日一部改正）

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和4年6月30日一部改正）

この要領は、令和5年度分の助成金から適用する。

別表1 助成金の額

活動規模	限度額
市区町村規模	100万円
都道府県規模	200万円
全国規模	600万円

- (注) 1. 1活動あたりの限度額とする。
2. 限度額の範囲内で助成金の額を交付する。

別表2 理事長が定める軽微な変更

内容の変更	・活動の目的、規模及び分野の変更を伴わない変更
経費の変更	・交付要綱第7条第1項により交付された助成金の額の変更を伴わない変更

子どもゆめ基金助成金交付の基本方針

〔令和 5 年 8 月 25 日〕
子どもゆめ基金審査委員会決定

子どもゆめ基金（以下「基金」という。）による助成は、以下の基本方針により行うものとする。

1. 基金による助成は、青少年教育に関する団体が行う子どもの体験活動や読書活動を振興する活動及び社会教育で活用される子ども向け教材の開発・普及を図る活動を対象とする。ただし、以下に掲げる活動は助成の対象としない。
 - (1) 営利を目的とする活動
 - (2) 下部組織を有する団体の、専ら下部組織に対する財政支援を目的とする活動
 - (3) 他の団体への助成活動
 - (4) 宗教的又は政治的宣伝意図を有する活動
 - (5) 公序良俗に反する活動
 - (6) その他、施設整備又は備品購入を目的とする活動、参加者の募集範囲が当該団体の構成員のみに限定される活動、学校教育として行う活動、舞台芸術や音楽の鑑賞等のみを目的とした活動
2. 基金による助成は、毎年度、申請に基づき行うものとし、予算の範囲内で、各助成対象活動に必要な助成対象経費を上限として、助成金を交付する。

その際、全国各地で広く、かつ地域に偏りなく子どもの体験活動や読書活動の機会が提供されるよう留意しつつ、特色ある新たな取組や、子どもの体験活動及び読書活動の振興を図る取組の裾野を広げるような活動を中心に助成金を交付する。

ただし、青少年教育に関する団体の自主性については、十分尊重されなければならない。
3. 基金による助成は、団体の規模に関わらず地域に密着した草の根的な団体、青年や青年指導者が組織し子どもの体験活動等の振興を図る活動に取り組む団体、及び国の政策上の課題に対応した活動に取り組む全国規模の団体など、一定の要件を満たすものについて広く対象とする。
4. 基金による助成に当たっては、以下のことに特に留意して行うこととする。
 - (1) 国又は国が出資した基金等に対して補助金等の交付申請を行っている活動は、助成金の交付の対象としない。
 - (2) 同一の団体から複数の活動が提出された場合は、採択優先順位を付し、特定の団体に対して助成金の交付が集中することがないように努める。なお、1 団体の上限を概ね 2 千万円とする。
 - (3) 全国及び都道府県規模で継続して行う活動への助成は 5 年間までとする。ただし、6 年目以降については、毎年一定の見直しを行っている場合に限り、助成金交付の対象とする。
 - (4) 1 活動あたりの限度額については、「子どもゆめ基金助成金子どもの体験活動・読書活動助成要領」、「子どもゆめ基金助成金子ども向け教材開発・普及活動助成要領」に定める額とする。
 - (5) 活動実績のない新規団体への子どもの体験活動及び読書活動の助成については、原則として限度額の 2 分の 1 とする。
5. 助成金の受給にあたり、団体が不正その他不適当な行為をした場合、一定期間助成しないこととする。
6. 採択された活動、助成金の額及び審査委員・専門委員氏名について公表するものとする。

一緒に子供たちの体験活動を推進していただける 企業、自治体、教育委員会、青少年団体、NPO等を募集！

文部科学省は、新型コロナウイルス等により減少している子供たちの「リアルな体験」機会の充実を全国規模で推進するため、
「子供の体験活動推進宣言」を発表しました。



子供の体験活動推進宣言

次代の社会を担う者として新たな価値を創造する力、対立やジレンマを克服する力、責任ある行動をとる力等を身に付けていくためにもリアルな体験活動は重要です。しかしながら、少子化や核家族化、デジタル化が進む中、現代の子供たちはリアルな体験が不足しています。さらにコロナ禍でこの傾向に拍車がかかり、また、家庭の経済環境によって体験機会に格差が生じているとの指摘もあります。今こそ、異年齢交流や職業体験、自然体験、ボランティア体験等、子供たちに豊かな体験機会を提供するため官民が一体となって取り組まねばなりません。

文部科学省は子供たちの体験活動を推進するため、経済界と連携して以下を目指した取組を進めます。

- 一、経済界の協力を得て、子供の体験活動の量的・質的な充実を目指します。
- 一、働く人が学校や地域の活動に参加しやすい環境づくりを目指します。
- 一、経済界との対話を促進し、体験活動における学校と地域・企業の連携体制の構築を目指します。



令和4年6月

文部科学大臣

末松信介

「子供の体験活動推進宣言」に賛同いただき、一緒に子供たちの体験活動を推進していただける企業、自治体、教育委員会、青少年団体、NPO等を随時募集しています！

ご賛同いただいた場合

文部科学省のホームページに掲載するほか、体験活動プログラムへのニーズや発信情報を一覧できるポータルサイトのご案内など体験活動の推進に関する情報を提供いたします。

青少年の体験活動推進企業表彰（いーたいけんアワード）について

文部科学省では、青少年の体験活動に関する優れた取組を行っている企業を毎年表彰しています。



いーたいけんアワードロゴマーク

多様な企業が提供した「いー」（良い・Excellent）「体験」と未来ある子供たちの成長をカラフルな月桂樹で表現しました！

※受賞企業は、該当の取組が受賞したことを示すロゴマークを利用することができます。

<令和7年度 文部科学大臣賞受賞企業>



大和ハウス工業株式会社

「みらいを創る力を育む大和ハウスの「コトクリエ社会共育プロジェクト」」「まち×探究×居場所空間」の学びのサードプレイスとして社会の創り手を育てるような循環型共育プログラムを実施。



株式会社 秋田魁新報社

「秋田活性化中学生選手権」秋田県内の中学生が地元企業を訪問して事業内容や理念を学び、それを生かした地元活性化のアイデアをプレゼン発表するコンテストを実施。

「子供の体験活動推進宣言」への賛同についてはこちら！



たっぷり体験



文部科学省総合教育政策局地域学習推進課
メール：taiken@mext.go.jp



文部科学省



（文部科学省HP）

「体験の風をおこそう」運動[®]とは

近年、社会が豊かで便利になる中で、子供たちの自然体験、社会体験、生活体験などの体験が減少してきている状況を踏まえ、子供たちの健やかな成長にとって体験がいかに重要であるかを広く発信し、社会全体で体験活動を推進していくことを目的とした運動です。

体験の風をおこそう推進事業

体験の風をおこそう運動推進委員会（事務局：国立青少年教育振興機構）では、全国各地で子供たちやその家族と一緒に体験できる機会と場の拡充及びその社会的気運の醸成に努めています。

詳しくはこちらのHPをご覧ください。

<https://www.niye.go.jp/taikennokaze.html>



ガイドブック 「体験・遊びナビゲーター」

国立青少年教育振興機構では、自然の中での体験や遊びを紹介したガイドブック「体験・遊びナビゲーター」を作成しました。ホームページからダウンロードできます。



体験の風をおこそう運動推進委員会 構成団体（敬称略50音順）

ガールスカウト日本連盟 国立青少年教育振興機構 自然体験活動推進協議会 社会通信教育協会 修養団 全国学校栄養士協議会 全国公民館連合会 全国子ども会連合会 全国児童養護施設協議会 全国スポーツ推進委員連合 全国ラジオ体操連盟 日本一輪車協会 日本キャンプ協会 日本青年団協議会 日本スポーツ協会 日本スポーツ少年団 日本PTA全国協議会 日本ユースホステル協会 日本子守唄協会 日本レクリエーション協会 ハーモニセンターボーイスカウト日本連盟 [21団体]

「体験の風をおこそう」運動に関する問い合わせ先

体験の風をおこそう運動推進委員会

（事務局：国立青少年教育振興機構）

TEL 03-6407-7718 E-mail taikennokaze@niye.go.jp



「早寝早起き朝ごはん」国民運動

「早寝早起き朝ごはん」の励行など幼児期からの基本的な生活習慣の確立を目指して、平成18年に「早寝早起き朝ごはん」国民運動がスタートし、今年度21周年を迎えます。

国や都道府県をはじめ、各地域や学校でそれぞれの実態に即した多様な取り組みが展開されています。

「早寝早起き朝ごはん」全国協議会協議会

「早寝早起き朝ごはん」全国協議会は、子供の望ましい基本的な生活習慣を育成し、生活リズムを向上させ、読書や外遊び・スポーツなど様々な活動に取り組んでもらうとともに、地域全体で家庭の教育力を支える社会的気運の醸成を図るための「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進するために設立されました。

PTAをはじめ、青少年・スポーツ・文化関係・読書活動・食育推進等の諸団体、企業など、幅広い関係団体等で構成されています。当機構では、「早寝早起き朝ごはん」全国協議会の事務局を運営し、20周年で取りまとめたこれまでの本国民運動の成果を基に、課題に対する視点を取り入れた本国民運動を積極的に推進していきます。

活動の詳細等、詳しくはHPをご覧ください。

「早寝早起き朝ごはん」全国協議会ホームページ <https://www.hayanehayaoki.jp/>



会長：遠山 敦子（元文部科学大臣）

設立：平成18年4月24日

会員数：334

※令和8年4月現在



早寝早起きくん



早やねちゃん



あさごはんまん



みそしるちゃん



みみかしのこ

© やなせあきこ

NEAL(自然体験活動指導者)の紹介



NEAL(自然体験活動指導者)とは

Nature Experience Activity Leaderの略で、自然の中で感性を磨いたり、土地の伝統文化や食文化に触れたり、専門的な知識と技術をもって自然体験活動の普及や振興に貢献するのが「自然体験活動指導者」です。自然体験活動には、キャンプ、登山、ハイキング、カヤック、自然観察、農林漁業体験など、多様なフィールドで様々な活動があります。

「自然体験活動指導者」になるためには、自然体験活動指導者養成講習を受講し、修了する必要があります。養成団体(養成講習を実施する全国体験活動指導者認定委員会が認めた団体)は全国各地に存在し、それぞれの養成団体は、共通のカリキュラムに沿って養成講習を実施しています。



趣旨

子供の頃の体験は人生の基盤であり、豊富な体験が、大人になってからのモラル、やる気などの「生きる力」を養成しています。しかしながら、近年、体力低下やいじめ・自殺の多発、不登校・ひきこもりの増加など、青少年の抱える課題が問題となっており、それらは子供の頃の体験の機会が減少していることと無縁ではありません。青少年の抱える課題を解消し、健全な育成を図るためには、家庭、地域、学校のあらゆる場で、体験活動の機会を提供することが極めて重要です。

こうした状況下、青少年をはじめとした多くの人々の体験活動を推進するため、「全国体験活動指導者認定委員会」が創設されました。「全国体験活動指導者認定委員会」では、「自然体験活動指導者」の認定、登録証の発行、養成のための体系的なカリキュラムの策定等を行っています。

国立青少年教育振興機構では、青少年の自然体験活動を推進するため、NPO法人自然体験活動推進協議会との官民協働により実施・養成しています。



お問い合わせ先

全国体験活動指導者認定委員会事務局
(国立青少年教育振興機構教育部事業企画課)
URL: <https://www.niye.go.jp/services/neal.html>
TEL: 03-6407-7713・7712
E-mail: honbu-kikaku@niye.go.jp

全国体験活動指導者認定委員会 自然体験活動部会事務局
(NPO法人自然体験活動推進協議会)
URL: <https://neal.gr.jp>
TEL: 03-5452-4058
E-mail: info@neal.gr.jp

絵本専門士・絵本専門士養成講座の紹介

絵本専門士について



絵本専門士とは、絵本に関する高度な知識、技能及び感性を備えた絵本の専門家です。絵本専門士養成制度は、2014年(平成26年)に有識者等で構成される絵本専門士委員会のご提言を基にスタートしました。

絵本専門士の役割は、読み聞かせやおはなし会、ワークショップなど実際に本を使って行う取組み、絵本に関する知識をもって行う指導・助言、絵本に関する自らのネットワークを活かした人的・物的コーディネートなど幅広く、活動の場所も幼稚園や学校から図書館、医療機関まで様々です。

子供の読書活動の重要性や絵本の読み聞かせの大切さが指摘される中、絵本専門士は、絵本の魅力や可能性を伝える指導者として大いに期待されています。



絵本専門士養成講座について



絵本専門士養成講座は、絵本専門士になるために必要な3つの領域(「知識を深める」「技能を高める」「感性を磨く」)を身に付けるための講座です。講座は、30コマの授業(1コマあたり90～120分)と修了課題により構成されます。令和8年度から東京会場に加え、大阪会場でも開講します。

授業は、絵本や子供に関する知識、おはなし会やワークショップを運営する技能、絵本の創作や編集に要する豊かな感性等をバランスよく修得できるような内容となっています。また、絵本に関わる多様な領域の専門家や実践家を講師として招き、講義、演習等の様々な形態で実施するとともに、1クラスあたり約35名を定員として、きめ細かい指導を行うことを特長としています。

加えて、各授業における理解を深めるため、授業前後に発展的な課題に取り組んだり、絵本専門士となった後の活動をイメージして学ぶことができるようなディスカッションを行ったりすることとしています。絵本専門士の資格を得るためには、30コマの授業において一定の成績を修めるとともに、全授業終了後の修了課題において絵本専門士として必要な資質・能力を満たしていると評価されることが必要です。これらの要件を満たすことで、絵本専門士委員会によって絵本専門士として認定されます。認定後は、絵本専門士名簿に登録され、希望者はホームページにおいて氏名等が公開されます。



お問い合わせ先

絵本専門士委員会事務局(国立青少年教育振興機構教育事業部事業企画課)

URL: <https://www.niye.go.jp/services/ehon.html>

TEL: 03-6407-7714 FAX: 03-6407-7699

E-mail: ehon-senmonshi@niye.go.jp



日本版DBSについて

日本版 DBS は「こども性暴力防止法」に基づいて運用され、子どもに接する事業に従事する者の性犯罪前科を確認する仕組みです。子どもゆめ基金では、子どもの安全・安心の確保の観点から、本制度の趣旨を踏まえた取組を推奨します。



こどもに接する現場で働く皆さまへ

こども性暴力防止法

による対応がはじまります！

- Point
1

こどもに接する現場で働く方は、
性犯罪前科の有無の確認が必要になります。
- Point
2

性犯罪前科があると、性暴力のおそれがあるとの判断の下、
こどもに接する業務に就くことができなく
なります。

こども性暴力防止法とは？

性暴力は、こどもの心身の発達に深刻な影響を及ぼし、断じて許されるものではありません。
こども性暴力防止法では、対象事業者に対して、従事者の性犯罪前科の確認をはじめとする、こどもへの性暴力を防ぐための取組が義務付けられています。

制度の対象は？

こどもに教育・保育などを提供する事業のうち、次の事業・業務が対象となります。
学校、認可保育所などは、公立・私立を問わず、性暴力を防ぐための取組が義務となります。
それ以外(放課後児童クラブ、学習塾など)は、国が認定をすることで、制度の対象となります。

	義務対象	認定対象
対象事業	- 学校（幼小中高特支、高専、高等専修学校） - 認可保育所、認定こども園 - 児童福祉施設 など	- 認可外保育施設 - 放課後児童クラブ - 学習塾、スポーツクラブ など
対象業務	- 教員 - 保育士 - 児童指導員 など	- 保育従事者 - 放課後児童支援員 - 塾講師、指導員 など

対象となる性犯罪は？

事業者が確認する性犯罪前科として、次のようなものが対象となります。

不同意
性交等

不同意
わいせつ

児童買春

児童ポルノ
所持

痴漢

盗撮

未成年
淫行

など

※成人に対する性犯罪を含みます。

今後、皆さまにお願いすること

制度の開始後※、性犯罪前科の確認など、こどもへの性暴力防止の取組のため、次のような対応が必要になります。

※令和8(2026)年12月25日以降

性犯罪前科の確認

アカウント登録

手続は、プライバシー保護のため、オンラインで行います。



戸籍等の登録

性犯罪前科の確認手続に必要です。



こどもの安全確保

研修の受講

性暴力防止への理解促進に必要です。



日頃からの見守り等

被害の早期把握のために必要です。



制度の開始後、



性犯罪前科があると確認された場合



戸籍等の提出が行われず、法定期限までに性犯罪前科の確認ができない場合は、性暴力のおそれがあるとの判断の下、こどもに接する業務に就くことができません。

こども性暴力防止法の詳細については、こども家庭庁ウェブサイトをご覧ください。

こども性暴力防止法

検索



こどもまんなか
こども家庭庁

2025年12月作成

施設一覧

たいせつ

1. 大雪青少年交流の家

大雪国立公園内に位置し、壮大な山々、原生林に囲まれた自然豊かな環境にあります。四季折々の自然が楽しめる、「登山」や「ハイキング」といった研修プログラムを実施しているほか、冬には地域の特性を活かして「クロスカントリースキーコース」も設置しています。

〒071-0235 北海道上川郡美瑛町白金温泉
TEL 0166-94-3121 / FAX 0166-94-3223



<https://taisetsu.niye.go.jp>

ひだか

2. 日高青少年自然の家

札幌、旭川、新千歳空港から車で2時間圏内に位置し、ポディラフティングや沢のぼり等の水辺活動をはじめ、たき火や野外炊事、スキーやスノーラフティング等、一年を通して豊かな自然を満喫できるアクティビティを提供しています。

〒055-2315 北海道沙流郡日高町字富岡
TEL 01457-6-2311 / FAX 01457-6-3934



<https://hidaka.niye.go.jp>

いわてさん

3. 岩手山青少年交流の家

テンパーク(愛称)は、岩手山の自然豊かな山裾に位置しています。登山、キャンプ、野外炊事や冬はそり遊びなど四季を通じた自然体験活動のほか自然素材を活かした創作活動、キャップハンディ体験、南部曲り家を使用した活動などができます。

〒020-0601 岩手県滝沢市後 292
TEL 019-688-4221 / FAX 019-688-5047



<https://iwate.niye.go.jp>

あかぎ

8. 赤城青少年交流の家

上毛三山(赤城山・榛名山・妙義山)の一つ赤城山南麓の標高約530メートルに位置し、四季を通じて豊かな自然環境に恵まれ、体験と交流の場を提供することにより、共に学びあえる施設づくりに努めています。

〒371-0101 群馬県前橋市富士見町赤城山 27
TEL 027-289-7224 / FAX 027-289-7226



<https://akagi.niye.go.jp>

しんしゅうたかと

9. 信州高遠青少年自然の家

中央・南アルプスを望み、高遠城址のコヒガンザクラで知られる伊那市高遠町の晴々峰高原に位置し、白樺や唐松林に囲まれたログハウスやロッジが点在しています。「自然の豊かさを見つけよう 考えよう 味わおう 楽しもう」をスローガンに様々な体験活動を支援しています。

〒396-0301 長野県伊那市高遠町藤沢 6877-11
TEL 0265-96-2525 / FAX 0265-96-2151



<https://takato.niye.go.jp>

わかさわん

13. 若狭湾青少年自然の家

大陸とつながる「海の道」の玄関として栄えた若狭湾。リアス式海岸が続く若狭湾のほぼ中央に位置し、舞鶴若狭道中 IC から約15分です。目の前に広がる雄大な若狭湾を舞台に、カッター、シーカヤック、スノーケリングなどを通して海の魅力を体験できる施設です。

〒917-0198 福井県小浜市田島区大浜
TEL 0770-54-3100 / FAX 0770-54-3023



<https://wakasawan.niye.go.jp>

ちゅうおう

14. 中央青少年交流の家

世界文化遺産に登録された富士山を間近に望み、首都圏や中京圏からも近く、富士山麓トレッキング、野外炊事、SDGsミツションワークラリーなどの多様な体験活動ができます。また、大小の研修室やクロスカントリーコース(1.6km)等のスポーツ設備も充実しており、学びや活動の場として最適です。

〒412-0006 静岡県御殿場市中畑 2092-5
TEL 0550-89-2020 / FAX 0550-89-2025



<https://fujinosato.niye.go.jp>

のりくら

15. 乗鞍青少年交流の家

北アルプス乗鞍岳を背景に、白樺林に囲まれた乗鞍高原に位置し、四季を通して清浄な大自然を満喫できます。夏は標高1,510mの高地での陸上トレーニング、冬は飛騨高山スキー場と直結したグレンデでスキー活動が行えます。

〒506-0815 岐阜県高山市岩井町 913-13
TEL 0577-31-1013 / FAX 0577-31-1025



<https://norikura.niye.go.jp/norikura>

さんべ

19. 三瓶青少年交流の家

島根県の中央部、国立公園三瓶山の自然林の中に位置しています。この豊かな自然環境の中で、登山、サイクリング、歩くスキー、スノーシュー、かんじきハイキングなど四季を通じ、様々な自然体験活動が実施できます。

〒694-0002 島根県大田市山口町山口 1638-12
TEL 0854-86-0319 / FAX 0854-86-0458



<https://sanbe.niye.go.jp>

えたじま

20. 江田島青少年交流の家

広島湾に浮かぶ風光明媚な江田島に位置し、瀬戸内の温暖な気候と豊かな自然環境の中で、カッター研修などの海洋研修、学習活動やスポーツ活動、野外活動など多様な活動を通して、青少年の自主性や意欲を育てています。

〒737-2126 広島県江田島市江田島町津久茂 1-1-1
TEL 0823-42-0660 / FAX 0823-42-0664



<https://etajima.niye.go.jp>

やまぐちとくぢ

21. 山口徳地青少年自然の家

山口県のほぼ中央、長門県立自然公園内に位置しています。中国自動車道徳地ICから約15分です。県内最大級の天体望遠鏡による天体観測、ハイキングなどの野外活動の他、人間関係構築力を高める体験学習プログラムが人気です。

〒747-0342 山口県山口市徳地船路 668
TEL 0835-56-0113 / FAX 0835-56-0130



<https://tokuji.niye.go.jp>

いさはや

25. 諫早青少年自然の家

長崎県と佐賀県にまたがる多良山中の腹に位置し、眼下に諫早平野、豊仙、遠くには天草が見えます。沢登りや、五家原岳登山、オリエンテーリングなどの自然体験活動のほか、森のクロスカントリーコースでのランニングや屋外バスケットコートを利用したスポーツ活動もできます。

〒859-0307 長崎県諫早市白木峰町 1109-1
TEL 0957-25-9111 / FAX 0957-25-9115



<https://isahaya.niye.go.jp>

あそ

26. 阿蘇青少年交流の家

九州のほぼ中央、阿蘇五岳の懷に抱かれた阿蘇くじゅう国立公園内に位置し、先人の暮らしから受け継がれた千年の大草原をフィールドに、登山やオリエンテーリング、ハイキングなど大自然を満喫できる体験活動プログラムを実施しています。

〒869-2692 熊本県阿蘇市一の宮町宮地 6029-1
TEL 0967-22-0811 / FAX 0967-22-0814



<https://aso.niye.go.jp>

おおすみ

27. 大隅青少年自然の家

鹿児島県の大隅半島のほぼ中央、夕暮れ時には黄金の夕日に染まる錦江湾(鹿児島湾)を眼下に望み、高隈山系の山裾に位置しています。カヌーやゴムボート活動、登山やハイキングなど、海・山・川での自然体験活動を実施しています。

〒891-2396 鹿児島県鹿屋市花里町赤瀬
TEL 0994-46-2222 / FAX 0994-46-2540



<https://osumi.niye.go.jp>

はなやま

4. 花山青少年自然の家

東北地方のほぼ中央に位置し、宮城・岩手・秋田県にまたがる栗駒山南麓の雄大な自然の中にあります。栗駒山系の豊かな水環境を全身で感じる「沢活動」をはじめ、四季折々の大自然をまるごと使った冒険活動、環境学習活動等のプログラムを用意しています。

〒987-2593 宮城県栗原市花山字本沢沼山 61-1
TEL 0228-56-2311 / FAX 0228-56-2469



<https://hanayama.niye.go.jp>

ばんだい

5. 磐梯青少年交流の家

磐梯朝日国立公園の磐梯山南側に位置し、眼下には雄大な猪苗代湖を望み、近くには多くの湖沼群を有する裏磐梯などの豊かな自然環境が広がっています。登山やハイキング、スキー、天体観測、防災・減災教育などを提供しています。体験活動を通して様々な“感動”を得ることができます。

〒969-3103 福島県耶麻郡猪苗代町字五輪原 7136-1
TEL 0242-62-2530 / FAX 0242-62-2532



<https://bandai.niye.go.jp>

なすかし

6. 那須甲子青少年自然の家

日光国立公園内に位置しています。福島県の甲子高原と栃木県的那須高原に広がる広大な敷地には阿武隈川源流や豊かな森が広がっています。登山、沢歩き、雪あそびなど豊かな感性を育む自然体験活動が充実しています。

〒961-8071 福島県西白河郡西郷村大字真船字村火 6-1
TEL 0248-36-2331 / FAX 0248-36-2150



<https://nasukashi.niye.go.jp>

みょうこう

10. 妙高青少年自然の家

妙高戸隠連山国立公園内に位置しており、春から秋にかけては敷地内を流れる川の探検やハイキング、冬は豊富な雪を利用したスキー(アルペン・クロスカントリー)やスノーシューハイク、仲間づくりプログラム(通年)など、四季を通じて様々な体験活動プログラムを提供しています。

〒949-2235 新潟県妙高市大字関山 6323-2
TEL 0255-82-4321 / FAX 0255-82-4325



<https://myoko.niye.go.jp>

たてやま

11. 立山青少年自然の家

立山連峰のふもとに位置しています。登山や 600mm 望遠鏡、プラネタリウムでの星空観察など、周辺の自然環境を活かしたプログラムがあります。特に幼児を対象とした自然体験活動「立少トントンたんけん隊」を推進しています。

〒930-1407 富山県中新川郡立山町芦峯寺字前谷1
TEL 076-481-1321 / FAX 076-481-1430



<https://tateyama.niye.go.jp>

のと

12. 能登青少年交流の家

能登半島入口の羽咋(はくい)市にあり、日本海を間近に望み豊かな自然環境を持つ肩文台地に位置しています。里海・里山を活用した多彩な体験活動プログラムを提供しています。

〒925-8530 石川県羽咋市柴垣町 14-5-6
TEL 0767-22-3121 / FAX 0767-22-3125



<https://noto.niye.go.jp>

そに

16. 曽爾青少年自然の家

奈良県・三重県境にある室生赤目青山国定公園内のスキが一面に広がる曽爾高原に位置しています。周辺の自然環境を活かしたハイキングや森林環境学習のほか、野外炊事やキャンプファイヤーといった体験活動プログラムを提供しています。

〒633-1202 奈良県宇陀郡曽爾村太良路 1170
TEL 0745-96-2121 / FAX 0745-96-2126



<https://soni.niye.go.jp>

あわじ

17. 淡路青少年交流の家

淡路島の南端に位置し、白砂青松100選に選ばれた吹上浜を見渡すことのできる場所にあります。人気のカッター研修や防災・減災について体験を通して学べる「防災・減災クエスト」などバリエーション豊かな体験活動プログラムを提供しています。

〒656-0543 兵庫県南あわじ市阿万塩屋町 757-39
TEL 0799-55-2695 / FAX 0799-55-0463



<https://awaji.niye.go.jp>

きび

18. 吉備青少年自然の家

岡山県のほぼ中央、吉備高原の標高 300m から 360m に位置しています。敷地内の人造湖「鳴滝湖」や赤松林に囲まれた豊かな自然を活用した、カッター・ハイキング・オリエンタリング等様々な体験活動プログラムを提供しています。

〒716-1241 岡山県加賀郡吉備中央町吉川 4393-82
TEL 0866-56-7231 / FAX 0866-56-7235



<https://kibi.niye.go.jp>

おおず

22. 大洲青少年交流の家

四国の西に位置し、伊予(愛媛)の小京都と呼ばれる「大洲」には清流「肱川」がのどかに流れ、その肱川でのカヌー体験活動をメインに、四季折々の豊かな自然の中で野外活動や文化的な活動及びスポーツ活動が実施できます。

〒795-0001 愛媛県大洲市北只 1086
TEL 0893-24-5175 / FAX 0893-24-2909



<https://ozu.niye.go.jp>

むろと

23. 室戸青少年自然の家

ユネスコ世界ジオパークの室戸岬を一望する崎山台地に位置し、室戸ならではの温暖湿潤な亜熱帯気候を活かした森でのキャンプや黒潮の影響を受ける海洋生物学学習やマリナクティビティ、天体観測、冬季スポーツ合宿、防災学習等を幅広い年齢層が体験できる施設です。

〒781-7108 高知県室戸市元乙 1721
TEL 0887-23-2313 / FAX 0887-23-2484



<https://muroto.niye.go.jp>

やすこうげん

24. 夜須高原青少年自然の家

福岡県の中央に位置し、都市部からもアクセスしやすい場所にあります。四季を通じていろいろな動物や植物、昆虫をみることで、また、フィールドビンゴやオリエンタリングなど、手軽に自然を楽しめます。晴天時には200mm 天体望遠鏡で月や土星などを観察できます。

〒838-0202 福岡県朝倉郡筑前町三箇山 1103
TEL 0946-42-5811 / FAX 0946-42-5880



<https://yasu.niye.go.jp>

おきなわ

28. 沖縄青少年交流の家

那覇泊港から高速船で40分の渡嘉敷島にあり、国立公園に指定された慶良間ブルーの海と白砂のビーチでスノーケリング等の海洋研修が年間を通して体験できます。また、離島ならではの星空観察やスポーツ合宿、平和学習も実施できます。

〒901-3595 沖縄県島尻郡渡嘉敷村字渡嘉敷 2760
TEL 098-987-2306 / FAX 098-987-2318



<https://okinawa.niye.go.jp>



全国の国立青少年教育施設のご案内

- 青少年交流の家
- 青少年自然の家
- オリンピック記念青少年総合センター

- | | |
|--------------------------|--------------------|
| ① 大雪青少年交流の家(北海道) | ⑩ 曾爾青少年自然の家(奈良県) |
| ② 日高青少年自然の家(北海道) | ⑪ 淡路青少年交流の家(兵庫県) |
| ③ 岩手山青少年交流の家(岩手県) | ⑫ 吉備青少年自然の家(岡山県) |
| ④ 花山青少年自然の家(宮城県) | ⑬ 三瓶青少年交流の家(島根県) |
| ⑤ 磐梯青少年交流の家(福島県) | ⑭ 江田島青少年交流の家(広島県) |
| ⑥ 那須甲子青少年自然の家(福島県) | ⑮ 山口徳地青少年自然の家(山口県) |
| ⑦ オリンピック記念青少年総合センター(東京都) | ⑯ 大洲青少年交流の家(愛媛県) |
| ⑧ 赤城青少年交流の家(群馬県) | ⑰ 室戸青少年自然の家(高知県) |
| ⑨ 信州高遠青少年自然の家(長野県) | ⑱ 夜須高原青少年自然の家(福岡県) |
| ⑪ 妙高青少年自然の家(新潟県) | ⑲ 諫早青少年自然の家(長崎県) |
| ⑫ 立山青少年自然の家(富山県) | ⑳ 阿蘇青少年交流の家(熊本県) |
| ⑬ 能登青少年交流の家(石川県) | ㉑ 大隅青少年自然の家(鹿児島県) |
| ⑭ 若狭湾青少年自然の家(福井県) | ㉒ 沖縄青少年交流の家(沖縄県) |
| ⑮ 中央青少年交流の家(静岡県) | |
| ⑯ 乗鞍青少年交流の家(岐阜県) | |



交通案内(機構本部)

- 電車 小田急線各駅停車 参宮橋駅下車 徒歩約7分
地下鉄千代田線 代々木公園駅下車 徒歩約10分
- バス 京王バス 代々木5丁目バス停下車 徒歩約1分
- 車 首都高速4号線 代々木出入口約100m
(大型バス) 新宿出入口 約2 km



National Institution For Youth Education
国立青少年教育振興機構



〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町3-1 TEL 03-3467-7201(代表)

<https://www.niye.go.jp>